第2部

特許庁における取組

第1章
特許における取組 …… 104

第2章
意匠における取組 …… 125

第3章
商標における取組 …… 133

第4章
審判における取組 …… 146

第5章
特許庁におけるデザイン経営の取組 …… 156

第6章
情報システムにおける取組 …… 163

第7章
多様なユーザーへの支援・施策 …… 169

第8章
人材育成に向けた支援・施策 …… 231

第9章
産業財産権制度の見直しについての取組 …… 263

第1章　特許における取組

研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知的財産戦略の重要性も一層増していく中で、特許庁は、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、IoTや人工知能（AI）、ビッグデータ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介する。

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、一次審査通知までの期間のみならず、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まっている。そこで、2023年度までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」（標準審査期間）が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1) 特許審査の迅速化の推進

①登録調査機関による先行技術文献調査の実施

特許庁は、審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図っている。2020年度においては、先行技術文献調査の総件数13.9万件のうち、10.6万件で英語特許文献検索、3.9万件で中韓語特許文献検索、3.6千件で独語特許文献検索を行った。

登録調査機関の数は、2021年4月1日現在9機関である［2-1-1図］。登録調査機関としての登録は、39に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。

調査結果については、審査効率を最大限向上させるべく検索者から審査官に口頭で説明しているところ、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策として、対面ではなくオンラインでの説明を優先的に実施した。また、対面での説明が必要な場合においても、座席へのパーテーションの配置や実施直前の体温測定等の感染対策を行った。これらの取組により、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、調査結果が着実に納入され、特許審査の迅速性維持につながった。

その他、出願人が登録調査機関の調査能力を活用できるよう、特定登録調査機関制度を設けている。当該制度は、特定登録調査機関として登録している一部の登録調査機関（2-1-1図において※

1　出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

を付記した機関）が、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行うものであり、登録調査機関による特許庁への先行技術調査報告と同品質の調査報告を得ることができる。

2-1-1図　【登録調査機関・特定登録調査機関一覧（2021年4月1日）】

登録調査機関名
（一財）工業所有権協力センター　※
テクノサーチ（株）
（一社）化学情報協会
（株）技術トランスファーサービス　※
（株）AIRI
（株）パソナグループ　※
（株）古賀総研
（株）みらい知的財産技術研究所
ジェト特許調査（株）

（資料）特許庁作成
（※を付記した機関は特定登録調査機関としても登録。（株）パソナグループについては、令和4年3月31日まで、特定登録調査機関としての業務を休止。）

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、任期付審査官を採用するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2)早期審査・スーパー早期審査

①早期審査

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査を実施している[1]。

早期審査の対象となる出願は、（ⅰ）個人、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願、（ⅱ）既に実施しているか2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）、（ⅲ）外国にも出願している出願（外国関連出願）、（ⅳ）環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）、（ⅴ）「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明の出願である。2011年8月からは、震災により被災した企業・個人等からの出願（震災復興支援関連出願）も、早期審査の対象になっている。

2020年の早期審査の申請件数は22,401件であった［2-1-2図］。早期審査を利用した出願の2020年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.7か月となっており、早期審査を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

2-1-2図　【早期審査の申請件数の推移】

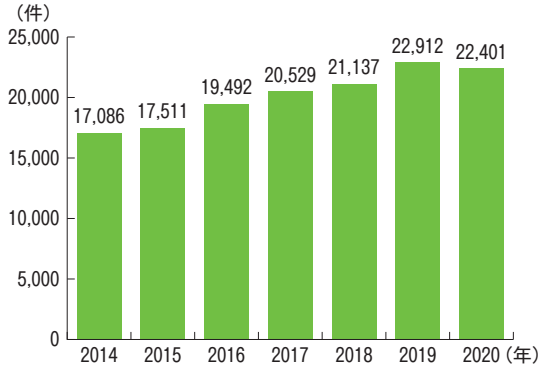

（資料）統計・資料編第2章18.（1）

1　申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html

②スーパー早期審査

特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査を試行している[1]。

スーパー早期審査は、申請から一次審査までを1か月以内（DO出願[2]については、原則2か月以内）で行い、再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2020年のスーパー早期審査の申請は1,196件であった［2-1-3図］。スーパー早期審査を利用した出願の2020年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.9か月（DO出願については平均1.5か月）となっている。

2-1-3図　【スーパー早期審査の申請件数の推移】

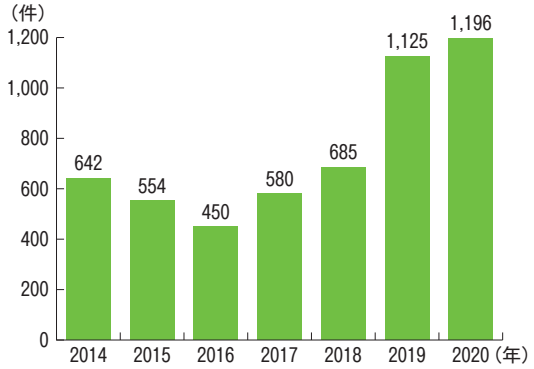

（資料）特許庁作成

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/supersoukisinsa.pdf
2 国際出願後、国内に移行した出願。

2. 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実はもとより、第四次産業革命により注目が高まっている新技術に対応することを目的として、AI関連技術に関する特許審査事例の周知等を行った。また、ユーザー評価調査の充実等、特許審査の質の維持・向上のための取組を引き続き実施するとともに、ベンチャー企業対応スーパー早期審査等、ユーザーニーズに応じた取組を新たに開始した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための様々な取組について紹介する。

(1)特許審査の質の維持・向上のための取組

①特許審査の質をめぐる動向

国際的に信頼される質の高い特許権の設定は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎ、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国・地域の特許庁間で大きな相違はない。

さらに、五大特許庁の特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」の構築により、審査結果は、各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、より質の高い審査結果を適時に提示することのできる特許庁を第1庁として選択することにより、権利化のための予見性を高め、コストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国・地域の特許庁で、特許審査の質と適時性の確保に向けた取組が行われている。米国特許商標庁は、2014-2018年戦略計画に引き続き2018-2022年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、2017年7月より、毎年、品質レポートをHPに公表し、様々な特許審査の質の維持・向上の取組とその結果を出願人向けに紹介している。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

②特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2020年度も引き続き、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。審査官が自発的に行う協議に加えて、IoT関連出願等、所定の条件を満たす案件について必ず協議を行うこととしている（2020年度は合計約2万件実施）。

また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

特許庁は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から「品質管理官」を選任し、全ての技術分野に配置している。品質管理室では、品質管理官が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、拒絶理由通知書において発生する形式的な瑕疵に対する監査も実施している。

2-1-4図　【ユーザー評価調査の結果】

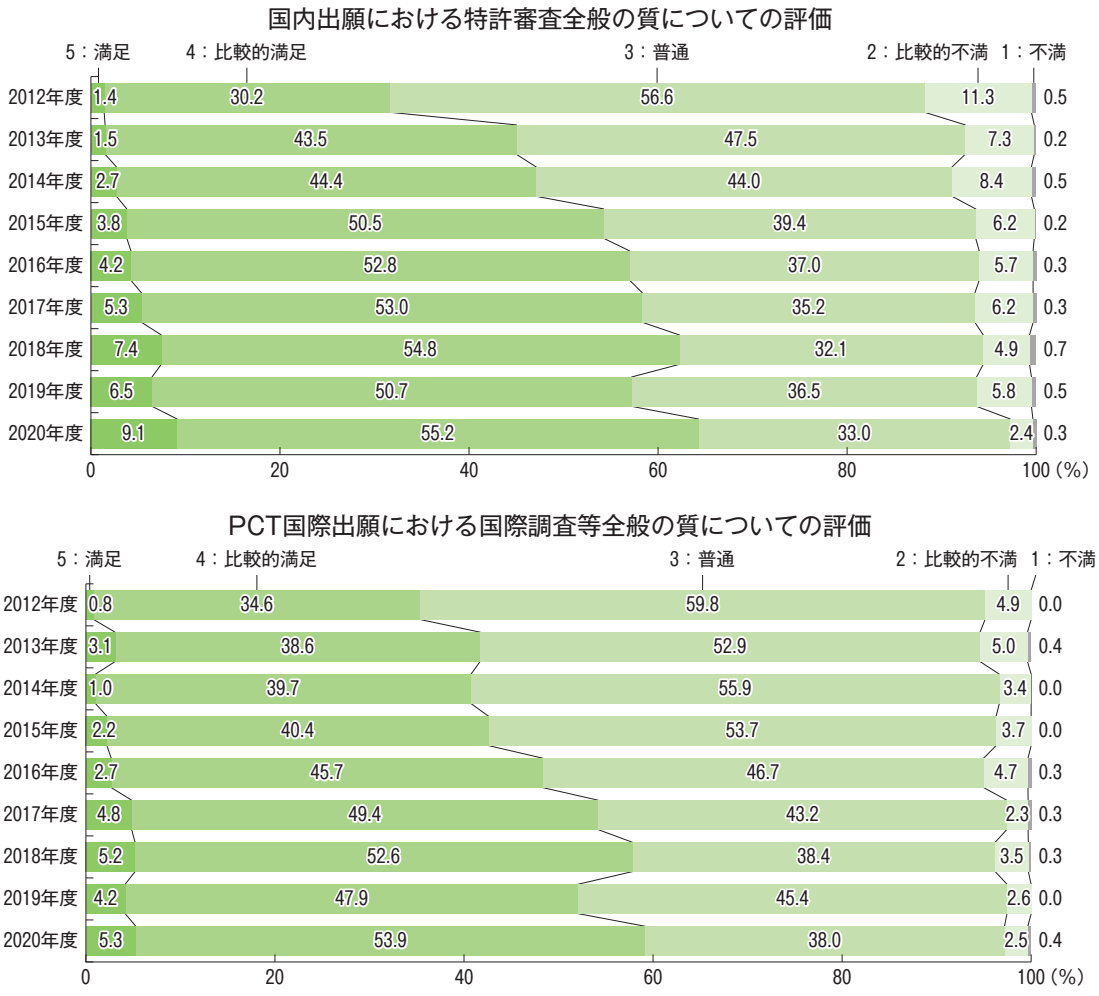

また、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を実施している。2020年度も引き続き、当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査部全体にフィードバックした。

さらに、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的としたユーザー評価調査を行っている。2020年度は、内国企業577社、外国企業42社、代理人50者を対象とした国内出願における特許審査全般の質についての評価、内国企業305社と代理人30者を対象としたPCT国際出願における国際調査等全般の質についての評価を調査した。本調査における調査票の回収率は、例年8割超の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2020年度の調査では、国内出願における特許審査全般の質について「普通」以上と回答した割合は97.3%、PCT国際出願における国際調査等全般の質について「普通」以上と回答した割合は97.2%であり、調査開始から高い水準の評価が得られている［2-1-4図］[1]。

特許庁は、このユーザー評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト[2]、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

c. 品質管理に対する外部評価（審査品質管理小委員会）

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理小委員会を設置している。2020年度も、前年度までと同様に、当該年度の特許庁における審査の品質管理の実施体制・実施状況について、下記評価項目に基づき評価及び改善提言を受けた[3]。

2-1-5図 【審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目】

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

1 https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html
2 https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html
3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html

(2)先行技術文献調査のための基盤整備

①FI改正・Fタームメンテナンス

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁独自の分類であるFIを最新版の国際特許分類（IPC）に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2020年度は316メイングループのFI分類表を改正し、59テーマのFタームメンテナンスを行った。特に、2020年1月に発効したIoT関連技術に関するIPCサブクラスG16Yへの準拠を目的として、FIサブクラスG16Yを新設し、2020年4月に国内出願に対する付与を開始した。同時に、IoT関連技術に関する広域ファセット分類記号ZITの新規付与を停止し、既にZITが付与されていた国内文献については、メイングループG16Y10内のFIを機械的に付与した。

また、外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与することで、国内及び外国の特許文献を、共通の検索インデックスを用いて、一括でサーチ可能としている。

②国際特許分類（IPC）改正に向けた取組

国際特許分類（IPC）は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。検索に有用なIPC策定のため、日米欧中韓の五大特許庁が協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁（USPTO）からGCI（Global Classification Initiative）の構築が提案され、五大特許庁は、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁（EPO）及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している技術分野の分類をIPCに導入するActivity ⅰと、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity ⅱとからなる。GCIの枠組みの下、五大特許庁発のIPC改正プロジェクト提案は、五大特許庁内での検討段階（五庁段階）を経て、IPC加盟国での検討段階（IPC段階）に移行される。IPC段階で承認されると、新IPCが発効する。現在に至るまで、GCIの取組はIPC改正の議論をリードし続けており、多くのIPC改正プロジェクト提案が、五大特許庁発である。

日本国特許庁の取組としては、五庁段階からIPC段階に移行されて2020年度に議論が行われた23のIPC改正プロジェクトのうち、4のプロジェクトが日本国特許庁により提案されたものであり、そのうち2のプロジェクトで2021年1月の新IPC発効が承認され、1のプロジェクトで2022年1月の新IPC発効が承認された。

(3)審査基準、審査ハンドブックに関する取組

①審査基準、審査ハンドブックの改訂

「ヒト結膜肥満細胞安定化剤事件」最高裁判決[1]は、予測できない顕著な効果の判断方法を判示した初の最高裁判決であり、実務上重要な意義を有するため、2020年11月20日に、第15回審査基準専門委員会ワーキンググループ[2]にて現行の審査基準の運用と整合しているか否かについて検討を実施した。そして、本判決は、審査基準[3]で示された基本的な考え方を理解する上で有用なものであるので、参考情報として審査ハンドブック[4]に追加する改訂を行った。また、「規制改革実施計画」（2020年7月17日閣議決定）において押印を求めている手続について見直しを行うこととされたこと等を受け、審査基準及び審査ハンドブックにおける押印に関する運用を原則廃止した。

1　最三小判令和元年8月27日（平成30年（行ヒ）69号）
2　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループ
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/index.html
3　特許・実用新案審査基準
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html
4　特許・実用新案審査ハンドブック
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html

2　3　4

②AI関連技術に関する特許審査事例の周知

大量のデータとAI（人工知能）の利用によって、第四次産業革命の実現が期待されている状況を踏まえ、AI関連技術の特許出願に対する特許審査の透明性と予見性の向上と、その特許審査の運用の諸外国への発信を目的として作成されたAIを様々な技術分野に応用した発明の10の特許審査事例[1]について、各種説明会等を通じて、ユーザーに広く周知した。また、2020年12月にはeラーニング教材「AI関連技術に関する特許審査事例について[2]」を、2021年3月にはAI関連技術と関連の深い「コンピュータソフトウエア関連技術の審査基準等について[3]」を、2021年4月には「漫画審査基準～AI・IoT編～[4]」を公開し、更なる周知を行った。

③AI関連発明に関する審査環境の整備

AI関連技術は代表的な融合技術であり、AIに関する技術水準の把握のみならず、様々な技術分野におけるAIの応用状況などを的確に把握する必要がある。そこで、特許庁は、2021年1月に、AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために、各審査部門の担当技術分野を超えて連携するAI審査支援チームを発足させた。AI審査支援チームでは、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び関連する特許審査施策の検討等を行っている。AI担当官は、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部門の知見を集約し、AI審査支援チーム外の審査官からの相談に応じることで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。

(4) ユーザーニーズに応じた取組

①面接

特許庁は、審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接[5]を実施している（2020年実績：1,883件）。特許庁の庁舎内で実施する面接のほか、出願人の所在地が東京近郊にない場合に全国各地に審査官が出張し面接を実施する出張面接（2020年実績：195件）や、インターネット回線を利用し、参加する場所に制限がなく、出願人や代理人等が自身のPC等から面接に参加するオンライン面接も実施している（2020年実績：1,015件）。なお、2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、毎月第1・第3金曜日に、出張面接が重点的に実施されている。

1 AI関連技術に関する特許審査事例について
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related technologies
https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei_e.html
2 IP ePlat
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx?currentLanguageId=
3 コンピュータソフトウエア関連技術の審査基準等について
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/cs_shinsa.html
4 漫画審査基準～AI・IoT編～
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/comic_ai_iot.html
5 面接申込等その他詳細な情報については下記ウェブサイトを参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/junkai.html

1 1 2 3 4 5

②事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査[1]を実施している（2020年実績：21件（対象とされた特許出願は175件、意匠登録出願は2件、商標登録出願は1件））［2-1-6図］。

事業戦略対応まとめ審査では、出願人から審査官への事業説明や面接審査等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

2-1-6図　【事業戦略対応まとめ審査】

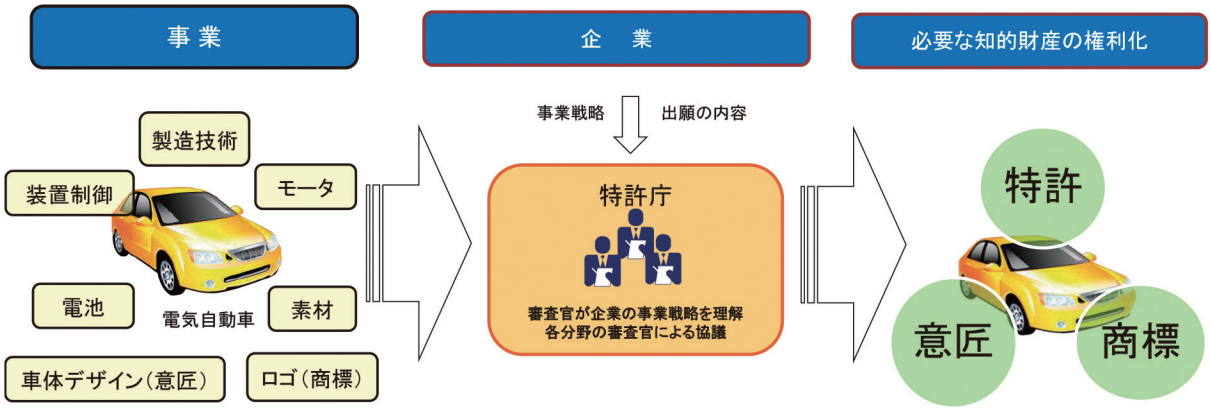

③特許審査着手見通し時期の提供

特許庁は、出願人及び代理人の戦略的な特許管理の支援や、第三者による情報提供制度の利用に資するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会」[2]を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期のリストを四半期ごとに提供している。

2-1-7図　【情報提供件数の推移】

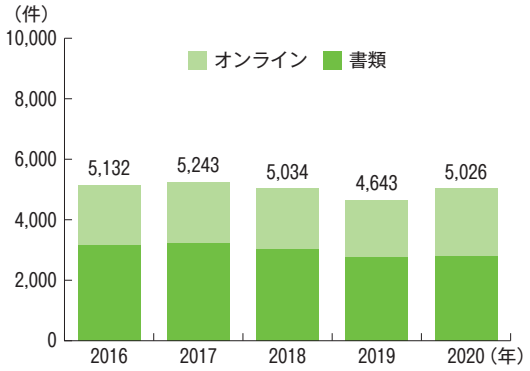

（資料）特許庁作成

④情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである（特許法施行規則第13条の2、同規則第13条の3）。2020年には、5,026件の情報提供があった［2-1-7図］。

1　申請手続等その他詳細な情報については下記ウェブサイトを参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html
2　https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/status/search_top.html

1
2

3. 各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANや中南米、インドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ（PPH）の提唱や五庁会合等での制度調和の議論の提起等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、米国特許商標庁との間では日米協働調査試行プログラムを、五庁間ではPCT協働調査試行プログラムをそれぞれ実施している。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査協力等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1)海外での円滑な権利取得のための取組

①特許審査ハイウェイ（PPH）

特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである[1]。

これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

また、PCT国際段階における見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHという枠組みや［2-1-8図］、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIという枠組みも存在する［2-1-9図］。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このようなPPHのメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁におけるPPH対象案件の統計情報等、PPHに関する情報を掲載したPPHポータルサイト[2]を運営している。

次に、PPH実施庁・利用件数の拡大及び、PPH

2-1-8図 【特許審査ハイウェイの概要：通常型PPH（上）とPCT-PPH（下）】

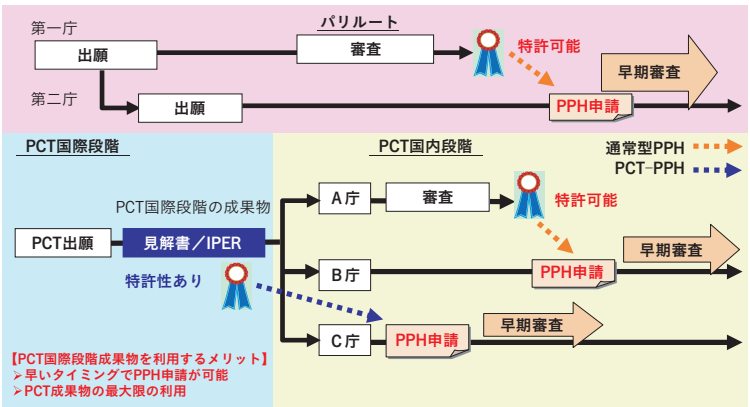

1 典型的な申請書類の例等その他詳細な情報は日本国特許庁ウェブサイトにも掲載している。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html
2 https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/index.html

1 2

2-1-9図　【PPH MOTTAINAIで新たにPPH申請が可能なケース】

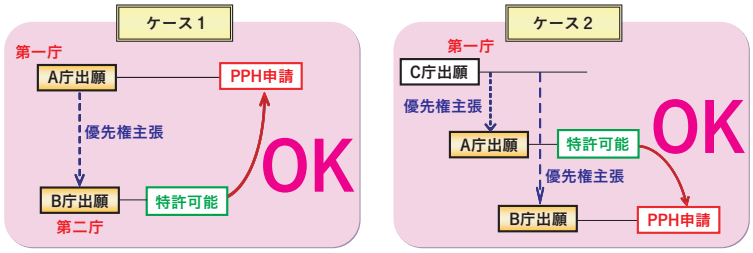

の利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

a. PPH実施庁・申請件数の拡大

2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2021年4月1日時点でPPH実施庁は55に達したほか、PPH申請件数も2020年には約32,000件（2021年3月1日集計時点での暫定値）となり、累積申請件数は25万件を突破した［2-1-10図］。

2021年4月1日現在、日本国特許庁は46の庁とPPH（通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH）を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の99%以上でPPHが利用可能となっている［2-1-11図］。

特に利用件数の多い日米欧中韓でのPPHについ

2-1-10図　【PPH実施庁数及び全世界のPPH申請件数】

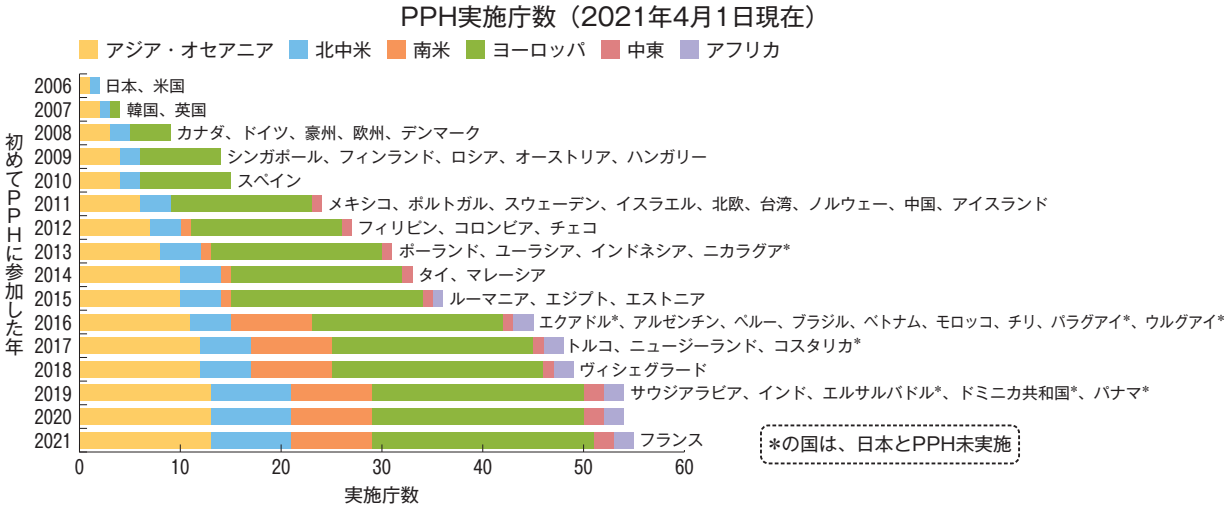

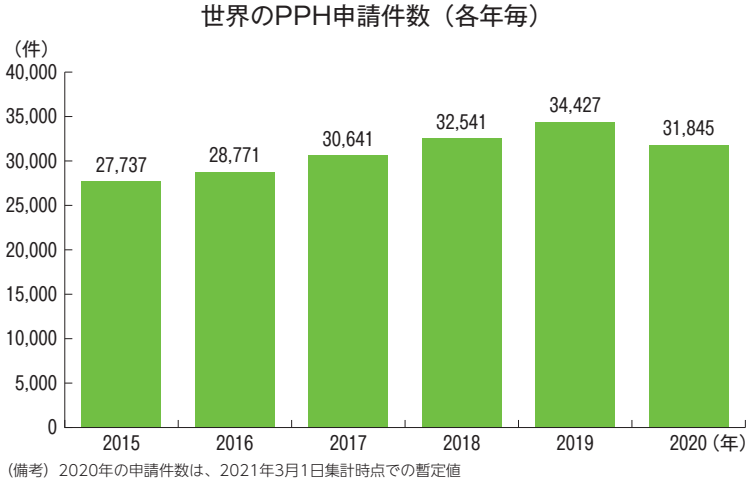

（備考）2020年の申請件数は、2021年3月1日集計時点での暫定値

2-1-11図 【日本国特許庁とのPPH実施庁（2021 年4月1日時点）】

	PPH開始時期	利用可能なPPHの種類		
		通常型PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006年7月	○	○	○
韓国	2007年4月	○	○	○
英国	2007年7月	○	○	△
ドイツ	2008年3月	○	○	△
デンマーク	2008年7月	○	○	△
フィンランド	2009年4月	○	○	○
ロシア	2009年5月	○	○	○
シンガポール	2009年7月	○	○	○
オーストリア	2009年7月	○	○	○
ハンガリー	2009年8月	○	○	△
カナダ	2009年10月	○	○	○
欧州特許庁	2010年1月	○	○	○
スペイン	2010年10月	○	○	○
スウェーデン	2011年6月	○	○	○
メキシコ	2011年7月	○	○	△
北欧特許庁	2011年10月	—	—	○
中国	2011年11月	○	○	○
ノルウェー	2011年12月	○	○	△
アイスランド	2011年12月	○	○	△
イスラエル	2012年3月	○	○	○
フィリピン	2012年3月	○	○	○
ポルトガル	2012年4月	○	○	△
台湾	2012年5月	○	○	—
ポーランド	2013年1月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013年2月	○	○	△
インドネシア	2013年6月	○	●	△
オーストラリア	2014年1月	○	○	○
タイ	2014年1月	○	—	—
コロンビア	2014年9月	○	○	△
マレーシア	2014年10月	○	○	△
チェコ	2015年4月	○	○	△
エジプト	2015年6月	○	○	○
ルーマニア	2015年7月	○	○	△
エストニア	2015年7月	○	○	△
ベトナム*1	2016年4月	○	—	—
ブラジル*2	2017年4月	○	○	—
アルゼンチン	2017年4月	○	○	—
ニュージーランド	2017年7月	○	○	△
チリ	2017年8月	○	○	○
ペルー	2017年11月	○	○	△
ヴィシェグラード特許機構	2018年1月	—	—	○
トルコ	2018年4月	○	○	△
インド*3	2019年12月	○	●	—
サウジアラビア	2020年1月	○	●	△
フランス	2021年1月	○	—	—
モロッコ	2021年4月	○	○	—
日本	—	—	—	○

太字：IP5 PPH参加庁
色付き：GPPH参加庁
●：最先の特許出願又はPCT出願が互いの庁に対して行われている場合のみ利用可能
△：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能
＊1：ベトナムが受け付けるPPH申請は、年間200件までの制限あり。日本が受け付けるPPH申請件数の制限はない。
＊2：ブラジルが受け付けるPPH申請は、ブラジルとPPHを実施する全ての庁との間のPPH申請の総件数で年間600件までの制限があり、一出願人あたりのPPH申請件数も週1件に制限されている。日本が受け付けるPPH申請は、年間100件までの制限があるが、一出願人あたりのPPH申請件数の制限はない。
＊3：インドとのPPHについて、両庁とも受け付けるPPH申請は年間100件までの制限あり。

ては、その開始から2020年12月末までの累計で、日本から米国への申請が22,610件、米国から日本への申請が13,125件、日本から韓国への申請が10,612件、韓国から日本への申請が1,289件、日本から欧州への申請が9,663件、欧州から日本への申請が6,456件、日本から中国への申請が18,236件、中国から日本への申請が913件に達している。

最近では、2021年1月からフランス、2021年4月からモロッコとの間でPPHの試行を開始しており、PPH対象国は拡大を続けている。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、各PPHの要件の共通化を求める出願人のニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009年2月の第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合以来、両会合が継続して開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できるPPHの種類が共通化され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となる。2019年1月にはペルーが、2020年7月にはチリが参加し、2021年4月1日時点で27の庁が参加する枠組みに拡大している。なお、2016年1月から日本国特許庁がGPPHの事務局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH（IP5 PPH）が2014年1月から開始された。これにより、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが五庁間で相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。日本国特許庁は、更なる出願人の利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく五庁の議論[1]をリードしている。

さらに、PPH申請可能件数に上限が設定されていたベトナム、PPH申請可能件数の上限に加えてPPH申請可能な技術分野に制限があったブラジルについても、相手庁との会合の場を利用して要件緩和に向けて働きかけを行ってきた。これらの働きかけの結果、ベトナムとのPPHについては、2019年4月から申請可能件数の上限が、従来の年間100件から年間200件に引き上げられた。ブラジルとのPPHについては、2019年4月から対象技術分野が従前のIT分野及び自動車関連技術を中心とした機械分野に加え、高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素などにも拡大され、2019年12月には全技術分野に拡大した。そして、2021年1月には、日本を含めたブラジルとのPPH実施庁からの総申請可能件数が年間400件から600件に引き上げられ、一出願人あたりの件数制限も月1件から週1件に緩和された。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てを各庁との間で相互に利用可能とすることによる出願人の戦略的権利取得のための選択肢の拡大や、手続の簡素化、件数制限の緩和、対象技術分野の拡大等の利便性向上を目指す。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

PPHについては、その実効性を向上させることが重要である。PPH案件の審査遅延が発生していたインドネシア知的財産総局においてはPPH案件の迅速な審査が可能となるよう、2016年6月以降日本からPPH専門家をのべ14名派遣して継続的な支援を行っており、これにより、支援開始前の3年間では、PPH申請がなされた出願のうち審査が行われた案件が約30件であったのに対し、支援開始以降の4年半で1,400件以上の案件が特許査定となっている。

インドとのPPHにおいては、インド特許庁へのPPH申請要件の一つとして、「PPH申請された出願が審査官に割り当てられていない」という要件があるが、2019年12月の開始からしばらくの間、審査官への出願の割り当て状況を出願人が確認する手段が存在しなかったため、既に審査官に割り当てられていることを理由としたPPH申請の却下が相次いだ。これに関し、2020年11月より、インド特許庁のウェブサイト上で、上記PPH申請要件である審査官への出願の割り当て状態をPPH申請前に確認することが可能となった。これにより、

1　第3部第2章1.（1）②c.（i）参照。

PPH申請受理に関する予見性が高まった。

今後も一部の外国特許庁に対しては継続的に支援・働きかけを行うことで、PPHがより実効性のある枠組みとなることを目指す。

②特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）

a. 特許の付与円滑化に関する協力（CPG）[1]

特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである［2-1-12図］。

これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を取得することが可能となる。日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業科学技術イノベーション省（カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当）、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

b. 特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）[2]

特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）とは、日本国特許庁と特定国の知的財産庁との合意に基づき、我が国で特許付与された出願の出願人が、特定国の知的財産庁へ申請することにより、同出願人の所定国における同内容の特許出願について、我が国の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利を迅速に取得可能とする枠組である［2-1-12図］。日本国特許庁は本協力を、2017年10月からブルネイ知的財産庁との間で開始した。

③日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラム[3]は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から試行を行っている［2-1-13図］。

この取組のメリットとして、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、出願人にとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内

2-1-12図　【カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス（PPH プラス）の概要】

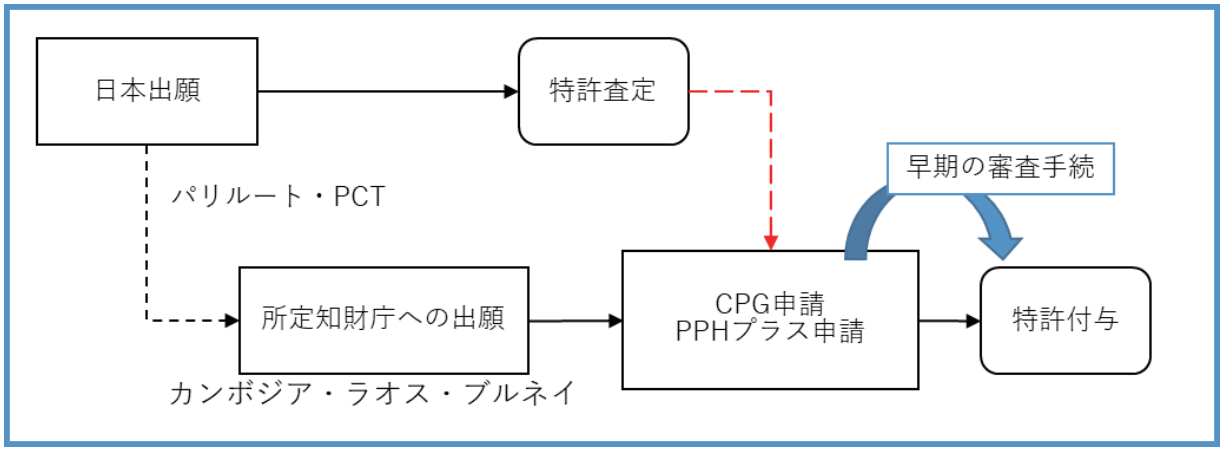

1　https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html
2　https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html
3　申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html

1 2 3

容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利を出願人に提供することが可能となる」、「日本国特許庁の審査官が最初の審査結果において提示した文献（引用文献及び先行技術文献）につき、米国特許商標庁への情報開示陳述書（IDS；Information Disclosure Statement）提出の負担が軽減する」等が挙げられる。

2017年7月31日まで2年間実施した第1期試行プログラムにおいては、試行期間中に67件の申請を受理した。また、2017年11月1日から最初の審査結果の発送までの期間短縮を目的とした新しい運用で3年間実施した第2期試行プログラムにおいては、83件の申請を受理した。そして、2020年11月1日から新たに2年間の第3期試行プログラムを実施している。

2-1-13図　【日米協働調査試行プログラムの概要】

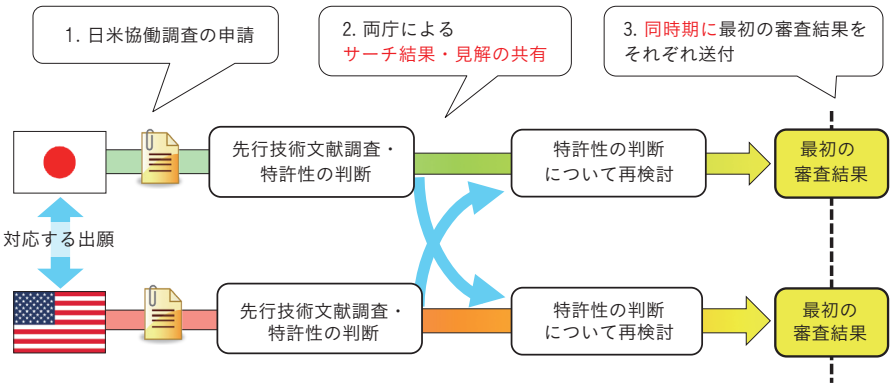

④PCT協働調査試行プログラム

PCT協働調査は、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである［2-1-14図］。PCT協働調査により、国際段階で五庁が協働して作成した質の高い調査結果を得ることができるため、海外での円滑な権利取得が可能となることが期待される。

2018年7月1日から五庁の各庁は試行プログラムを開始し、2020年6月30日までの2年間、年間50件を各庁の上限として申請を受け付けた。当初は英語PCT出願のみを対象としていたが、各庁英語以外の言語にも対象を拡大し、日本国特許

2-1-14図　【PCT協働調査のワークフロー】

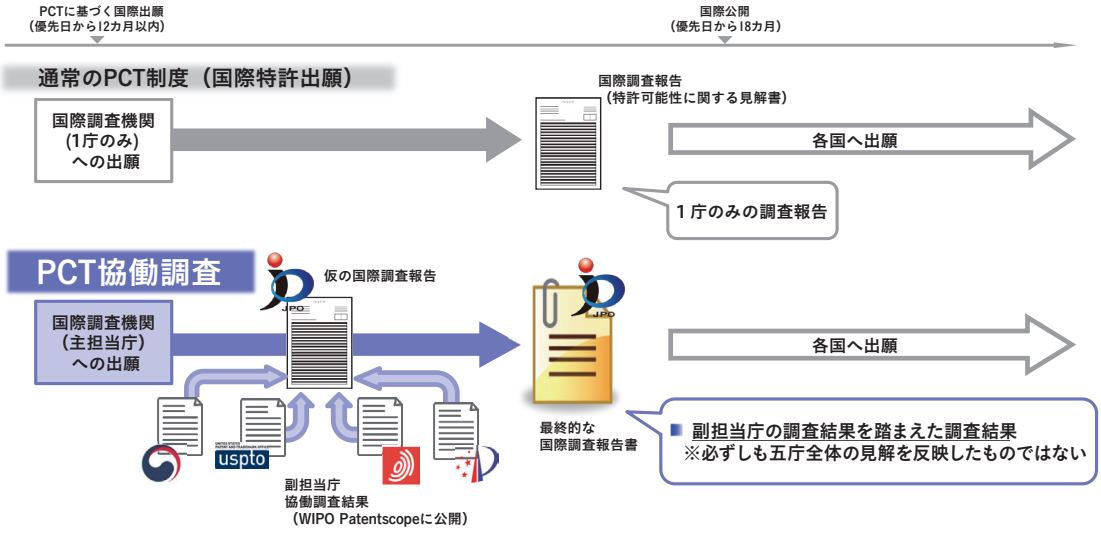

庁への申請についても2019年4月1日から、日本語PCT出願による試行プログラムへの申請が可能となった。

2020年6月30日までに日本国特許庁には、75件の申請を受理した。2020年7月から2022年6月まで、五庁は、各庁が協働したことによる効果について評価を行い、本格実施の可能性について検討する予定である。

(2) 国際的な特許制度の調和に向けた取組

①審査官協議・国際研修指導教官による研修

経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、品質管理に関する相互理解等を通じた質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との協議や、国際研修指導教官による研修[1]を行う取組である。2000年4月から2021年3月末までの累積で、国際審査協力を33の知財庁・組織と行っている。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症により派遣・受入が困難な中で、全ての審査官協議及び研修をオンラインにて実施した。日本国特許庁の審査官計21名が審査官協議に参加した。また、日本国特許庁の延べ21名の国際研修指導教官が計145名の新興国審査官に対して研修を提供し、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。

2-1-15図 【国際審査協力の実績（2000年4月～2021年3月末累積）】

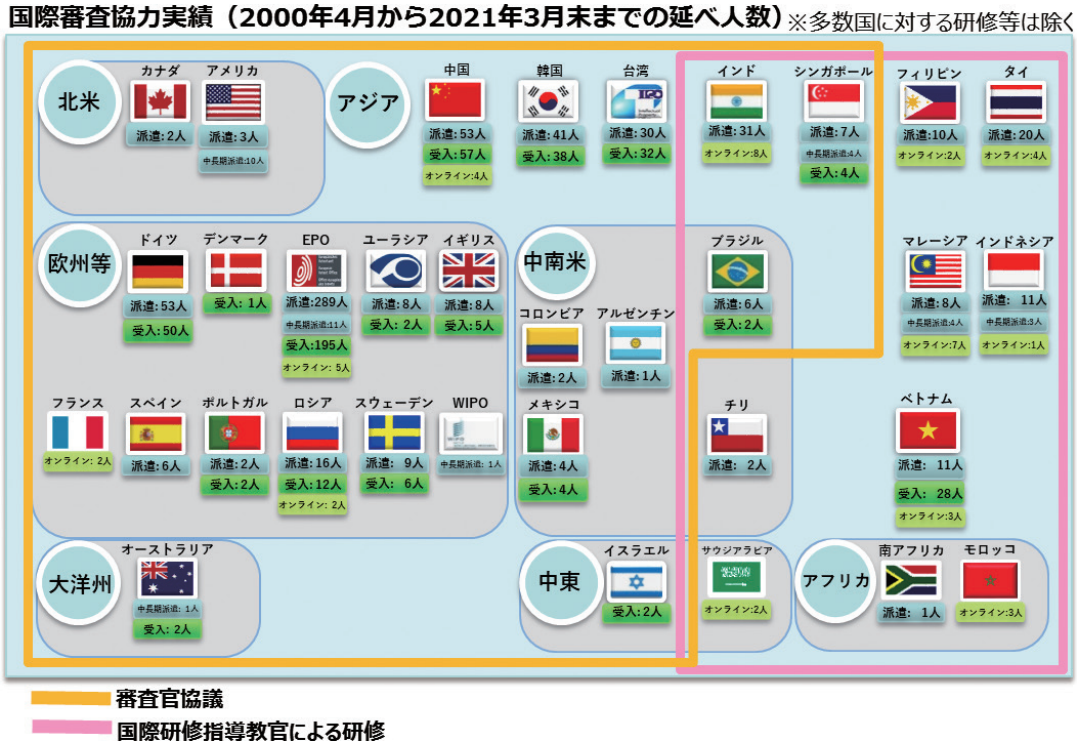

1 第3部第2章4.及び以下HPを参照。
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑な特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2014年9月に開催された特許制度調和に関する先進国会合（B＋会合[1]）において、今後の制度調和について、B＋会合よりも参加国を限定したB＋サブグループ[2]で実質的な議論を行うことに合意した。B＋サブグループは、主に（i）グレースピリオド、（ii）衝突する出願、（iii）18か月全件公開、（iv）先使用権、の4項目について議論を継続している。

2017年10月のB+会合では、真にユーザーに有益な制度調和パッケージ（セットで調和すべき項目）を作成すべく、B＋サブグループがユーザー主導の議論を進めていくことが合意された。これを受けて、日米欧ユーザー（JIPA、AIPLA、IPO、BusinessEurope）は、上記4項目についてパッケージ案の検討を行っている。2020年9月のB+会合（オンライン形式）では、パッケージ案の検討状況を踏まえた今後の進め方について議論を行った。

日本国特許庁は、今後も、議論が進展する機運の高まりに期待しつつ、関係するあらゆる会合を通じ、特許制度調和への取組を推進する。

1　WIPO・Bグループ（先進国）メンバー、EUメンバー国、欧州特許条約（EPC）メンバー国、欧州特許庁（EPO）、欧州委員会（EC）、及び韓国の46か国の特許庁及び2機関。
2　日、米、欧、英、独、韓、豪、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

(3) PCT国際出願の国際調査の管轄

現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の選択により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

このような背景から、日本国特許庁は、国際調査機関として海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。現在では、米国及び韓国（日本語出願）に加え、ASEANにおいてPCTに加盟している9か国全ての国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対して、出願人の選択により国際調査報告を作成することが可能となっている（2021年7月からインドの国民又は居住者によるPCT国際出願についても管轄を開始予定。）。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-16図 【日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2021年3月現在）】

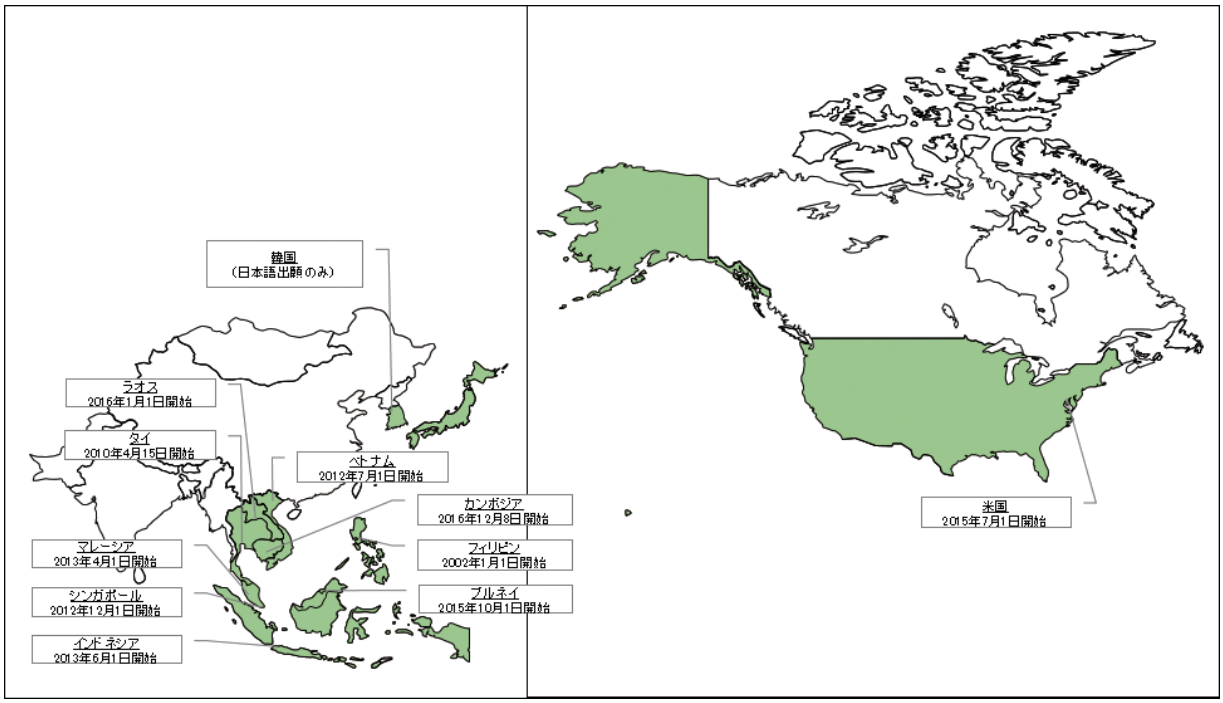

4. 標準必須特許（SEP）に関する取組と最新動向

通信規格等の標準規格の実施に不可欠な特許である「標準必須特許（SEP）」を巡るライセンス交渉は、Internet of Things（IoT）の浸透や第5世代移動通信システム（5G）の実用化により、自動車、家電をはじめとする異業種にまで広がっている。産業構造や商慣行が異なる異業種間でのライセンス交渉は困難な場合が多く、紛争に至るケースも増えている。特許庁は、SEPをめぐる紛争の未然防止及び早期解決を図るため、SEPのライセンス交渉に関する手引きの策定や標準必須性に係る判断のための判定の実施に向けた取組を世界に先駆けて進めてきた[1]。本節では、SEPに関する特許庁の取組及び最新の動向を紹介する。

(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

2018年6月に公表した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」[2]では、ライセンス交渉の進め方、ロイヤルティの算定方法など、ライセンス交渉を巡る論点を権利者と実施者の両者の立場から客観的に整理した［2-1-17図］。

2-1-17図　【標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点】

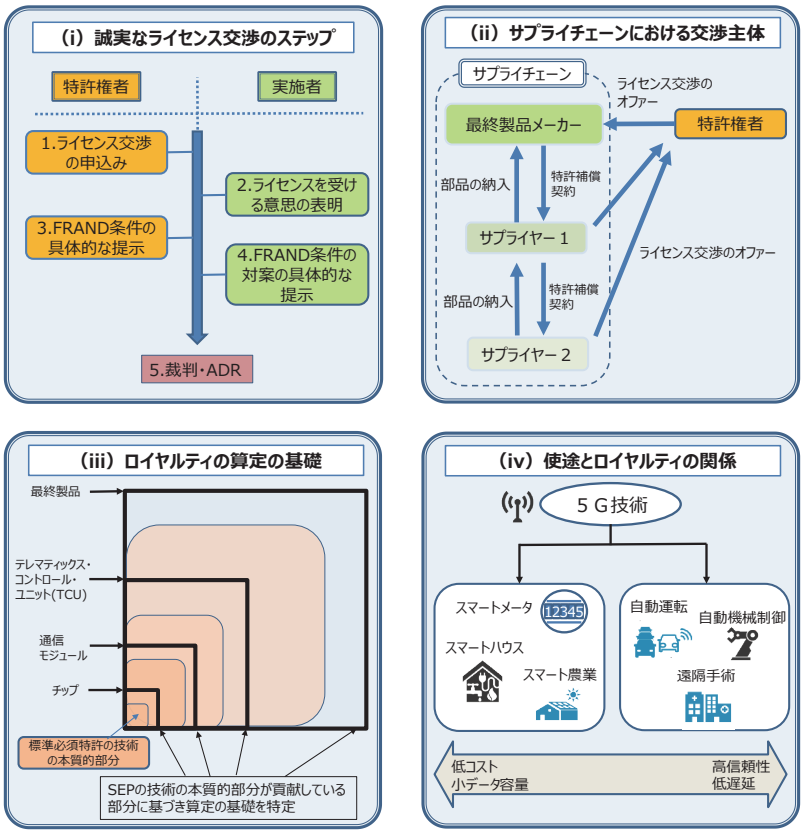

1　標準必須特許に関する特許庁のこれまでの取組は「標準必須特許ポータルサイト」（https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html）を参照。
2　https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/seps-tebiki.html

1
2

(2) 標準必須特許を巡る最新の動向

SEPに関する裁判例等は欧米を中心として各国で継続的に示されていることから、特許庁では最新の裁判例や公的機関の見解等の調査を2018年度から続けており[1]、2019年度の調査結果を2020年4月に公表した[2]。その後も重要な判決等が相次いでいることから、ここでは主要なものについて紹介する。

2020年5月、ドイツではSisvel v. Haier事件についての最高裁判決が示され、SEPに基づく差止請求が優越的地位の濫用に「あたらない」ための要件について、2015年の欧州連合司法裁判所（CJEU）判決（Huawei v. ZTE事件）で示された「両当事者間の誠実な交渉の枠組み」[3]のドイツにおける解釈に関する更なる明確化が図られたといえる。また、ドイツでは2020年8月のNokia v. Daimler事件に関するマンハイム地裁判決を始めとして、SEPを巡る異業種間の紛争に関しての司法判断が次々と示される状況となっている。主要な判決として、2020年9月のSharp v. Daimler事件（ミュンヘン地裁）、2020年10月のConversant v. Daimler事件（ミュンヘン地裁）、2020年10月のNokia v. Daimler事件（ミュンヘン地裁）のいずれにおいてもSEP権利者側が勝訴し、実施者であるDaimlerが敗訴する結果となった。他方、同当事者間で争われていたデュッセルドルフ地裁におけるNokia v. Daimler事件では、いわゆるLicense to Allと呼ばれる考え方（実施者側からライセンス取得の申込みがあった際、SEP権利者はそれらの者に対して優先的に交渉に応じる義務があるとする考え方）の是非や、上述のCJEU判決（Huawei v. ZTE事件）で示された「両当事者間の誠実な交渉の枠組み」に関する更なる明確化について新たにCJEUに質問付託が行われたが、2021年6月、両者は和解し係争中の訴訟取り下げに合意した旨が公表された。ドイツでは、上述の裁判例以外にも、差止請求が制限され得ることを明文化する特許法改正案が閣議決定されるなど、状況は流動的である。

また、英国では2020年8月、Unwired Planet v. Huawei事件並びにConversant v. Huawei/ZTE事件についての最高裁判決において、ETSI（欧州電気通信標準化機構）に対してFRAND宣言されたSEPについて、英国裁判所がグローバル特許ポートフォリオのライセンス条件を決定する管轄権を有すること及び、そのようなグローバルライセンスであってもFRAND条件に合致し得ること等が判示された。また、本判決では、CJEU判決（Huawei v. ZTE事件）で示された「両当事者間の誠実な交渉の枠組み」に関する明確化についても言及がある。

さらに、米国では2020年7月、Avanci社による自動車業界向け5G関連標準必須特許プラットフォームについてのリクエストレター（非公式な反トラスト法上の事前相談文書）に対し、司法省反トラスト局は「競争を害する可能性は低い」とのビジネスレター（同相談に対する回答文書）を公表した。また、2020年8月、連邦第9巡回区控訴裁判所はFTC v. Qualcomm事件について、Qualcomm社の商慣行は反トラスト法に違反するとしてライセンス差止等を命じた地裁判決を破棄し、Qualcomm社に対する差止命令を無効にした。その後、当該控訴裁判所の判決が確定している。

上述のとおり、現在は欧州で多くの裁判例や政府等動向が生じている状況である。（詳細については、第3部第1章3. の欧州コラム参照）。また、米国でも競争法によるアプローチについて、司法省反トラスト局や連邦第9巡回区控訴裁判所における重要な判断が示されたところであるが、その後の政権交代により、どのような政策変更があり得るのか注視が必要な状況となっている（詳細については第3部第1章2. の米国コラム参照）。

1 平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_10_youyaku.pdf
2 令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「標準必須特許を巡る国内外の動向について（裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態）の調査研究報告書」
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2019_12_01.pdf
3 特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（2018年6月公表）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf

1 2 3

(3) 標準必須性に係る判断のための判定

SEPを巡る環境変化によるライセンス交渉の当事者の多様化に伴い、特許の標準必須性の判断につき当事者間で見解の乖離などが生じているという状況を受け、特許庁は、標準必須性に係る判断のための判定の運用を明確化し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を取りまとめて公表し[1]、2018年4月1日から本運用を開始した。

その後、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）の施行への対応と、ユーザーにとってより使いやすい運用とすることを目的として、2019年6月に本手引きを改訂し、同年7月1日以降に請求された案件に対して、改訂した手引きに基づく運用を開始した。

本運用は、審判合議体が、判定を求める特許発明と標準規格文書において不可欠とされる構成から特定した仮想イ号とを対比して判断を示すものであり、その判断内容によっては、特許発明の標準必須性についても判定書の理由において言及するものである。

2-1-18図　【標準必須性に係る判断のための判定のイメージ】

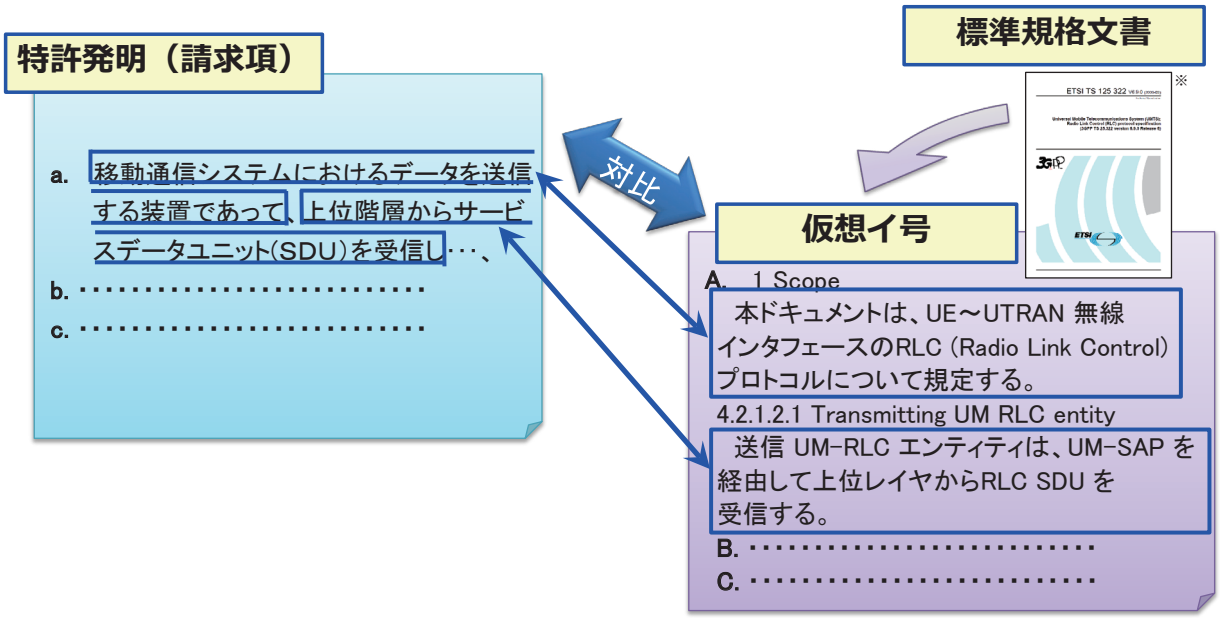

※(出典)「3GPP TS 25.322 V6.9.0」
http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdfより特許庁が訳を作成

1 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/01.pdf

第2章 意匠における取組

ビジネスのグローバル化の進展と製品の同質化（コモディティ化）に伴い、デザインを重要な経営資源と位置づける動きが一層高まっている。これを受け、イノベーションの促進とブランド構築に資する優れた意匠を保護可能とすべく、意匠法の抜本的改正が行われ、2020年4月にその一部の一段階目が、2021年4月に二段階目が施行された。これにより、ネットワークを通じて利用の都度提供されるソフトウェア等の画像デザインや、建築物、内装のデザインが新たに保護対象に加えられるとともに、関連意匠制度の拡充により、ブランド形成に資するシリーズ製品のデザイン群を長期にわたり保護することが可能となり、また、一の願書による複数の意匠の意匠登録出願が可能となった。

今後も意匠制度をより使いやすいものとし、我が国企業が優れたデザインを迅速かつ効果的に権利化し、その利益を正当に確保できるよう、意匠制度・運用の整備や情報提供の拡充を行い、意匠審査の品質向上に向けて取り組む必要がある。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1. 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組

(1) 改正意匠法に関する状況

2020年4月の令和元年改正意匠法の一段階目の施行により、新たに保護対象となった意匠の2020年度の意匠登録出願件数は、画像：1012件、建築物：368件、内装：243件であった[1]。

残る二段階目の、複数意匠一括出願手続の導入、物品区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充についての関連規定は2021年4月に施行され、この施行に関する説明動画を特許庁HP上で公開した[2]。

(2) 意匠審査基準等の改訂

産業構造審議会第13回知的財産分科会（2020年7月14日）の、申請手続等のデジタル化（紙・押印の原則廃止）による利用者の利便性向上を目指すとの指針を受け、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書における押印及び署名を廃止する意匠審査基準の改訂[3]を行った。令和元年改正意匠法（「特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）」）[4]のうち二段階目の施行となった①意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分」の廃止、及び②手続救済規定の拡充に対応した意匠審査基準改訂[5]とともに、2020年12月24日開催第20回意匠審査基準ワーキンググループ[6]において報告し、これらの改訂事項を含んだ意匠審査基準を特許庁HP上で公開した。

1 「画像」、「建築物」、「内装」は、以下定義で取得
・「画像」：日本意匠分類N3台が付与、かつ、意匠に係る物品欄の記載に「画像」、「ＧＵＩ」、「アイコン」等を含む。
・「建築物」：日本意匠分類L0-0、L2～3台（L3-7を除く）が付与。ただし、通常主として物品を対象とする分類（L2-52台、L3-2020等）が付与、又は、意匠に係る物品欄の記載に「組立」を含むものを除く。
・「内装」：日本意匠分類L3-7が付与。
なお、国際意匠登録出願の件数は含まない。
2 https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/isho_kaisei_shiryo_2020.html
3 「意匠審査基準の一部改訂について」（2020年12月16日）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/201226_ishou_kaitei.html
4 「特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html
5 「意匠審査基準の一部改訂について」（2021年3月31日）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/210331_ishou_kaitei.html
6 「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 第20回意匠審査基準ワーキンググループ」（2020年12月24日）
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/20-gijiyoushi.html

また、上記①に伴う意匠法施行規則別表第一の廃止を受け、ユーザーが願書を作成する際に意匠に係る物品の欄の記載の参考となるよう、意匠に係る物品等を例示した一覧表「意匠に係る物品等の例」（日・英）を作成し、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の別添として2021年3月特許庁HP上で公開した[1]。

(3) 意匠制度・意匠審査基準に関するeラーニング用動画の公開

2020年度は対面に代えてオンラインでユーザーがいつでも説明会を受講できるよう、意匠制度のメリットや意匠制度に対する誤解等を解説する意匠制度に馴染みが薄い者を対象としたコンテンツや、改正意匠法に対応した意匠審査基準を解説するコンテンツを、音声付きe-ラーニング用動画教材として作成し、2021年2月に独立行政法人 工業所有権情報・研修館の「IP ePlat」ウェブサイト上で公開した[2]。

2-2-1図　【e-ラーニング用動画教材】
「特許・商標専門家のための意匠制度説明会」

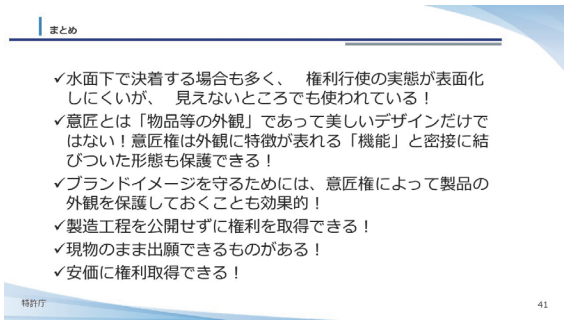

「意匠の審査基準及び審査の運用～令和元年意匠法改正対応～」

(4) 日本意匠分類の改正

新たな保護対象（画像、建築物、内装）となった意匠の新規分類肢における分類付与の運用ルールを明確化した。また、組物の意匠制度の拡充に伴い、日本意匠分類（2020年4月1日施行版）を改訂する形で組物の意匠に適用する新たなＤタームを導入した。さらに、内装分野の分類肢について、2020年度の出願動向を踏まえ、業務効率の向上を図るべく四つの分類肢への細分化を検討した。

1　「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引きの改訂について」（2021年3月31日）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/zumen_guideline_kaitei.html
2　「特許・商標専門家のための意匠制度説明会」
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JoqiTZZ2DWEYvYIe40bgoaPNpjpoT2h%2b5fe7wg9gAMsLYbh7iDnhU9XP6zTzb1YC
「意匠の審査基準及び審査の運用～令和元年意匠法改正対応～」
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JoqiTZZ2DWEYvYIe40bgoaPNpjpoT2h%2b5fe7wg9gAMv2l1yYpgGWRGf990Qxybog

1　2　2

2. 意匠審査の品質向上に向けた取組

(1)品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、庁内に意匠審査品質管理委員会を設け、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

①品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて他の審査官へ協議内容を情報共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件のチェック（決裁）を行っている。

②品質検証

a. 品質監査

品質監査は、決裁後の案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかとの観点で行っている。また、品質監査結果の分析及び評価により、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署と連携して課題解決を図っている。

b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2020年度は国内企業等349者を対象とし、64.4%から意匠審査全般の質の評価において「満足」、「比較的満足」との回答を得た。なお、調査対象者から率直な評価・意見を得るため無記名での回答を可能にしている。

2-2-2図 【ユーザー評価調査】

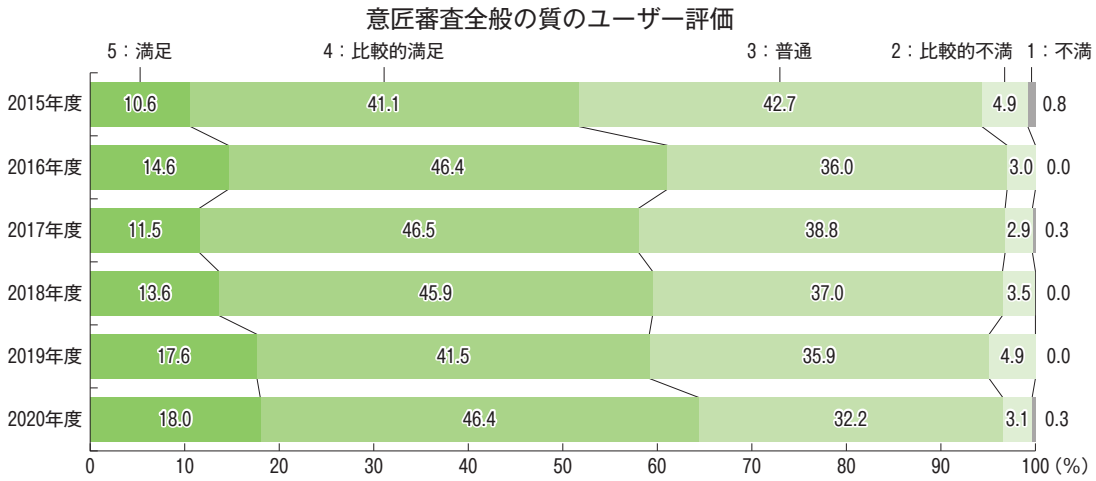

(2)審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2020年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[1]。

3. デザイン・意匠制度の活用の促進

(1)意匠制度の活用の促進：「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017年7月に発行した（2020年4月改訂版では、令和元年意匠法改正を反映）。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を活性化させる効果」に大きく分けることができる。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制（対：ライバル企業等）、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似品の排除（対：模倣品メーカー等）、日本で意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審査・紛争時の優位性獲得（対：外国の特許庁・裁判所等）などが含まれる。

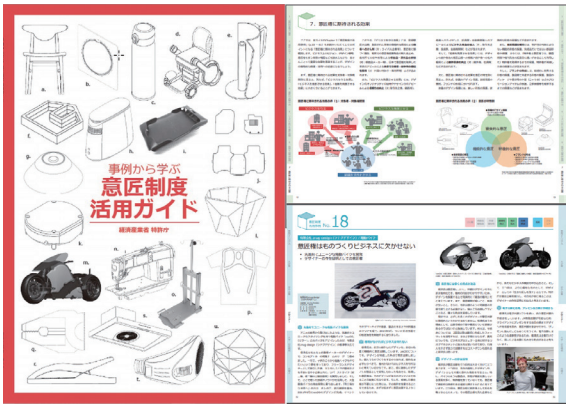

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上（対：取引先企業、顧客等）、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大（対：取引先企業、投資家、金融機関等）などが含まれる。

そして、「組織を活性化させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上（対：創作者、社員等）などが含まれる。

本ガイドは、特許庁ウェブサイトに掲載しているので、詳細はそちら[2]を確認されたい。

1　https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html
2　https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

1　2

2-2-3図　【意匠権に期待される効果の例】

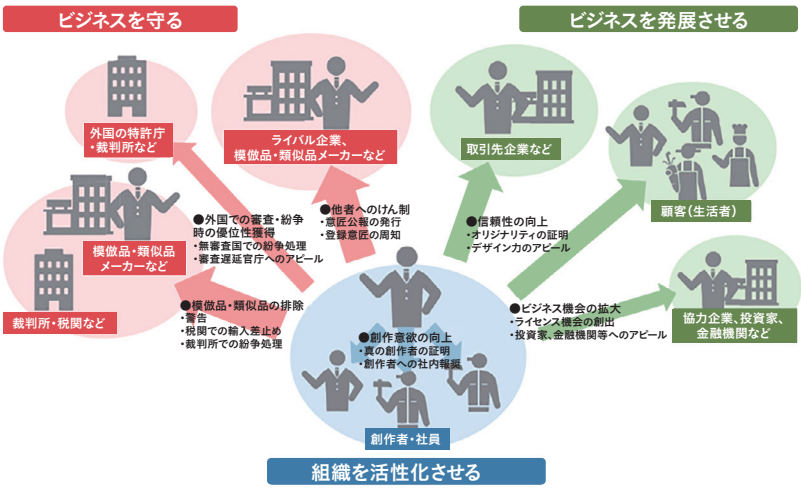

4. 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開、令和元年意匠法改正特設サイトの開設といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1) 意匠関連情報の整備

①「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した手引きを特許庁ウェブサイトで公表している[1]。令和元年改正意匠法（「特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）」）のうち、意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分」（意匠法施行規則別表第一）の廃止を受け、ユーザーが願書を作成する際に意匠に係る物品の欄の記載の参考となるよう、意匠に係る物品等を例示した一覧表「意匠に係る物品等の例」（日・英）を別添として追加したほか、複数意匠一括出願手続の願書の記載例を追記する改訂を行った[2]。

②「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ＆A集」

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続き全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめ、特許庁ウェブサイトで公表している[3]。意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書における押印及び署名を廃止することとする意匠審査基準改訂に伴い、記載内容の一部を改訂した[4]。

③「意匠審査便覧」

審査実務における手続的事項をまとめ、特許庁ウェブサイトで公開している[5]。「特許法等の一部を改正する法律」による改正意匠法の2021年4月1日施行と、それに伴い2021年3月に公布された意匠法施行規則の改正を踏まえ、記載内容の一部を改訂した[6]。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html
2 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/zumen_guideline_kaitei.html
3 https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf
4 https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html
5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/index.html
6 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/kaitei.html

(2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号（新規性）に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知（意匠法第9条第2項、第10条第1項）についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査（サーチ）を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。登録された意匠の審査・審判書類は、J-PlatPat上で照会可能である。

(3) 意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール[1]」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

2-2-4図　【特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例】

意匠分類				上半期		下半期	
分類記号		Dターム記号	主な物品	出願年月	審査時期（目安）	出願年月	審査時期（目安）
				年. 月 ～ 年. 月	年. 月 ～ 年. 月	年. 月 ～ 年. 月	年. 月 ～ 年. 月
B7	00		その他の化粧用具又は理容用具	2019.11 ～ 2020.3	2020.7 ～ 2020.9	2020.4 ～ 2020.8	2020.12 ～ 2021.1
	0100		化粧品入れ	2019.10 ～ 2020.3	2020.4 ～ 2020.7	2020.4 ～ 2020.9	2020.11 ～ 2021.2
	020 ～ 21		化粧用具入れ、つめ切り、鼻毛切り器	2019.11 ～ 2020.3	2020.7 ～ 2020.9	2020.4 ～ 2020.8	2020.12 ～ 2021.1
	220 ～ 23900		かみそり、電気かみそり	2019.10 ～ 2020.3	2020.6 ～ 2020.6	2020.4 ～ 2020.9	2020.10 ～ 2020.10
	30 ～ 3492		くし、ヘアードライヤー、ヘアーアイロン	2019.8 ～ 2020.1	2020.6 ～ 2020.6	2020.2 ～ 2020.7	2020.12 ～ 2020.12
	350 ～ 359		バリカン、電気バリカン	2019.10 ～ 2020.3	2020.6 ～ 2020.6	2020.4 ～ 2020.9	2020.10 ～ 2020.10
	40 ～ 49		手鏡、懐中鏡等	2019.11 ～ 2020.3	2020.7 ～ 2020.9	2020.4 ～ 2020.8	2020.12 ～ 2021.1
	5		まゆずみ、頬紅、口紅	2019.10 ～ 2020.3	2020.4 ～ 2020.7	2020.4 ～ 2020.9	2020.11 ～ 2021.2

1　https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/document/ishoto/isyou_schedule_j.pdf

1

(4) 意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。

これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。これを目指し、特許庁が審査用資料として電子化した意匠公知資料を対象に著作物利用許諾を得る事業を2007年度から行っており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

2-2-5図 【意匠公知資料の収集と公開の概要】

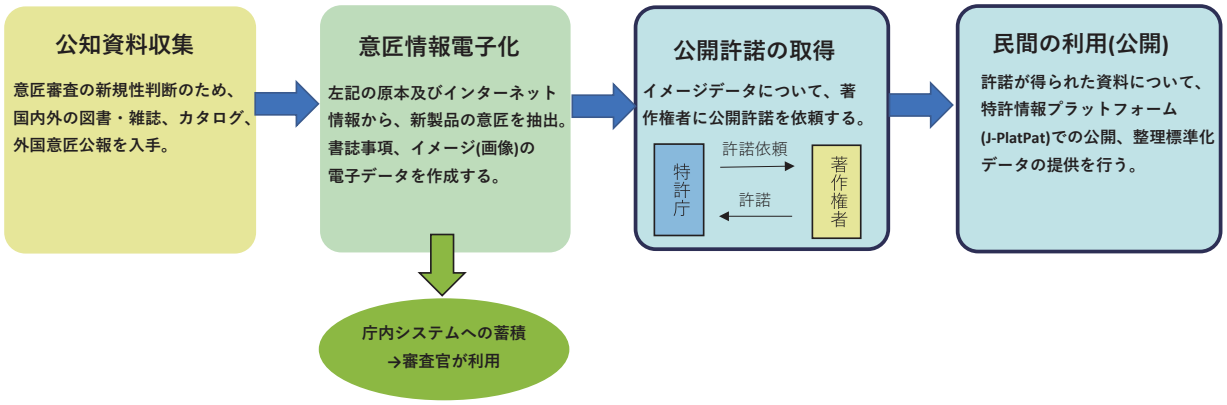

(5) 令和元年意匠法改正特設サイトの開設

意匠法の改正に関する情報発信のため、2020年7月に、意匠法の改正に関する情報を集約した「令和元年意匠法改正特設サイト」を開設した[1]。

令和元年改正意匠法に関する様々な情報（改正法の概要、意匠審査基準、意匠分類、その他審査運用等）をまとめており、また、2021年4月施行の関連資料を含め、随時情報を更新している。

1 https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

1

5. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査[1]は、(ⅰ)権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ⅱ)外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2020年は、早期審査の申請は254件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均2.0月であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。

この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2020年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は32件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.5月であった。

2-2-6図　【「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要】

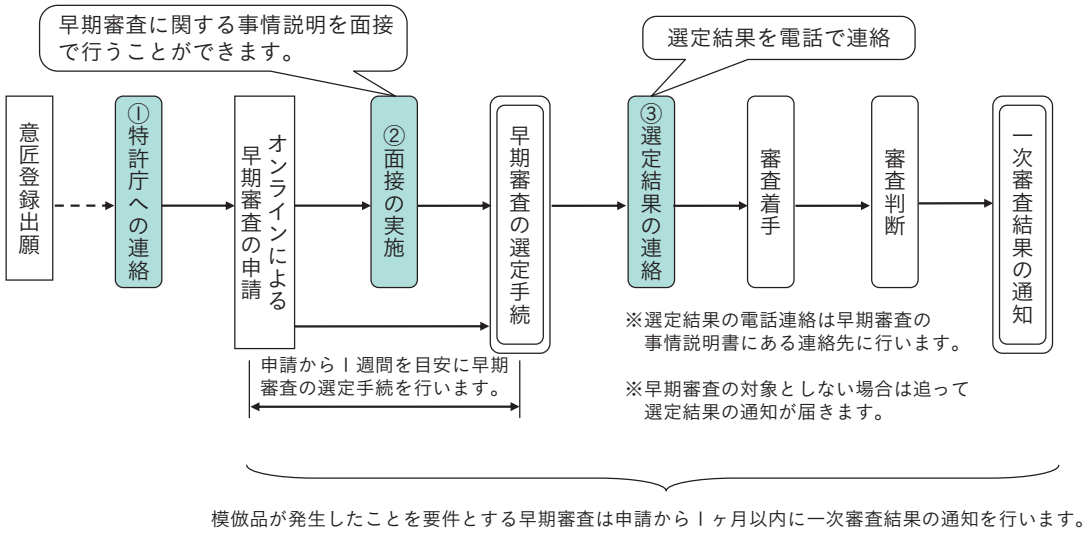

1　申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html

1

第3章 商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、経済社会や商取引を取り巻く環境が目まぐるしく変化することにより、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応し、適切な商標の保護や制度利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための制度、2. 商標審査便覧の改訂、3. 商品・役務の分類に関する取組、4. 商標の国際登録制度に関する取組、5. 地域団体商標に関する取組、6. 商標審査の品質管理について紹介する。

1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

近年の商標登録出願の急増に伴い、審査期間が長期化している（第1部第1章4.（1）参照）。審査期間の長期化は商標権取得の遅れにつながり、円滑な事業活動に支障をきたすおそれや、模倣品対策に遅れを生じさせるおそれがある。

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるため、商標審査体制の強化・効率化に取り組み、また、一定の要件を満たす出願について通常よりも早期に審査を実施すべく、商標早期審査、ファストトラック審査を実施している。

(1) 審査体制の強化・効率化

商標出願の増加による審査待ち案件を削減し、審査期間の長期化の解消を早期に図るため、審査体制の強化及び効率化に資する取組を行っている。

審査体制の強化の面では、商標審査に求められる専門知識・経験を有する有用な人材を、任期を限って民間から登用することとし、2020年度は10名の任期付職員（任期は採用日から5年間）を採用した。

審査効率化の面では、民間調査者が有する商標登録出願に関する調査能力及びその活用可能性を実証するため、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」において、民間調査者が作成した調査報告書の利用による商標審査の効率化に関する検証を実施している。

(2) ファストトラック審査

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるための施策として、「ファストトラック審査」を試行している[1]。これは、次の要件を満たした出願について、通常よりも早く審査するという試みである。

〔要件1〕出願時に、次のいずれかに掲載されている商品･役務のみを指定している出願。
①類似商品・役務審査基準
②商標法施行規則の別表
③商品・サービス国際分類表

〔要件2〕審査着手前に、指定商品・指定役務に関する自発的な補正が行われていない出願。

1 ファストトラック審査の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

対象となる案件は特許庁で機械的に抽出するため、申請手続及び手数料は不要となる。

指定商品・指定役務の記載に問題がないことが明らかな出願について、通常より早く審査を行うという形で優遇することにより、明確な指定商品・指定役務による出願が増え、審査負担の軽減につながることが期待される。

ファストトラック審査の対象案件については、出願から約6か月で最初の審査結果が通知される（2-3-1図）。

これによって、ファストトラック審査の対象となった出願の一次審査通知までの期間が予測できるため、事業計画が立てやすくなる効果が期待される。

(3) 商標早期審査

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う商標早期審査を実施している[1]。

商標早期審査は、「出願商標を既に使用していること」[2]を共通の条件とする3つの要件（2-3-2図）のいずれかに該当する出願が対象となり、対象として選定されれば、申請から平均2か月ほどで最初の審査結果が通知される。

2-3-1図　【審査期間のイメージ】

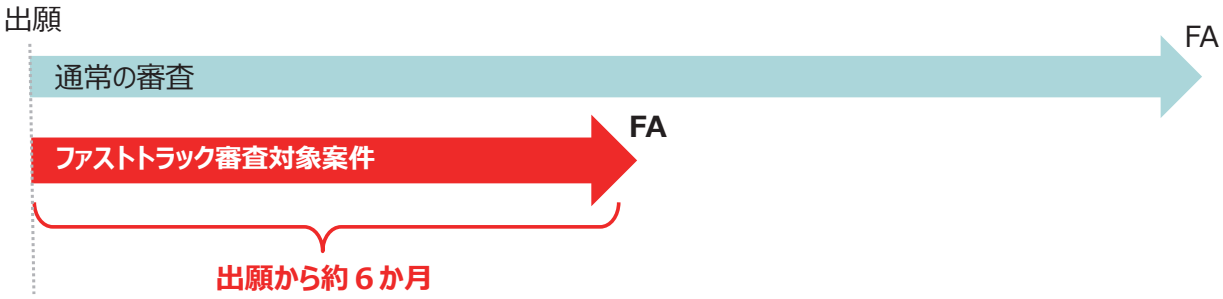

1　商標早期審査の制度や手続の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。
商標早期審査・早期審理の概要　https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html
2　使用の準備を相当程度進めている場合も含まれる。

1

2-3-2図 【早期審査の対象となる出願】

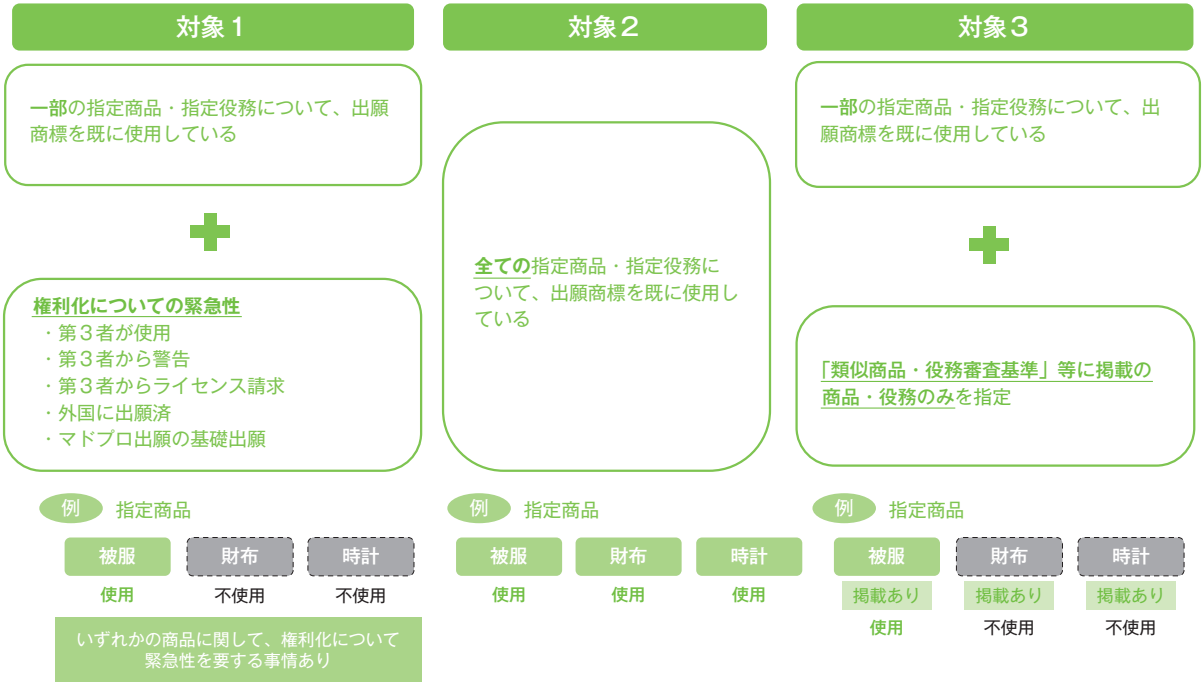

2-3-3図 【早期審査の申請件数の推移】

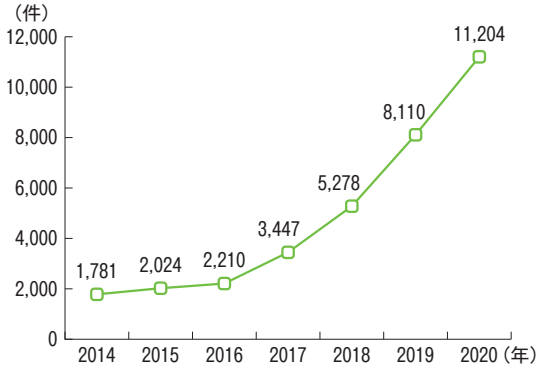

（備考）早期審査の申請件数は、「早期審査に関する事情説明書」が提出された出願の件数である。

2-3-4図 【産業分野別申請件数（2020年）】

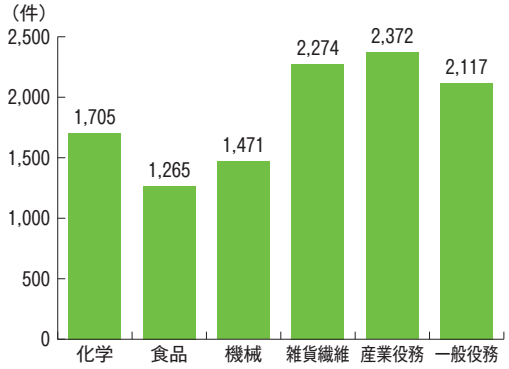

（備考）産業分野は、商品・サービスの国際分類を以下のとおり6つの分野に分けたものである。
化学：1類～5類　食品：29類～33類　機械：6類～13類、19類
雑貨繊維：14類～18類、20類～28類、34類
産業役務：35類～40類、一般役務：41類～45類

2. 審査便覧の改訂

(1) 2020年度商標審査便覧[1]の改訂

2020年度は、審査効率化及びユーザー負担軽減の観点から、優先権主張を伴う商標登録出願に関する優先権主張の効果の審査運用及び指定商品又は指定役務の審査運用についての改訂を行った。また、政府方針及びそれを踏まえた庁内の検討結果に従い、商標審査便覧において求めていた押印等を不要とする改訂を行った。

(2) 改訂の概要

①優先権主張を伴う商標登録出願に関する優先権主張の効果の審査運用

（商標審査便覧15.01）

従前は、優先権主張を伴う商標登録出願について、全件、優先権証明書の記載内容を確認して優先権主張の効果を判断していた。しかしながら、優先権主張の効果が認められるか否かにより審査結果が変わるのは、優先権主張の基礎出願がなされた国における出願の日（優先日）から優先権主張を伴う商標登録出願の出願日の間に一定の拒絶理由の根拠となる事実が発見された場合に限られることから、優先権主張の効果に関する審査について判断を行うのは、優先日と優先権主張を伴う商標登録出願の出願日との間に拒絶理由の根拠となり得る先願等があった場合のみに限定することとした。

②指定商品又は指定役務の審査運用

（商標審査便覧46.01）

従前は、複数の区分に分類され得る表示については、指定商品・指定役務の内容及び範囲を明確に把握することができず、かつ、指定商品・指定役務の帰属する区分も不明確であるとして拒絶の理由（商標法第6条第1項及び第2項）を通知し、出願人に指定商品・指定役務の補正を求めていた。しかしながら、出願において指定された商品・役務の意義は、国際分類に即して定められた商標法施行令別表の区分に付された名称や当該区分に属するものとされた商品・役務の内容や性質、国際分類を構成する類別表注釈において示された商品・役務についての説明等を参酌して解釈することができる。そこで、指定商品又は指定役務について、材質や用途等の記載がなく複数の区分に分類され得る表示であっても、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できるときは、明確な表示として商標法第6条第1項及び第2項の要件を具備すると判断することとした。

なお、この場合に、当該指定商品又は指定役務を他の区分の指定商品又は指定役務に補正又は分割することは、要旨変更又は原出願には含まれていない商品を分割したケースに当たることから、認められないものとした。

③押印等の見直し

本改訂は、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、これまで国民や事業者等に対して押印を求めている手続について見直しを行うこととされ、それを踏まえた特許庁関係審査基準等の改訂に伴い、商標審査便覧における押印等を不要とした[2]。

1　https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/index.html
2　https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitei/2020-12_oshirase_syouhyoubin_kaitei.html

1　2

3. 商品・役務の分類に関する取組

(1)ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組

①ニース協定とは

「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定（ニース協定）」は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類（国際分類）を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し[1]、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系として使用している。

ニース協定の加盟国は、2021年4月現在88の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO、EUIPO等の政府間機関により使用されている。

②ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会[2]が行っており、a. 類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」[3]と、b. 注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」[4]がある。

2021年1月1日発効の国際分類第11-2021版は、2020年4月27日から同年5月1日にかけてWIPOで開催が計画されていた専門家委員会第30回会合において決定される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、物理的な開催が中止された。

しかしながら、国際分類の改訂周期を維持するため、全会一致の支持を得た変更提案のみを改訂するという方針の下、物理的な会合に代わって、電子投票を伴う電子フォーラムが開催された。

そして、電子投票（2020年4月1日～同年5月1日実施）の結果、全会一致の支持を得た変更提案のみを反映した、国際分類第11-2021版が2021年1月1日に発効された。

【国際分類第11-2021版における主な追加】[5]

第5類「ペットのトイレ用防臭剤」(deodorizers for litter trays)

第16類「ぬり絵本」(colouring books / coloring books)

第21類「手袋状あかすり」(abrasive mitts for scrubbing the skin)

(2)WIPO・Madrid Goods & Services Manager（MGS）における協力

「Madrid Goods & Services Manager（MGS）」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願においてWIPOで認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

特許庁は、これまでWIPOに対し、MGSに掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報に加え、我が国が用いている類似群コード情報についても提供してきた。

我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、我が国が採用する類似群コードを使用してWIPO及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になっている。

1 当時は国際分類を副次的な体系（標章の登録に関する公文書及び公の出版物（例：商標公報、商標登録原簿）に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。）として使用していた。
2 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。
3 第12版に反映予定。
4 毎年発効する新追加版に反映される。
5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2021.html

5

(3)日中韓三庁の協力プロジェクト：日中韓類似群コード対応表の作成・公表

①日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない（商標法第4条第1項第11号）。

日本国特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約6千3百件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングしたものであり、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる5桁の共通コードである「類似群コード」が付されている。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則として互いに類似する商品又は役務と推定される。

②日中韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁は、2019年に引き続き、韓国特許庁との合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」を作成する協力プロジェクトを推進しており、2020年8月、ニース国際分類［第11-2020版］に対応した日韓類似群コード対応表を作成・公表した[1]。

このプロジェクトを発展させ、日本国特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁は、三庁の合意に基づき、日中韓の三庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日中韓類似群コード対応表」を作成する協力プロジェクトを推進している。2020年11月、ニース国際分類［第11-2020版］に対応した日中韓類似群コード対応表を[2]、2021年3月、ニース国際分類［第11-2021版］に対応した日中韓類似群コード対応表を作成・公表した[3]。

日中韓類似群コード対応表を活用することにより、我が国、中国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4)日台類似群コード対応表の作成・公表

（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す「日台類似群コード対応表」を2020年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2021年1月、ニース国際分類［第11-2021版］に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した[4]。

1　https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_kipo-ruiji2020.html
2　https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_cnipa_kipo-ruiji2020.html
3　https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_cnipa_kipo-ruiji2021.html
4　https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_tipo-ruiji2021.html

1 2 3 4

4. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度[1]に関する取組

(1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動

特許庁は、これまで、国内における商標の国際登録制度の普及のほか、WIPOとも連携して、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の制度運営の円滑化に貢献している。2020年度も以下の取組[2]を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

2020年　9-10月　未加盟国を中心とする研修「マドリッド協定議定書加盟支援コース」（バングラデシュ、チリ、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、ペルー、サウジアラビア、スリランカ、アラブ首長国連邦、ARIPO）
　　11-12月　加盟国を中心とする研修「商標実体審査コース」（ブータン、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、エジプト、インドネシア、ケニア、ラオス、リベリア、マレーシア、モロッコ、ミャンマー、ネパール、ペルー、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、OAPI）

(2) 国内における周知活動

2021年2月に、特許庁主催の知的財産権制度説明会（実務者向け）において「商標の国際登録制度（マドリッド制度）について（手続編）―国際登録願書（MM2）の書き方と、その後の手続について―」と題した説明を動画で配信し[3]、本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、制度の概要やWIPO国際事務局に対する手続についての説明を行った。また、WIPO日本事務所が主催するウェビナーにおいて「日本国特許庁から見た商標の国際登録制度（マドリッド制度）の『これから』」と題し、国内外におけるマドリッド制度を巡る最新の議論を紹介した。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニーケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した[4]。

パンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」

商標実体審査コース（2020年11月～12月）

1　国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1 年又は各国の宣言により18 か月（我が国は18 か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。
2　2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインで実施した。
3　2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりe-learning形式で実施した。
4　https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu18.pdf

5. 地域団体商標に関する取組

(1) 地域団体商標制度とは

地域名と商品（サービス）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権で適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録することができないものとされていた地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2-3-5図　【地域団体商標の構成】

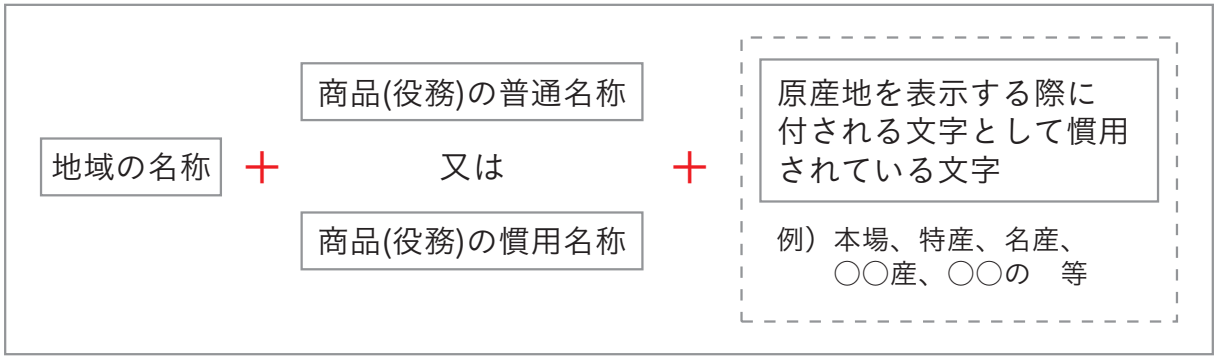

(2) 地域団体商標の登録状況

地域団体商標の登録は、2021年3月末までに701件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」94件、「織物・被服・布製品・履物」66件、「野菜」72件、「食肉・牛・鶏」66件、「加工食品」69件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い（2-3-6図参照。）。

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が68件と圧倒的に多く、兵庫県、北海道、石川県、岐阜県と続く（2-3-7図参照。）。

2-3-6図　【地域団体商標の産品別登録内訳一覧表】

産品別登録内訳一覧表　登録数　701件　　2021年3月末時点

野菜	米	果実	食肉・牛・鶏
72件	10件	52件	66件
水産食品	加工食品	牛乳・乳製品	調味料
50件	69件	6件	18件
菓子	麺類・穀物	茶	酒
15件	17件	28件	13件
清涼飲料	植物	織物・被服・布製品・履物	工芸品・かばん・器・雑貨
1件	5件	66件	94件
焼物・瓦	おもちゃ・人形	仏壇・仏具・葬祭用具・家具	貴金属製品・刃物・工具
32件	16件	40件	9件
木材・石材・炭	温泉	サービスの提供（温泉を除く）	
15件	48件	28件	

（備考）商標権は権利の存続期間（原則10年間）の満了等の理由により消滅することがあります。ここでは、現在も権利が存続している地域団体商標の登録件数を産品別に記載しています。また、複数産品にまたがるものについては、それぞれの産品でもカウントしています。
（資料）特許庁作成

2-3-7図 【地域団体商標の都道府県別登録内訳一覧表】

都道府県別登録内訳一覧表 登録数 701件 2021年3月末時点

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
36件	11件	7件	6件	11件	11件	10件	5件	8件	9件
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	山梨県	静岡県	愛知県	岐阜県
8件	17件	20件	9件	14件	9件	7件	27件	20件	32件
三重県	富山県	石川県	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
15件	13件	34件	18件	12件	68件	11件	39件	11件	13件
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	香川県	徳島県	高知県	愛媛県	福岡県
6件	10件	10件	15件	10件	5件	7件	6件	12件	21件
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	海外		
8件	9件	14件	12件	8件	18件	18件	3件		

（備考）商標権は権利の存続期間（原則10年間）の満了等の理由により消滅することがあります。ここでは、現在も権利が存続している地域団体商標の登録件数を都道府県別に記載しています。また、2以上の都道府県にまたがる「本場結城紬」（栃木、茨城）、「江戸木目込人形」（東京、埼玉）はそれぞれの都道府県で1件とカウントしていますが、当該重複分は登録数には含めておりません。

（資料）特許庁作成

(3) 地域団体商標の普及啓発・利活用促進のための取組

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している（2020年度は原則オンラインでの実施）。あわせて、同制度の概要等について説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

2021年3月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、地域団体商標制度の概要、地域団体商標の出願相談や外国出願補助金などの制度に関する支援策、登録されている699件（2020年12月末時点）の地域団体商標の情報等を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～」を作成し、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

地域団体商標制度パンフレット

「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～」

また、特許庁では地域団体商標制度の普及と地域団体商標産品（サービス）のブランド力向上を目的として「地域団体商標マーク」を策定している。

地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、204の団体に活用いただいている（2021年3月末時点）。

本マークは、原則、地域団体商標を保有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、第三者産品（サービス）との差別化に役立つとともに、商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防止する効果が期待される。

＜地域団体商標マーク＞
全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。
「Local　Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

さらに、特許庁では、地元の学生と地域団体商標の権利者がチームを組み、地元の学生が地域団体商標の権利者への取材を通じて、その魅力等を「Instagram®（インスタグラム）」で発信し、今後のビジネス展開等についても発表する「地域ブランド総選挙」を、2017年度の九州地域、2018年度の東海・北陸地域、2019年度の東北地域に続き、2020年度は「全国地域ブランド総選挙」をオンラインで開催した。

学生と地域団体商標の権利者とのコラボレーションにより地域団体商標の魅力をPRする機会を創出することで、一般消費者及び地域団体商標の取得を検討している団体への制度普及、並びに、地域団体商標の更なる活用促進を図るとともに、地域団体商標の活用を通じた地域経済の持続的な活性化に繋がることが期待される。

2020年度開催「全国地域ブランド総選挙」
学生による発表の様子

2020年度開催「全国地域ブランド総選挙」
集合写真

地域団体商標活用事例

～フランドに対する意識が地域団体商標の取得で深まり組合の組織強化を実現～

■商　標：首里織（登録番号：第5011881号）

■権利者：那覇伝統織物事業協同組合

■指定商品又は指定役務：沖縄県の首里・那覇地域に由来する製法により那覇市・南風原町・西原町・浦添市で生産された織物（畳べり地を除く。）

(1) 首里周辺で生産される多種多様な織物を一つのブランドに統合

琉球王国時代に交易を通じて入り、王家のために織り継がれていた多種多彩な織物技術を、1983年に国の伝統的工芸品の指定を受ける際、総称して「首里織」と名付けた。もともとは個別の技法だったものが、一つの名称に統合されて生まれたブランドと言える。一番の特長はその技法である。高貴な人に向けた織物のため色使いが鮮やか。また、純国産の絹糸を使うことを推進しており、平絹のほとんどが群馬県産の糸を使っている。沖縄県が定めた検査規格に加え、組合独自のチェック項目もあり、厳格な検査を経て合格した商品だけがその証となる4種類のマークを貼って出荷される。ところが、2000年頃から「首里織」と銘打った模倣品、あるいは類似品が市場に多く出回るように。「首里織」の技法と技術を守り、それらを正しく伝える組合の商品であることをアピールするために、沖縄県の推奨もあって2006年に地域団体商標を取得した。

「首里織」の着物

(2)地域団体商標のもと組合員の結束が固まり取り組みが活性化

組合設立当初より国・県・市の補助を受けて「後継者育成事業」を実施し、現在も毎年7名の新人が研修で技法を習得している。全国の生産地で後継者不足が叫ばれる中、同組合に在籍する約90名の組合員は20代から70代までと幅広い年代で構成されている。作り手を継続的に確保できる理由は、組合員が製造した商品を組合が預かり、個人では難しい販売や展示会への出展を行うため、仕事や生活の安定性・安心感があること。研修を修了したばかりの新人も、一般人向けの体験工房で講師を務め、スキルを磨きながら活動資金が確保できる仕組みになっている。もう一つの理由は、自分の手で商品を企画・デザイン・製作できる自己完結型の仕事の面白さ。そして、国が認めたブランドを支える担い手としての誇りを持てることも大きな魅力である。現在、組合の品質検査で合格したものだけに「首里織」のマークを付け模倣品・類似品との差別化を図っている。また、組合員のモチベーションはより高まり、有志が自発的に複数のグループを立ち上げてオリジナル商品の開発に注力している。地域団体商標により、将来につながる組織強化を実現することに至っている。

検査をパスした商品に貼られる4種類の合格証紙

組合員のアイデアで個性あふれる商品を開発

6. 商標審査の品質管理

(1) 品質管理に関する取組

商標課及び商標審査部門では、商標審査の質の維持・向上を図るため、商標課品質管理班にて品質管理施策の企画立案を行い、品質管理庁内委員会にて方針を決定の上、各審査室の管理職等と連携し、品質管理活動を行っている。

①品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）については審査長等が全件確認している。

②品質検証

a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2020年度は7名の品質管理官が1,200件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させている。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善に努めている。

b. 商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質について改善すべき点を明らかにすべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2020年度は国内企業等419者を対象としたアンケート調査を実施し、「商標審査に関する全体としての質の評価」項目において「満足」、「比較的満足」の回答を合わせた割合は47.7％であった。

(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2020年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[1]。

2-3-8図 【ユーザー評価調査の結果】

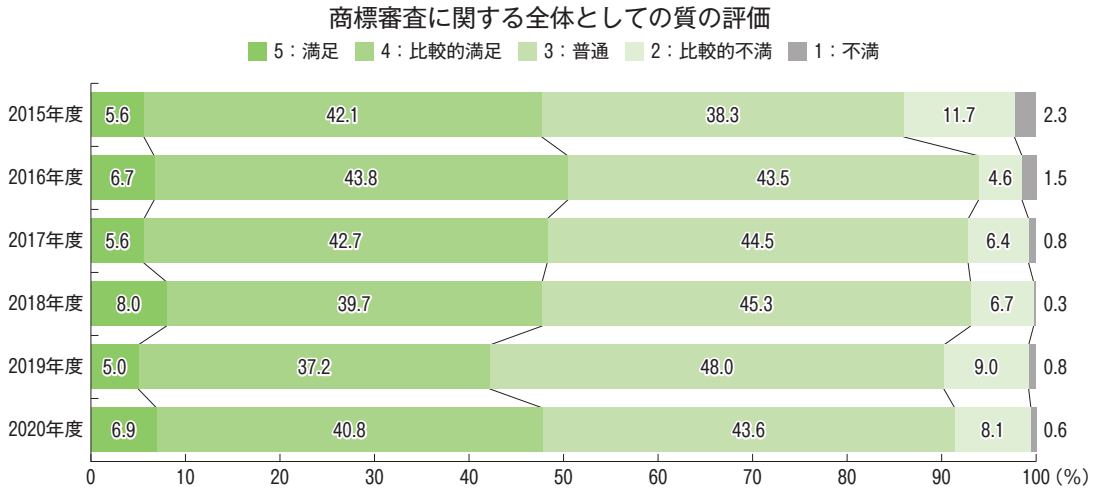

1 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html

1

第4章　審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、審判制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1. 審理内容の充実に向けた取組

(1)審理内容の充実

①審判便覧改訂

審判便覧は、審判制度の運用が適正になされるように、その運用基準等を取りまとめたものである。2020年には、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令（令和2年12月28日経済産業省令第92号）により、押印が廃止されたことを踏まえ、審判便覧（02章審決分類、判決分類、16章証拠物件（ひな形、見本）の取扱い、21章方式、補正、補充、却下、23章代理人、33章口頭審理、34章証拠一般、35章証拠調べ、証拠保全、43章取下げ、放棄、47章費用、54章訂正審判、67章特許異議の申立て）を改訂した。

また、審判便覧（21章方式、補正、補充、却下、23章代理人、25章期間、33章口頭審理、34章証拠一般、35章証拠調べ、証拠保全、37章審尋、51章無効審判、58章判定・裁判所からの鑑定の嘱託）について、ファクシミリに加えて電子メールによる連絡の許容等を目的とした改訂を行った。

②口頭での議論の充実

無効審判[1]や取消審判[2]等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。また、口頭審理において主張立証が尽くされるよう、当事者に対し、審理する事項を書面で事前に知らせることにより、十分な準備を促すようにしている。

特許・実用新案部門及び意匠部門では、無効審判事件のうち、当事者等の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施することとし、商標部門では、無効審判事件及び取消審判事件のうち、事実認定や争点整理が困難な事件について、原則として全件口頭審理を実施することとしている。

2020年の口頭審理の件数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特許・実用新案では36件、意匠では1件、商標では0件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、合議体が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、特許・実用新案で4件実施した。

また、特許無効審判事件においては、口頭での議論の充実をさらに図るため、口頭審理の準備手続として口頭審尋[3]を活用し、当事者と口頭での争点整理等を複数回行う、新たな審理モデル（計画対話審理）の試行を2020年4月に開始。2021年度も試行を継続している。

1　既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。
2　登録商標の不使用や商標権者による不正使用等を理由として、当該登録の取消を請求する審判。
3　計画対話審理における「口頭審尋」では、請求人、被請求人及び合議体の三者が集まった場において、合議体が、当事者に対して口頭による審尋（特許法134条4項）を行う。

③IT審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている[1]。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者が互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。

IT機器が備えられた大審判廷

④巡回審判・出張面接・テレビ面接

地方の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判や取消審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自身のPC により利用することが可能なテレビ会議システム等を用いて合議体とコミュニケーションを図る、オンライン面接審理も推進している[2]。

2020年においては、4件の巡回審判、5回の出張面接、173件のオンライン面接を行った。

巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

(2)外部知見を活用した審理の一層の適正化

①審判実務者研究会

2006年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」（当初は「進歩性検討会」）を開催している。そこで得られた成果は、報告書に取りまとめ、審判実務にフィードバックするとともに、特許庁ウェブサイトなどを通じて広く周知している。

2020年度も、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官をオブザーバーとして迎え、12事例（特許8事例、意匠2事例、商標2事例）について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書2020」[3]を公表した。

審判実務者研究会報告書2020

②審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用している。審判参与に対しては、審理業務における高度な法律問題に関して相談するとともに、審判官や審判書記官を対象とした法律研修等の講師を依頼し、また、審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受けることなどにより、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

1 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/shinpantei1_setsubi.html
2 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/index.html
3 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai2020.html

1 2 3

③審・判決調査員

法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容に関する参考意見の作成と審判官へのフィードバックを、外部的視点を組み込む形で行うことにより、口頭審理の更なる充実を図っている。また、審・判決調査員に対して民事法的側面から審理業務について相談する、審決取消訴訟の判決分析を依頼するなどにより、審理の一層の適正化に取り組んでいる。

大事な登録商標が取り消されないように（不使用取消審判）

一定期間使用されていない商標の登録の取り消しを求めることができる不使用取消審判は、不使用の登録商標の存在が、国民一般の利益を不当に損ね、商標の使用を希望する者の商標の選択の余地を必要以上に狭めることがないように設けられた制度である。

不使用取消審判が請求されると、商標権者側が、①その審判の請求の登録前三年以内に、②日本国内において、③商標権者等が、④その請求に係る指定商品・指定役務のいずれかについて、⑤登録商標の使用をしていることの証明をしなければ、原則として、その指定商品・指定役務に係る商標登録が取り消される。

商標権者等が実際に登録商標の使用をしていたとしても、商標権者がそれを立証できなければ、商標登録が取り消されることになるが、不使用取消審判の請求後では、適切な証拠を用意するのが難しい場合がある。また、商標法上の「使用」の定義を満たす使用であることを示す証拠を用意するのには、一定の知識・ノウハウが必要になってくる。

そこで、不使用取消審判に関する知識等の不足が原因で、実際に使用している登録商標が取り消される事態が生じないようにするため、特許庁審判部では、登録商標の使用を立証するポイントや留意事項及び参考判決を資料としてまとめるとともに、ユーザーに向けた周知リーフレットを作成した。自身が使用する大事な商標を守るためにも、予め不使用取消審判について知ってもらい、いざというときに登録商標の使用が立証できるように日頃の準備をお願いしたい。

登録商標の使用の立証についてのリーフレット（表面）

●不使用取消審判請求に対する登録商標の使用の立証のための参考資料
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/shiyou-risshou.pdf

●登録商標の使用の立証についてのリーフレット
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/torikeshi-shinpan-sekyu.pdf

2. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 紛争の早期解決　～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2) 権利の早期取得　～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件[1]について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理を実施している。2020年の早期審理の申出件数は、特許が167件、商標が20件であり、意匠については対象案件がなかった[2]。

3. 国際的な連携強化に向けた取組

(1) 各国・地域の知財庁との連携

①審判専門家会合

審判分野における情報交換を行うため、審判専門家会合を開催している。2020年度は、11月にオンラインで、第7回日中韓審判専門家会合及び第6回日中審判専門家会合を開催した。

第7回日中韓審判専門家会合（東京会場）

1　特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO_2削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2　前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が269件、意匠が2件、商標が23件であった。

第7回日中韓審判専門家会合（CNIPA、IPTAB）

②その他

第7回日中韓審判専門家会合における情報交換に基づき、「日中韓の審判における新型コロナウイルス感染症対策の比較表」[1]を作成し、特許庁ウェブサイトで公表した。

(2) 国内外の法曹界との連携

①国際知財司法シンポジウム2020

「Column 4　国際知財司法シンポジウム2020」を参照。

1　https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/nicchukan-covid19.html

国際知財司法シンポジウム2020

2021年1月21日に、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催で、国際知財司法シンポジウム2020を開催した。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で初めてのウェブ会議形式での開催となったが、二言語（日本語及び英語）でライブ配信したため、国内外の多くのユーザーに視聴いただけた。

第1部裁判所パートでは、「特許権侵害訴訟における均等論の実情」、「新型コロナウイルス感染症の影響下での裁判運営」をテーマに、日米英独の裁判官によるパネルディスカッションを行った。第2部特許庁パートでは、糟谷長官による挨拶の後、日米欧の審判官及び日本の裁判官によるパネルディスカッションを行った。パネルディスカッションでは、進歩性の仮想事例を用いて、進歩性の判断プロセスや引用文献の記載に基づく引用発明の認定等の各国の運用など、進歩性の有無を判断する際に検討すべき事項を議論した。また、新型コロナウイルス感染症に対する各国特許庁審判部の取組を紹介し、知財制度ユーザーが各国の制度を利用する際に参考となる情報を提供した。当日の詳細はウェブサイトに掲載しているので、ご覧いただきたい[1]。

糟谷長官挨拶の様子

東京会場の様子

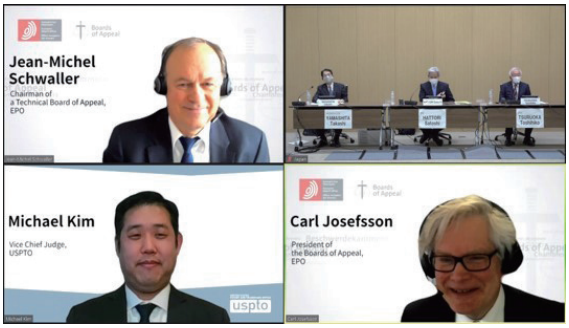

ウェブ会議の様子

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2020.html

4. 審判に関する情報発信

(1) 国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となる審決等(審決、異議決定、判定)について、2016年1月より特許庁ウェブサイト(日本語版、英語版)[1]で、人手翻訳による英語翻訳文(審決英訳)の提供を開始し、2020年度は100件の審決英訳を提供した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版[2]や、他の審判に関する情報についても英語での公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。

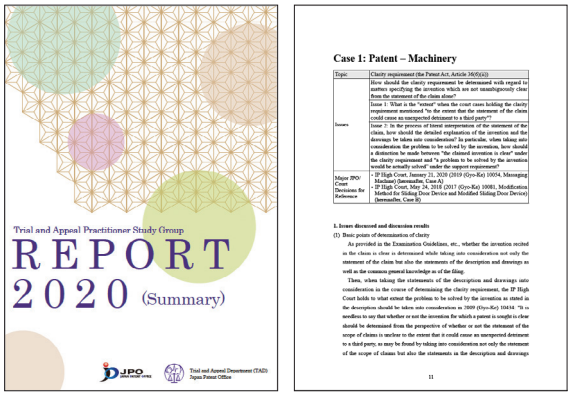

審判実務者研究会報告書の英語要約版

(2) 審判制度の普及啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から模擬口頭審理の実演は中止し、特許庁HPで公開している模擬口頭審理の動画を紹介した。

また、日本の審判制度について分かりやすく解説した「特許庁　審判制度ハンドブック」[3]を作成した。本ハンドブックは、審判制度については詳しくないユーザーも対象として想定し、各審判制度について、なるべく平易に、ポイントを絞って説明する内容となっている。

審判制度ハンドブック

1 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-shinketsu-eiyaku.html
2 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html
3 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf

訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

1. 背景

訂正審判及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求は、特許権者にとって、特許が無効又は取消しとされることを防ぐための重要な防御手段であるが、訂正審判等の際には、通常実施権者の承諾が必要とされる。

近年、特許権のライセンスは、1つの特許権を1者にライセンスする単純な態様から、多数の特許権を多数の者にライセンスする大規模かつ複雑な態様へ変化しており、訂正審判等に際して全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難になっているケースが増加している。複数の企業が特許権を持ち寄り、参加企業にまとめて通常実施権を許諾する枠組みである「パテントプール」において、通常実施権者の数が数十から数百に上るものがあることはそれを裏付ける一例である。

一方で、通常実施権の法的性質について、通説、判例では、特許権者に対し差止請求権や損害賠償請求権を行使しないように求める不作為請求権であるとされている。このため、訂正により特許請求の範囲が減縮されたとしても、通常実施権者の特許権の実施の継続が妨げられるわけではないから、訂正は通常実施権者の法的利益を害するものとはいえない。

このように、特許請求の範囲を訂正しても通常実施権者の法的利益を害するものとはいえないにもかかわらず、訂正審判等の際に通常実施権者の承諾が得られないことで、特許権者が訂正という防御手段を実質的に失いかねないことは、特許権者の保護を欠く状況といえる。

2. 改正の概要

令和3年3月2日に「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第204回通常国会において可決・成立した。

本改正により、特許法第127条（同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項を含む。）が改正され、訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求において通常実施権者の承諾が不要とされた。

同様に、実用新案登録請求の範囲等の訂正においても通常実施権者の承諾が不要とされた（特許法第127条を準用する実用新案法第14条の2第13項）。

また、特許権、実用新案権及び意匠権の放棄においても通常実施権者の承諾が不要とされた（特許法第97条第1項並びに同項を準用する実用新案法第26条及び意匠法第36条）。

本改正の施行日は、改正法の附則第1条本文において、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」とされる。

3. 留意事項（ライセンス契約による対応）

本改正の施行日以後は、法律上は、通常実施権者の承諾が訂正審判等をするための要件とはされない。

一方、改正後においても、特許権者等と通常実施権者との契約において、訂正審判等に際して通常実施権者の承諾を必要とするよう定めることは許容される。

したがって、改正後においても引き続き通常実施権者の承諾を必要としたい場合は、本改正の施行日までの期間において契約による対応が求められる。

特許庁の判定制度の紹介
～特許権等の侵害・非侵害でお悩みの方に～

1. 判定とは

✓ 判定は、特許庁が中立・公平な立場から、特許発明や登録実用新案の技術的範囲、登録意匠やこれに類似する意匠の範囲及び商標権の効力の範囲について見解を示すもの。

2. 判定制度の特徴

✓ 高度な専門性を有する3名の審判官からなる合議体により審理が行われる。
✓ 中立・公平な立場での判断がなされる。
✓ 結論が出るまでの期間が短い（最短で3ヶ月）。
✓ 費用が安価である（判定請求料は1件4万円）。

3. どんなときに利用できるか

✓ 他人の商品等が、自分の特許権等を侵害する可能性があるかどうかを知りたいとき。
✓ 計画中又は実施中の商品等が、他人の特許権等を侵害する可能性があるかどうかを知りたいとき。
✓ 自分の又は他人の特許が標準必須特許であるか否かを確認したいとき。

4. 権利者から警告を受けたときには

✓ 自分の商品等が相手の特許発明の技術的範囲に含まれるか否か、特許庁に判定を求めることが可能。得られた判定書を、自分の行為を中止せよと警告を受けた際の反論の根拠資料として用いることも可能。
✓ 相手の権利が無効である可能性があれば、特許庁の無効審判制度を利用することも可能。判定と無効審判が同時進行する場合、事件間の審理進行を調整し、判断の齟齬を回避するため、原則、同一の合議体が審理。

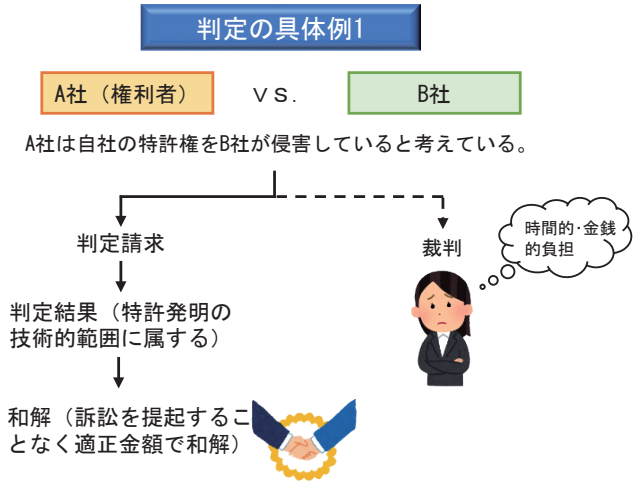

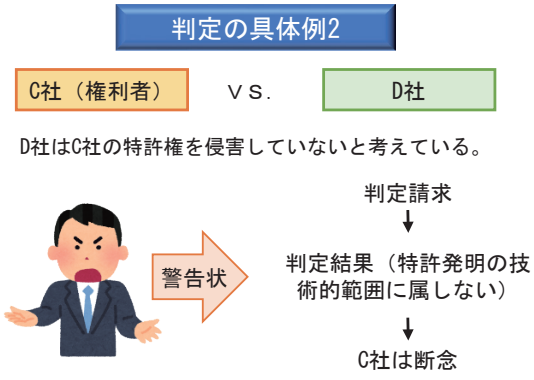

第5章 特許庁におけるデザイン経営の取組

1. 「デザイン経営」とは

「デザイン経営」とは、デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法。その本質は、人（ユーザー）を中心に考えることで、根本的な課題を発見し、これまでの発想にとらわれない、それでいて実現可能な解決策を、柔軟に反復・改善を繰り返しながら生み出すことである。

経済産業省・特許庁は、2017年7月に開始した「産業競争力とデザインを考える研究会」の議論の結果、2018年5月に報告書『「デザイン経営」宣言[1]』を取りまとめた。

『「デザイン経営」宣言』には、「デザイン経営」の効果や、実践のための7つの具体的な取り組みも示されている。

2-5-1図 【「デザイン経営」の効果】

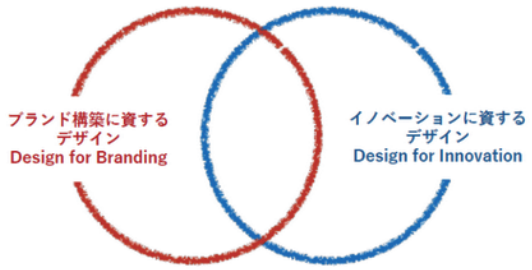

「デザイン経営」は、ブランドとイノベーションを通じて、企業の産業競争力の向上に寄与する。

ブランド構築に資するデザイン
企業が大切にしている価値とそれを実現しようとする意思を表現する営み

イノベーションに資するデザイン
顧客の潜在的ニーズを基に既存の事業に縛られずに、事業化を構想する営み

2-5-2図 【「デザイン経営」のための具体的取組】

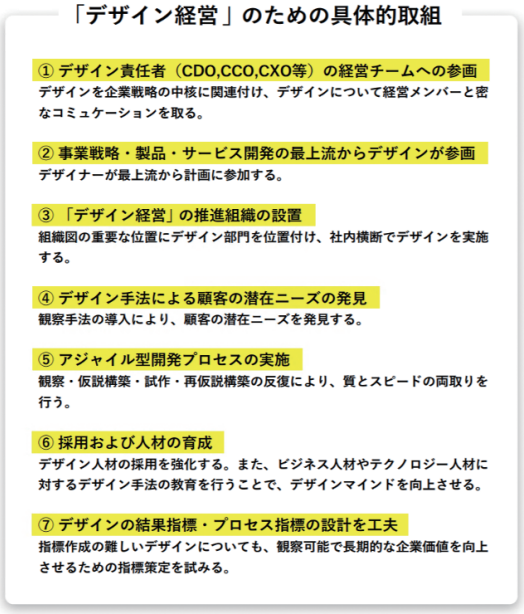

2. 「デザイン経営」の推進

これからデザイン経営にチャレンジしたいと考えるビジネスパーソンの皆様の疑問を解消し、実践する際の参考にしていただくため、特許庁ホームページでハンドブックや事例集を公開している[2]。

1 「デザイン経営」宣言
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kyousou-design/document/index/01houkokusho.pdf
2 特許庁はデザイン経営を推進しています
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei.html

1 2

(1) デザイン経営　ハンドブック[1]

2020年4月に公開した「デザインにぴんとこないビジネスパーソンのための“デザイン経営”ハンドブック」は、デザイン経営のビジネスでの活用のため、「そもそもデザインシンキング（デザイン思考）とは何なのか？その意義と価値はどこにあるのか？なぜ、それがいま大事なのか？」に対する考え方や、デザイン経営を導入するにあたっての8つの課題などを具体的に記載している。

2-5-3図　【デザインにぴんとこないビジネスパーソンのための“デザイン経営”ハンドブック】

目次　デザインとは「社会」を知ること　若林恵
共感・実験・ストーリーテリング　トム・ケリー
デザイン経営・イン・ジャパン
デザインと言ったときに私たちが語っていること
デザイン経営あるある
デザインの価値をうまく伝える方法
KPIを立ててはいけない　クリスチャン・ベイソン
中小・地方企業の勝ち組は「文化」しかない　田村大

(2) デザイン経営の課題と解決事例[2]

これからデザイン経営にチャレンジしてみようというビジネスパーソンの皆様の疑問を解消し、実践する際の参考にしていただくため、既にデザイン経営に取り組んでいる企業96社のアンケート回答と、21社及び3名の専門家へのヒアリングより、デザイン経営を導入するにあたっての8つの課題を乗り越えるための工夫をまとめている。

1　デザインにぴんとこないビジネスパーソンのための“デザイン経営”ハンドブック
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/document/design_keiei/handbook_20200319.pdf
2　「デザイン経営」の課題と解決事例
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/document/design_keiei/jirei_20200319.pdf

1　2

2-5-4図 【「デザイン経営」の課題と解決事例】

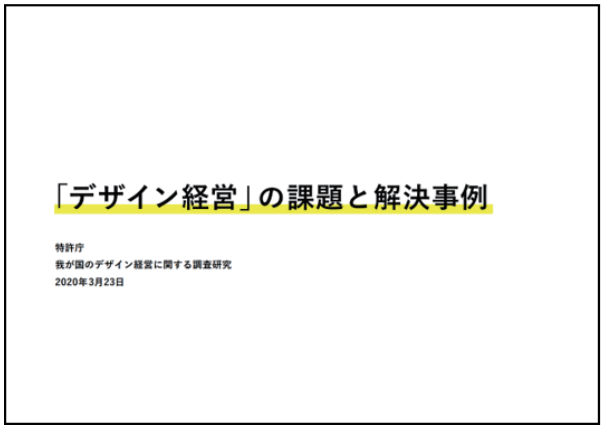

＜8つの課題＞

1，経営陣の理解不足
2，全社的な意識の不統一
3，用語・理解の不統一
4，人材・人事
5，効果を定量化できない
6，組織体制・評価指標ができていない
7，ビジネスとの両立
8，既存プロセスへの組込

(3)中小企業のためのデザイン経営ハンドブック[1]

2021年4月に公開した「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック」は、中小企業がデザイン経営を自社に活かせるよう、自分たちに合ったやり方を実践するための、9つの「入り口」を事例と共に紹介している。

1 中小企業のためのデザイン経営ハンドブック
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/chusho.html

2-5-5図　【中小企業のためのデザイン経営ハンドブック】

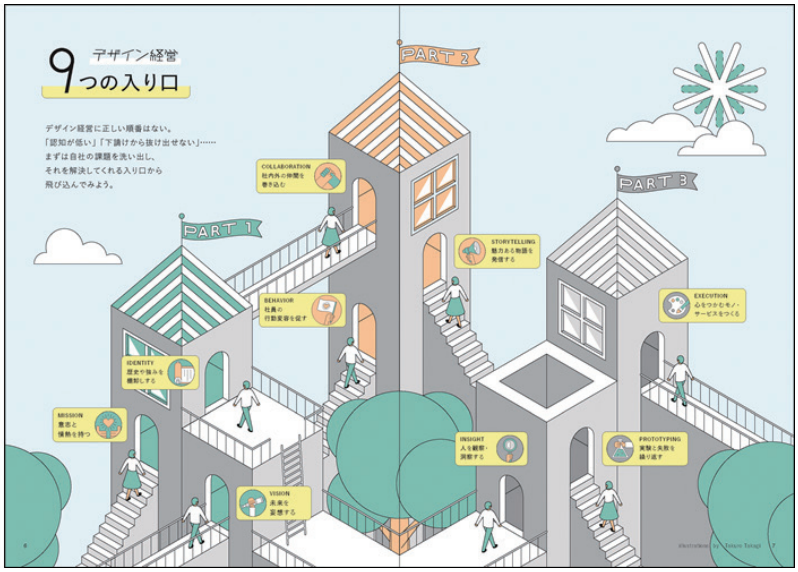

デザイン経営に取り組むための**9**つの「入り口」

PART1　会社の人格形成　～キャラクターの確立からはじめる～
- 意思と情熱をもつ（**MISSION**）
- 歴史や強みを棚卸しする（**IDENTITY**）
- 未来を妄想する（**VISION**）

PART2　企業文化の醸成　～カルチャーの醸成からはじめる～
- 社員の行動変容を促す（**BEHAVIOR**）
- 社内外の仲間を巻き込む（**COLLABORATION**）
- 魅力的な物語を発信する（**STORYTELLING**）

PART3　価値の創造　～モノ・サービスの創出からはじめる～
- 人を観察・洞察する（**INSIGHT**）
- 実験と失敗を繰り返す（**PROTOTYPING**）
- 心をつかむモノ・サービスをつくる（**EXECUTION**）

3. 特許庁における、デザイン経営の実践

「『デザイン経営』宣言」において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言されたことを受け、特許庁では、行政サービスの品質の向上を図るため、2018年8月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践している。

これまでの主な取組を以下に紹介する。

(1)商標拳～ビジネスを守る奥義～

「どうしたら知的財産の重要性を、知的財産を知らない人にも伝えられるか？」という課題に対し、中小企業の方々へのヒアリングと議論を重ね、知的財産の重要性を“自分ごと化”してもらうための仕組みづくりが重要という結論になった。

「商標権はビジネスの基本」、「商標権を知らずにビジネスをすることは経営上の大きなリスク」というメッセージを届けることを目指し、「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイト[1]を2020年1月に公開。Twitter約320万、YouTube約170万回の再生を達成した。

2-5-6図　【商標拳～ビジネスを守る奥義～】

(2)お助けサイト～通知を受け取った方へ～

「中小企業などにみられる孤独な知財担当者を助ける」という課題を設定し、そうした知財担当者の多くが悩んでいるであろう「拒絶理由通知書」への対応をサポートする方法を検討した。2020年1月に、特許庁から送付される「拒絶理由通知」と「登録査定」に対して、次に何をすれば良いかをわかりやすく案内する「お助けサイト～通知を受け取った方へ～」[2]を開設。同年4月からは各種通知に添付される「注意書」に、お助けサイトへのアクセスを簡便にするためのQRコード[3]を付与している。

1　「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイトを公開しました
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/shohyoken/index.html
2　「お助けサイト～通知を受け取った方へ～」
https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/index.html
3　QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1　2

2-5-7図　【お助けサイト～通知を受け取った方へ～】

(3) I-OPEN[1]

2025年の大阪・関西万博に向けて、WIPOや諸外国との協力を進め、万博で世界に発信する将来の知財制度や、人材、教育、サービス等知財を取り巻く環境のあるべき姿について検討を開始し、I-OPENという名称でプロジェクトを開始した。

I-OPENプロジェクトでは、「想いを知的財産のエンジンに」、「知は一人ひとりの創造力のために」、「社会変革のための知的財産」という3つのミッションを掲げ、誰かの助けになりたい、社会をより良くしたい、そんな想いと創造力から生まれる知的財産をいかして、未来を切りひらく人々の支援をしていくこととしている。

1　知的財産（Intellectual Property）とイノベーション（Innovation）を自分自身（I）が開いていき、人々の目から鱗が落ちる（Eye-Opening）という意味が込められている。

2-5-8図 【知財をひらくI-OPENガイド】

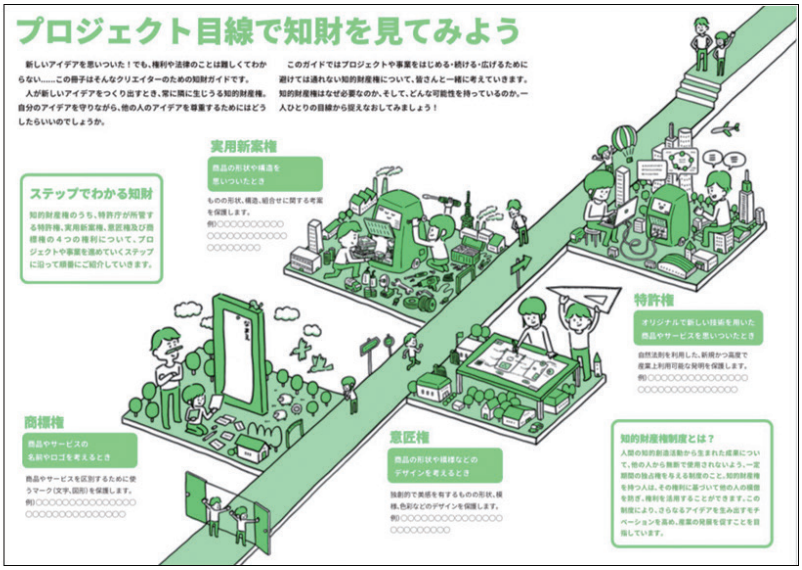

第6章 情報システムにおける取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムにおける取組について、現在及び今後のシステム開発に関する取組、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1. 特許庁の情報システムにおける取組

特許庁は、1990年に世界に先駆けて実現した電子出願システムをはじめとして、庁内の事務処理、先行技術文献の検索など、様々な業務に情報システムを導入してきた。2020年には、特許・実用新案が98.4%、意匠が92.6%、商標が84.0%という高い電子出願率を達成しており、今後も、庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上のために必要なシステム開発を行っていく予定である。

(1)特許庁のシステム開発

①業務・システム最適化

特許庁は、2013年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」(2013年度から2022年度までの10か年計画)を策定し、当該最適化計画に沿ってシステム開発を進めてきた。そして、2018年6月、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」の策定に伴い、最適化計画で定められていた後半5年間(2018年度から2022年度まで)の開発事項は、「特許庁における業務・システム最適化」の取組として、当該中長期計画に取り込まれた。さらに、当該中長期計画は、2020年3月30日に改定された[1]。

本取組では、従前の最適化計画と同様、以下の4つの目標を掲げている。

(ⅰ)世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備
(ⅱ)情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上
(ⅲ)安全性と信頼性の高いシステム及び運用体制の構築
(ⅳ)行政運営の簡素化、効率化、合理化、質の向上及びシステム経費の節減

現在、特許庁は、上記「特許庁における業務・システム最適化」の取組に基づき、順調にシステム開発を進めている。

②特許庁のシステムの刷新方針

特許庁のシステムは、各種業務の電子化を累次に進めてきた結果、個別システムの構造が不統一で、全体として複雑なものとなっており、知的財産を取り巻く環境変化に迅速・柔軟・低コストで対応することが難しくなっていた。そこで、このような環境変化に対応できるシステムへと刷新すべく、個別システムの構造の定型化や全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を進めている。当該刷新にあたっては、全ての個別システムを一括して刷新する方式ではなく、段階的に刷新する方式、すなわち、優先度の高い政策事項へのシステム対応を逐次進めつつ、並行して、段階的に個別システムのデータベースを統合し、システム構造の簡素化を進める方式を採用している。この方式により、優先すべき政策事項に適時対応[2]しながら、個々のシステム刷新における開発規模を縮小して開発リスクを低減し、着実にシステム刷新を進めていく。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html
2 2020年度までに、中韓特許文献の翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度への対応などを実現。

2-6-1図　【段階的刷新の概念図】

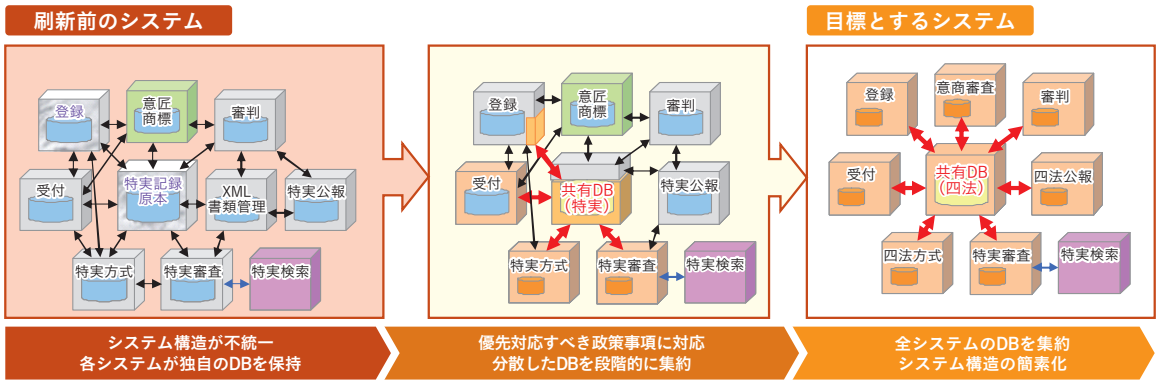

③業務・システム最適化の実施体制

業務・システム最適化の実施にあたっては、特許庁長官を本部長とし、特許庁情報化統括責任者（特許庁CIO）である特許技監を本部長代理とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネージメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上記「段階的に刷新する方式」の採用により、複数のシステム開発が同時並行的に実施されることから、「特許庁PMO（Program Management Office）」を設置し、全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施可能としている。

④最適化の取組による各種サービスの向上

本取組により2020年度には以下の項目が達成された。

- 「特許（登録）料支払期限通知サービス」のサイトを開設し、利用申込みのあった特許（登録）について料金支払期限を電子メールにて通知するサービスを開始（2020年4月）

(2) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

特許庁では、2017年4月27日に「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」を公表[1]し、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性に関して検証を進めてきた。

2020年度は、2019年度の検討結果を踏まえ、アクション・プランの内容を見直し、改定[2]を行った。そして、改定後のアクション・プランに沿って、特許及び商標の計6つの業務について、AI技術の導入を進めてきた。導入にあたっては、特許庁内の開発チームが自ら開発を行うアジャイル型のシステム開発を採用し、開発された支援ツールを現場の審査官が利用し、審査官のフィードバックを取り込んで継続的な機能改善を図った。

今後は、急速に発展するAI等の最先端の技術を最大限に活用し、より一層の業務効率化及び品質向上を図るべく、適用先や適用対象の最適化を含め、特許・商標・意匠の各審査分野において、更なる検討を進めていく。

1　https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan.html
2　https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2020.html

1
2

2. グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応し、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、日本国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術（IT）を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓の特許庁（五庁）が進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

(1) 優先権書類の電子的交換（特許、実用新案及び意匠）

出願人が優先権主張を伴って海外へ出願するためには、海外の特許庁に優先権を証明する書類を提出しなければならない。従前は、紙書面での提出が必要であったが、日本国特許庁は、当該書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取り組みを進めてきた。

現在、優先権書類の電子的交換は、特定の特許庁同士の取り決めに基づき二庁間で実施するもの（二庁間PDX）[1]及び世界知的所有権機関（WIPO）の「デジタルアクセスサービス（DAS）」を利用する特許庁（2-6-2図参照）との間で実施するものの2つの手段により利用可能となっている。

二庁間PDXは、日本国特許庁と台湾智慧財産局との間で実施している。なお、日本国特許庁と欧州特許庁及び韓国特許庁との間の二庁間PDXは2020年6月30日までに第二庁としてこれらの特許庁になされた出願をもって終了し、2020年7月1日以降になされた出願からDASに一本化された。

また、DASを利用した優先権書類の電子的交換は、特許出願及び実用新案登録出願のみを対象としていたが、2020年1月からそのサービスの対象が意匠登録出願にも拡張された。

(2) グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、各国特許庁のシステムを連携させ、各国特許庁が有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の一般ユーザーとの共有や新たなITサービスの実現を目指す構想である。本構想は、2012年6月の五庁長官会合において、日本国特許庁と米国特許商

2-6-2図 【優先権書類の電子的交換の対象庁（2021年4月現在）】

二庁間PDX

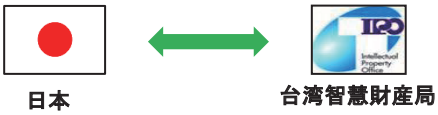

DAS

アルゼンチン（※）、イスラエル、イタリア、インド、英国（※）、エストニア（※）、欧州特許庁（※）、欧州連合知的財産庁、オーストラリア、オーストリア、オランダ（※）、カナダ、韓国、コロンビア、ジョージア、スウェーデン（※）、スペイン、WIPO、中国、チリ、デンマーク（※）、日本、ニュージーランド（※）、ノルウェー、フィンランド（※）、ブラジル、フランス（※）、ベルギー（※）、米国、メキシコ、モロッコ（※）、ユーラシア特許庁（※）

（※）意匠登録出願は対象外

1 二庁間PDXは、特許出願及び実用新案登録出願のみを対象としている。

標庁とが共同提案したものである。その実現に向け、五庁と各国の産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース（GDTF）[1]を構成し、様々な取組を推進している。

①ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可能とするシステムの整備が必要とされている。

そこで、日本国特許庁の主導により、複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括で提供するサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を、2013年7月に五庁の審査官を対象として開始した。

また、日本国特許庁は、WIPOと協力して、OPDとWIPO-CASE[2]とを連携する技術を2014年3月に確立した。当該技術を利用して、2016年までに五庁全てがOPDとWIPO-CASEとの連携を実現し、ドシエ情報共有ネットワークは五庁の枠を超えて拡大することとなった。

さらに、五庁は、世界中のユーザーがドシエ情報を参照できるよう協力を進めており、日本特許庁は2016年7月から、J-PlatPatを通じてユーザーへOPDのサービスを提供している。

加えて、日本国特許庁は、2018年11月に日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で締結された、「特許の出願・審査情報の交換に関する取決め」に基づき、2020年12月に台湾智慧財産局とのドシエ情報交換を開始した。これにより、台湾のドシエ情報がOPDを通じて参照可能になった。

今後も、WIPO-CASEへの新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングのITインフラ整備を進めていく予定である。

②ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

2015年1月に開催されたGDTF会合では、産業界から、究極目標として複数庁への一括出願（クロス・ファイリング）の実現が示される一方、産業界の当面の5つの関心事項について優先的に取り組むことが要請された。五庁は、これを優先五項目と位置づけ、実現に向けた具体的な手段や課題について検討を進めている。

2018年6月に米国で開催された五庁長官会合では、各項目の具体的な実施内容及び今後の作業計画について承認がなされた。また、2021年3月にオンラインで開催されたGDTF会合では、産業界に

2-6-3図　【OPD、WIPO-CASE、日台DIXによるドシエ情報の共有】

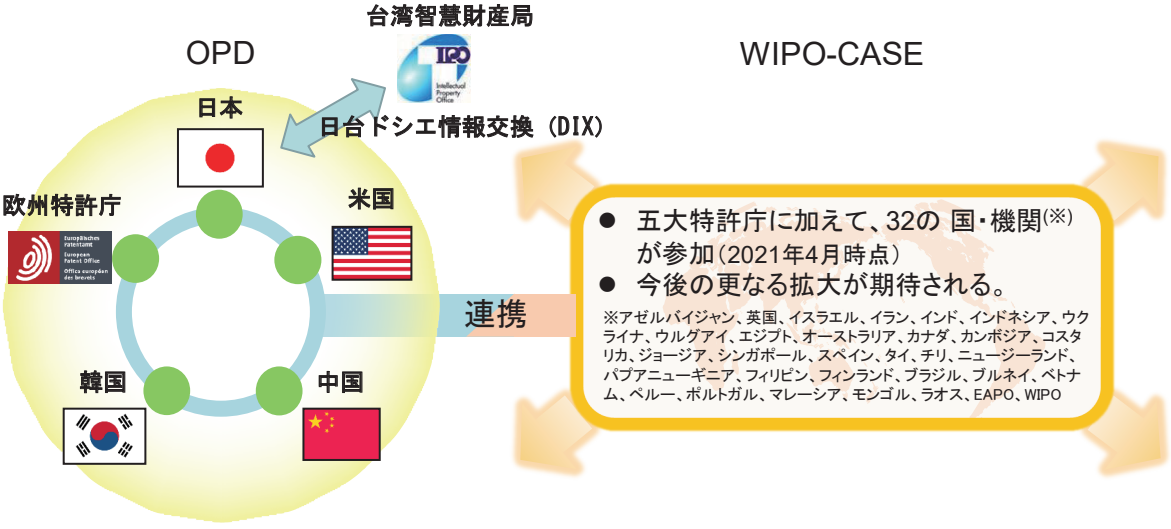

1　グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五庁及びWIPOの実務者と五庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。
2　WIPOが提供するドシエ情報相互参照システム。WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination。

2-6-4図　【グローバル・ドシエの優先五項目】

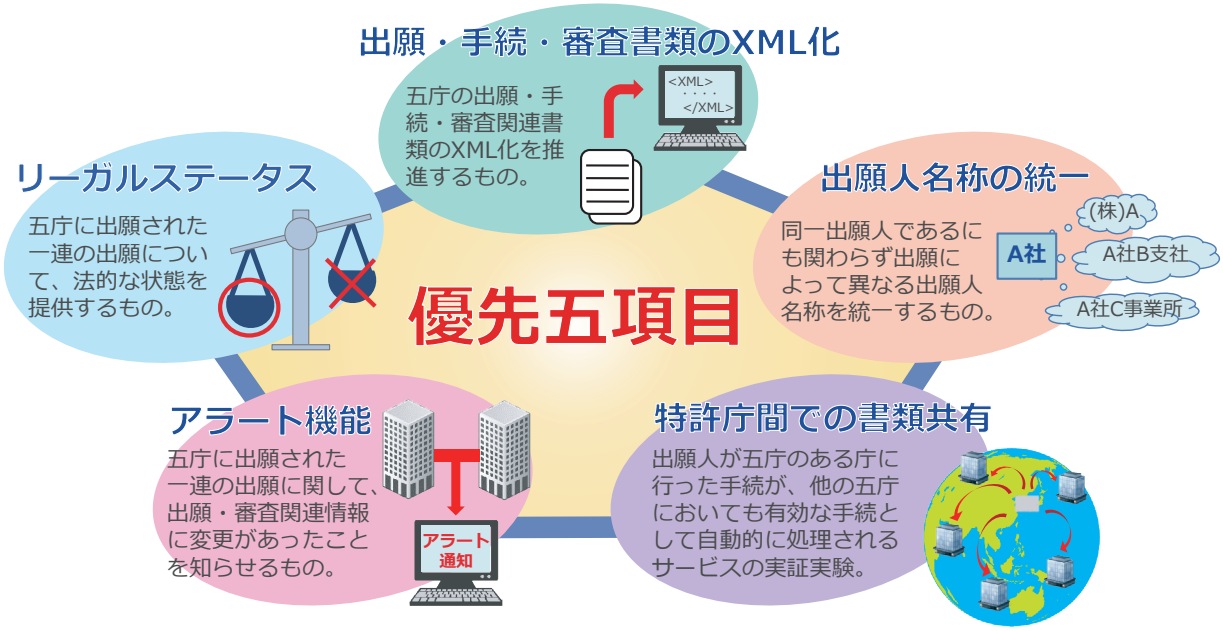

対し、各項目のこれまでの進捗が報告されるとともに、産業界の要望について詳細な確認がなされ、優先五項目の見直しを含めた今後の進め方について議論がなされた。特に、審査関連情報へのユーザーアクセスの向上を図るパイロットプログラムの中間報告について、産業界から高い関心が示された。また、グローバル・ドシエのサービス改善項目について、達成済の項目をクローズし、未達成の項目について引き続き取り組むことを確認した。

(3)途上国へのIT関連の支援

途上国に対しては、商品製造拠点や成長市場としての重要性が一層高まっている。これらの途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとすべく、日本国特許庁は、独自の取組に加えて、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金（Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global(FIT Japan IP Global)）を活用し、途上国のITインフラ整備を支援している。今後も、日本国特許庁のITシステム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、途上国へのITシステム関連の支援を継続していく予定である。

①紙書類の電子化支援

途上国の知財庁においては、ITを活用した業務の効率化や知財情報へのアクセス性向上を図る上で、出願書類等の電子化が課題となっている。日本国特許庁は、FIT Japan IP Globalを通じて、途上国知財庁の紙書類の電子化プロジェクトを支援している。2020年度は、アフリカ知的財産機関（OAPI）、ウガンダ、エスワティニ、ザンビア、タイ、ベトナム、ボツワナ、マダガスカル、マラウィでプロジェクトを実施し、ウガンダの一部のプロジェクト及びベトナム、マダガスカルのプロジェクトを完了した。

②途上国向けITシステムの開発支援

WIPOは、WIPO-IPAS[1]という知財庁向け事務処理システムを無償で提供しており、80か国以上の知財庁が当該システムを導入している。WIPO-IPASは、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や出願人への発送、公報の電子的発行などの機能がある上、各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能のみを選択して導入

1　WIPO-IPAS:WIPO IP Office Administration System

できるという柔軟性を有している。日本国特許庁は、FIT Japan IP Globalを通じて、WIPO-IPASのシステム開発を支援している。

また、日本国特許庁は、FIT Japan IP Globalを通じて、ASEAN各庁の公報データを一括参照可能なASEAN知財情報のポータルであるASEAN PATENTSCOPEの開発支援も行っており、2020年度は、本システムのクラウドへの移行を支援した。

③WIPO-CASEの開発と普及の支援

日本国特許庁は、WIPOが提供する特許の出願・審査情報（ドシエ情報）の共有システムであるWIPO-CASEについて、FIT Japan IP Globalを通じて、WIPO-CASEの機能向上及びWIPO-CASEへの途上国の参加などを支援している。

④途上国向けIT研修の実施

日本国特許庁は、2020年度に知財庁における効率的なITインフラを構築・利用する人材を育成するためのオンライン研修を実施し、途上国知財庁のIT担当者19名が参加した。

第7章 多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援

産業構造や社会の変革が急速に進む中、スタートアップには、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。

革新的な技術やアイデアをもとに創業するスタートアップにとっては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているスタートアップは約2割に留まるなど［2-7-1図］[1]、知的財産の重要性がスタートアップに十分浸透しているとはいい難い。また、スタートアップの他に投資家やアクセラレータなどから構成されるスタートアップ・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。

以上のような認識のもと、特許庁では、スタートアップに対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、スタートアップ特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施している。

本節では、特許庁のスタートアップ向けの支援施策について紹介する。

2-7-1図 【知的財産を経営戦略に組み込んだ時期】

知的財産の経営戦略への組込時期別にみた知的財産の経営戦略上の位置づけ（事業分野別）

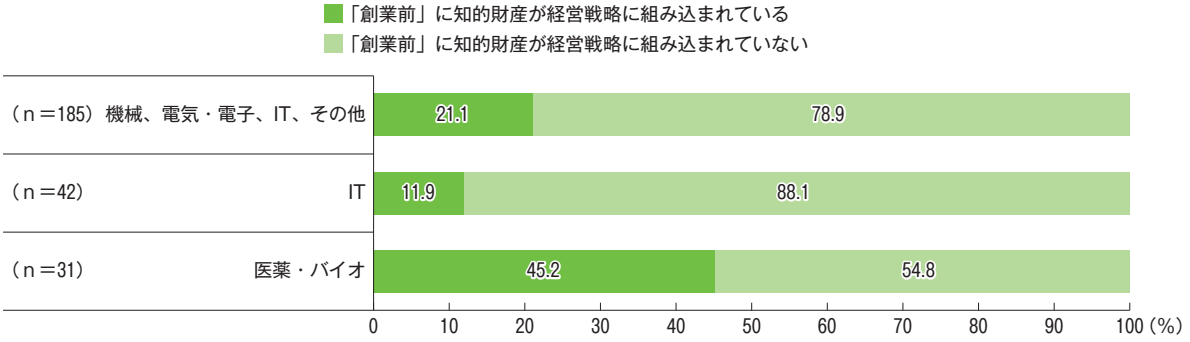

(1) スタートアップへの支援施策

①知財アクセラレーションプログラム（IPAS）

スタートアップにとっては、革新的な技術やアイデアを知的財産で適切に保護しておくことが必要であるが、創業期における多くのスタートアップは、資金調達などビジネスの立ち上げに手一杯で、知的財産への対応は後手になっている。

そこで、創業期のスタートアップを対象に、ベンチャーキャピタル経験者・ビジネスコンサルタント等のビジネスの専門家と、弁理士・弁護士等の知財専門家からなる知財メンタリングチームが、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた支援を行う。［2-7-2図］

本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるスタートアップの創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでスタートアップに対

1 平成29年度 特許庁産業財権制度問題調査研究報告『スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究報告書』
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11250662/www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html

する知財支援の活性化を促進する。

本事業は、IT、ものづくり、医薬・バイオ・新素材などの様々な分野から幅広く募集し、この3年間で延べ280社を上回る多くの応募をいただいた。その中から厳正な審査を経て2018年度10社、2019年度は15社を採択した。2020年度は15社に対して、支援期間を5か月に延長して支援を行った。

また、2018-2019年度の支援事例をもとに、スタートアップがつまずきやすい課題を、「ビジネスモデル・シーズ戦略」、「知財戦略」、「出願戦略」に分けて整理し、それぞれの対応策とともにまとめた『知財戦略支援から見えたスタートアップがつまずく14の課題とその対応策」を公開した[1]。さらに2020年度は、ビジネス専門家、知財専門家向けに、『IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎』を発行した[2]。本冊子では実際のIPASのメンタリングを基に、メンタリングチームがどのようにスタートアップの知財戦略構築を支援していくのかを登場人物を交えてストーリー風に紹介しており、メンタリングを疑似体験しながら、知財メンタリングの基礎が学べる構成となっている。

2-7-2図　【創業期スタートアップに対するIPASの支援イメージ】

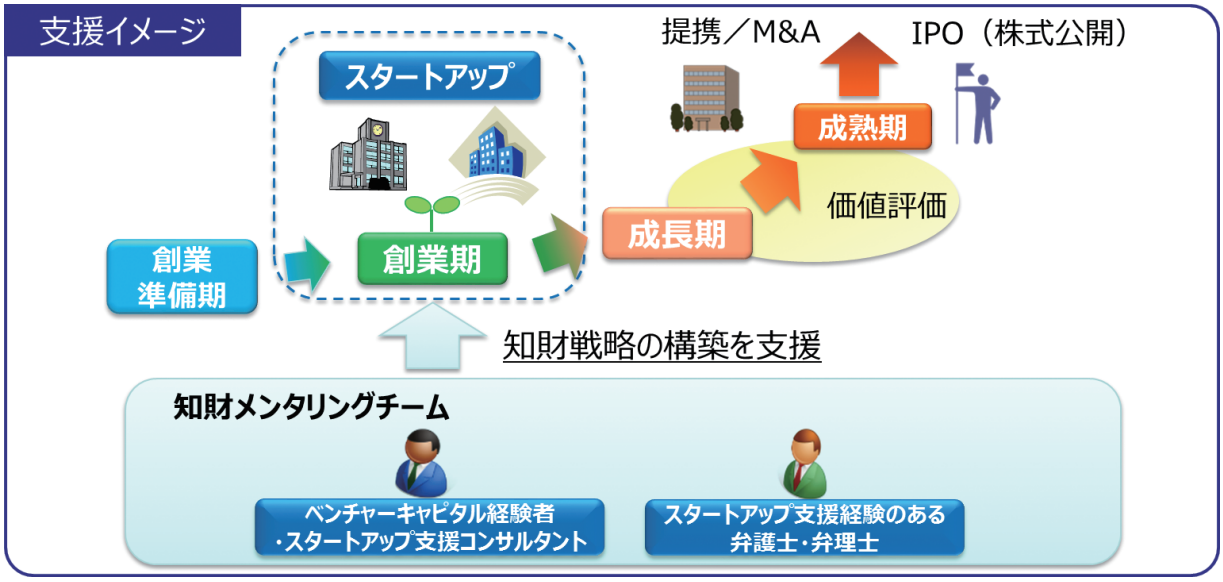

②ベンチャー企業対応面接活用早期審査・スーパー早期審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、スタートアップが特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、スタートアップにとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、スタートアップは権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを充分に図ることが重要である。

そこで、2018年7月より、特許審査に関するスタートアップ支援策として、スタートアップを対象とする「ベンチャー企業対応　面接活用早期審査」及び「ベンチャー企業対応　スーパー早期審査」を開始している。

「ベンチャー企業対応　面接活用早期審査」は、スタートアップの「実施関連出願」を対象に、一

1　知財戦略支援から見えた スタートアップがつまずく14の課題とその対応策
https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase_case_study.pdf
2　IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎
https://ipbase.go.jp/learn/ipas/

1　2

次審査通知前に面接を行うことで、スタートアップが戦略的に質の高い特許を早期に取得できるものである（2020年実績：61件）。

「ベンチャー企業対応 スーパー早期審査」は、スタートアップの「実施関連出願」を対象に、スーパー早期審査のスピードで対応することで、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるものである（2020 年実績：448件）。通常のスーパー早期審査は「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であることが要件なのに対して要件を緩和している。

③日本発知財活用ビジネス化支援（ジェトロ・イノベーション・プログラム）

特許庁では、JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小企業、スタートアップを対象に、世界有数のスタートアップ・エコシステムを擁する地域で開催される展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2020年度は、サンフランシスコ・シリコンバレー、ボストン、バンコクを対象地域として実施した。

④スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たす中小ベンチャー企業の特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

【対象者】下記の要件をいずれも満たしていること

・設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

・大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと

【軽減措置の内容（国内出願）[1]】

・審査請求料1/3に軽減

・特許料（第1年分から第10年分）1/3に軽減

【軽減措置の内容（国際出願）[2]】

・送付手数料・調査手数料1/3に軽減

・予備審査手数料1/3に軽減

(2) スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて

スタートアップにとっては、知財はハードルが高く、対応が後回しになりがちであるため、知財戦略構築に向けて具体的に動き出すためには何らかのきっかけが必要である。しかしながら、スタートアップが普段コミュニケーションをとるコミュニティに弁理士などの知財の専門家が十分入り込めていないことや、知財戦略の重要性を十分に理解している投資家が多くないこと等の理由から、そのようなきっかけに遭遇しにくいのが現状である。特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進している。

1 国内出願の減免制度についてhttps://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html
2 国際出願の軽減制度についてhttps://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html

1 2

①知財ポータルサイト“IP BASE”

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”[1]とSNS[2]を通じてスタートアップ向け知財情報を発信している。IP BASEでは、先輩CEOのインタビュー記事など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテンツを掲載している。また、会員登録者向けにスタートアップ支援を行う知財専門家の検索機能や知財専門家への質問機能を設けている。さらに、会員登録者のニーズに基づいたテーマで勉強会を開催し、知財への興味関心がより高いスタートアップについて一層のレベルアップを図っている。

2-7-3図　【スタートアップ向け知財ポータルサイト“IP BASE”及びSNSでの情報発信】

1　IP BASE　https://ipbase.go.jp/
2　Twitter「IP BASE」：https://twitter.com/IP_BASE
　Facebook「IP BASE」：https://www.facebook.com/IPBASE/

1　2　2

②スタートアップ向けのイベント・セミナーの実施

IP BASEでは、スタートアップ向けのイベント・セミナーの企画を通じて、スタートアップに対して知財の普及啓発を行っている。2020年度は、スタートアップや知財専門家等が参加するイベント・セミナーを計29回、東京、京都、福岡等からオンライン配信した。

③IP BASE AWARDの開催

2019年度からスタートアップにおける知財コミュニティの活動を促進させるべく、知財に意欲的に取り組む人材・組織を表彰する「IP BASE AWARD」を実施し、2021年3月に「第2回IP BASE AWARD」を開催した[1]。スタートアップにおける知財全般に関して、先進性・注目度などの観点から、めざましい取組をした個人・組織を表彰した。表彰は、知財専門家部門、スタートアップ部門、エコシステム部門の3部門で実施した。

2-7-4図 【第2回IP BASE AWARD表彰結果】

【知財専門家部門】	
グランプリ	柿沼　太一　STORIA法律事務所
奨励賞	佐藤　彰洋　あなたの知財部 竹本　如洋　瑛彩知的財産事務所

【スタートアップ部門】	
グランプリ	ピクシーダストテクノロジーズ株式会社
奨励賞	株式会社バカン Global Mobility Service株式会社 Telexistence株式会社

【エコシステム部門】	
奨励賞	株式会社ゼロワンブースター Research Studio powered by SPARK

2-7-5図 【第2回IP BASE AWARD授賞式】

1 https://ipbase.go.jp/event/report/2021/03/event-0325.php

モデル契約書はゴールデンスタンダードにあらず

公正取引委員会と経済産業省は、2020年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」[1]（以下「実態調査」という。）の内容を踏まえ、「スタートアップとの事業連携に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定した[2]。これと軌を一にして、特許庁と経済産業省では、本指針の考え方をベースにしつつ、具体的な契約交渉ツールとして2種類のモデル契約書ver1.0[3]（以下、単に「モデル契約書」という。）をとりまとめた（各々の関係性については下図1を参照）。本コラムではモデル契約書の前提となる最も重要な事実についてお伝えする。

図1　【実態調査、本指針、モデル契約書の関係性について】

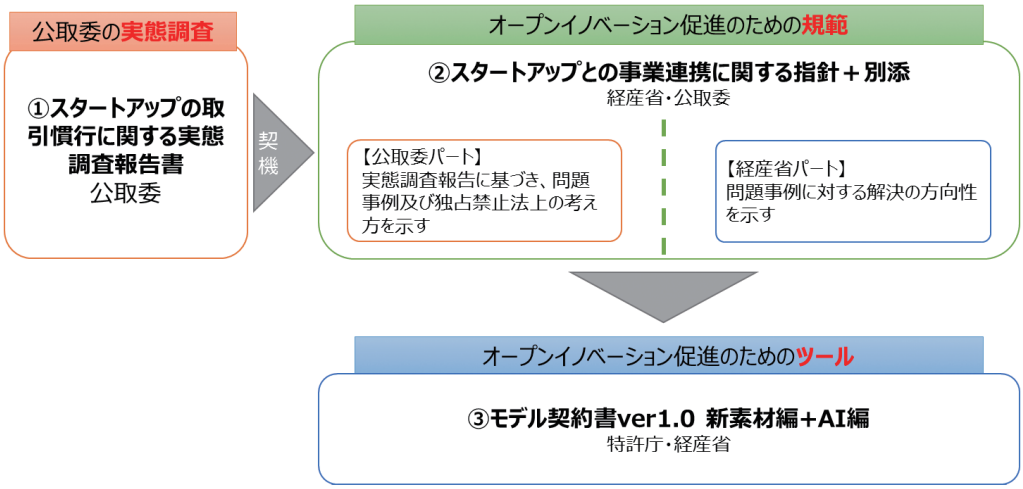

モデル契約書はあらゆる連携シーンに使える契約のゴールデンスタンダードではない。

このコラムにおいて、伝えたい最も重要な事実とは、モデル契約書は全くもって万能な契約ひな形にはなっていないということである。この事実について、事業会社から説明が足りていないとの多くのご指摘を頂戴しているところである。モデル契約書が間違った使われ方をして、却ってオープンイノベーションを阻害することになっては本末転倒であるので、あらためて読者の皆様にはこの重要な前提をお伝えする。

1　https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html
2　経済産業省プレスリリース「「スタートアップとの事業連携に関する指針」を策定しました」
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210329004/20210329004.html
3　正式名称は「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0」。特許庁のオープンイノベーションポータルサイトから入手できる。
https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html

1　2　3

モデル契約書には「想定シーン」がある。

モデル契約書の特徴として、従来型の契約例（ひな型）にはない具体的な「想定シーン」が設定されている。その想定シーンにおける望ましい契約・交渉の考え方を整理したものがモデル契約書であり、従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない「新たな選択肢」を提示することを目指した。よって、どのような契約シーンにおいても機能する「ゴールデンスタンダード」とはなっていない点は十分に注意して欲しい。

図2 【各契約書の特徴】

モデル契約書	✓	具体的な想定シーンを設定することにより解像度の高い実践的な契約交渉の考え方を記載
	✓	ケースによっては最適な契約内容とならない点は注意が必要
従来型の契約書（ひな形）	✓	汎用性のある条文を記載
	✓	実際の契約交渉における具体的な争点については記載されていないのが一般的

上の図2にあるとおり、従来型のひな形では、その汎用性の高さゆえに、具体的な争点、例えば「創出された発明等の知的財産権をどちらに帰属させるか」というスタートアップの成長にとって非常に重要な交渉事項について「相互協議」などとなっており、契約交渉の相場観のないスタートアップにとっては示唆を得にくいものであった。そこで、モデル契約書では、仮想のスタートアップを設定して、その企業が締結すべき契約書とすることで契約の各条項の具体化し、併せて交渉上の留意点や相場観を逐条で解説することにした。

ただし、モデル契約書は「知財・法務リテラシーの低いスタートアップのために作られた」という理解もまた正しくはない。モデル契約書の逐条解説には、スタートアップの支援に精通した弁護士や事業会社、また多くの企業連携を成功させているスタートアップ自身のノウハウが随所に盛り込まれている。オープンイノベーションの経験が豊富ではない事業会社には、新たな気づきを提供するものとなっている。

我々は時代の要請に応じて、柔軟にモデル契約書を改訂していく。モデル契約書がゴールデンスタンダードではない以上、より多くの想定シーン、ユースケースにおける契約モデルを提供していく必要性も認識している。ヒアリングなどの情報収集を通じて得た情報を材料にアップデートしていくが、ぜひユーザーの皆様からも情報提供をお願いしたい。例えば、モデル契約書の様々な活用事例を（自身で締結された秘密保持契約書に違反しない、ビジネス上問題とならないような情報形式で）お寄せいただきたい。今後も皆さんと共同して、まさにオープンイノベーションの姿勢で、このモデル契約書を発展させていきたいと考えている。その意志と願いを込めて『モデル契約書Ver1.0』としている。

最後に関係者の皆様へお願い

スタートアップの皆様へ

「国がモデル契約書でやれと言っている」、「これで契約しないと独禁法違反だぞ」などと交渉することはおやめください。法務への理解を疑われますし、そもそも連携が上手くいきません。モデル契約書をそのまま使えるケースなど滅多にありません。自身のビジネスモデルや相手方の利益を踏まえて、必要な修正を加えたモデル契約書で交渉を開始するようお願い致します。

事業会社の皆様へ

モデル契約書をベースに交渉を求めるスタートアップがいた時、求める内容が論理的かつ説得的であれば、それはおそらく良い技術を持ったスタートアップですので、ぜひじっくり話を聞いてみて下さい。また、契約書とは別の観点になりますが、経団連スタートアップ委員会が求める「スタートアップという企業体の特性に応じた柔軟・迅速な対応・判断ができる社内体制を構築」[1,2]を、我々からもお願い致します。

1 https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/032.html
2 脚注1の提言では『例えば、2016年度から経済産業省が発行している「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き」にある企業事例などが参考になる。』と紹介されています。https://web.archive.org/web/20210109035626/http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture/tebiki.pdf

1 2

2. 中小企業への支援

我が国の中小企業は、全企業数の99.7％を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在となっている。

しかしながら、中小企業における知財活動は穏やかな進展をみせているものの、例えば、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は約18％にとどまっており、企業数からみても、一層の加速が必要である。

このため、中小企業に対し、知財の意識を高め、知財の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーションの創出を支援し、地域の活性化へとつなげるためにも、中小企業への支援施策の充実を図っているところである。

本節では、特許庁の中小企業向けの支援施策について紹介する。

(1)第2次地域知財活性化行動計画[1]の策定・推進

特許庁では、2016年度に策定した「地域知財活性化行動計画（2016年9月26日産業構造審議会第9回知的財産分科会決定）」に基づき、2019年度まで独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）を始めとした各支援機関[2]と連携を図りながら、知財分野における地域・中小企業支援を推進してきた。その結果、数多くの支援実績や成果事例が生まれ、知財の裾野の広がりは着実に進んでいると言える。

一方、知財活用の目的が明確化されていない地域・中小企業が依然として存在し、また知財経営を実践している中小企業が少ないといった課題が見出された。

こうした状況から、これら課題を解決するとともに、データ・人工知能・IoT等の技術的進展や新型コロナウイルスによる経済的影響等による新たな知財を取り巻く状況を踏まえた地域・中小企業に対する取組を推進するため、特許庁は2020年7月14日、産業構造審議会第13回知的財産分科会における審議を経て、特許庁及びINPITが地方自治体等の関係主体と連携して実施する次期行動計画として、2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定した。

本計画では、(ⅰ)「ターゲットを意識した地域・中小企業支援の充実」、(ⅱ)「地域・中小企業の支援プレイヤーの連携と支援の融合」、(ⅲ)「KPI（成果目標）の設定・共有と新たな情勢を踏まえた取組」という3つの基本方針を掲げ、地域・中小企業の知財活用度を引き上げることにより「稼ぐ力」を強化することを目指し、各関係主体が支援取組[3]を進めている。

(2)企業の海外展開における費用面の支援

①中小企業に対する外国出願支援[4]

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する

1　本計画の詳細や、これまでの支援実績・成果事例については、特許庁HP「第2次地域知財活性化行動計画を策定しました」を参照。
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudoukeikaku.html
2　支援機関とは、よろず支援拠点、(独) 日本貿易振興機構、(独) 中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、(一社) 発明推進協会、各道府県発明協会、日本弁理士会等を指す。
3　本計画に基づき特許庁が実施している「ハンズオン支援」については、第2部第7章5.（3）を参照。
4　お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

1　4

費用の一部を補助している。2014年度には、地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター[1]のほか、全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況になった。2020年度は47地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、799件（前年度比6.6％減）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標[2]30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用

②戦略的知的財産活用型中小企業海外展開支援事業

人材、資金、情報等が不足する中小企業にとっては、高い技術を有していても、海外展開に踏み切ることは容易ではない。また、中小企業がグローバルニッチトップを目指すためには、経営戦略、技術・研究開発戦略、知的財産戦略などを総合的に立案・実行していくことが必要である。

そこで特許庁では、2019年度から、高い技術力を有する中小企業の海外展開を戦略的に支援するため、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願を予定している中小企業に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）を通じて、3年間にわたり、専門家によるコンサルティング支援を行うとともに、国際出願に係る費用の1/2を助成している。

③中小企業に対する知的財産侵害対策[3]

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度[4]から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2020年度は13件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施している。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2020年度は21件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援

1 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。
2 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。
3 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html
4 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。

（防衛型侵害対策事業）
〔事業内容〕
○補助率：3分の2
○上限額：500万円
○補助対象経費：
海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）
例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）
〔事業内容〕
○補助率：3分の2
○上限額：500万円
○補助対象経費：
海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）
例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

④海外における知財係争対策[1]

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。
〔事業内容〕
○補助率：2分の1（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1）
○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

⑤海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。
〔事業内容〕
ライセンス契約の締結や販路開拓等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。
○国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援やビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。
○海外見本市への出展支援及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
○採択された企業・団体が持つ技術やブランド等を活かした商品等を海外展開するためのプロモーション活動の支援を実施。
○現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

1　お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

1

(3)金融機関の取引先企業の価値向上に向けて－知財金融促進事業－[1]

金融機関による、取引先企業が保有する知的財産の理解を切り口とした融資やビジネスへの支援は、中小企業における知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながる。また、中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に正しく理解してもらい、資金調達やビジネス拡大に向けた相談につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に理解しアドバイスできる人材が不足している現状がある。

そこで特許庁では、金融機関が取引先企業の知的財産に着目し、その企業の事業・経営支援を行う取組（知財金融）を、「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」を通じて支援している。

〈支援スキーム〉

- 知財ビジネス評価書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書を専門機関が作成し、金融機関に提供。
- 知財ビジネス提案書の提供：評価書を提供した金融機関と知財専門家が、経営課題に対する解決策を盛り込んだ提案書を作成し、中小企業に提供。2020年度は、評価書と提案書合計で163件作成。
- 普及啓発：ポータルサイトの運営やマニュアルの更新、ウェブフォーラムを開催。

2-7-6図 【中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業における支援スキーム】

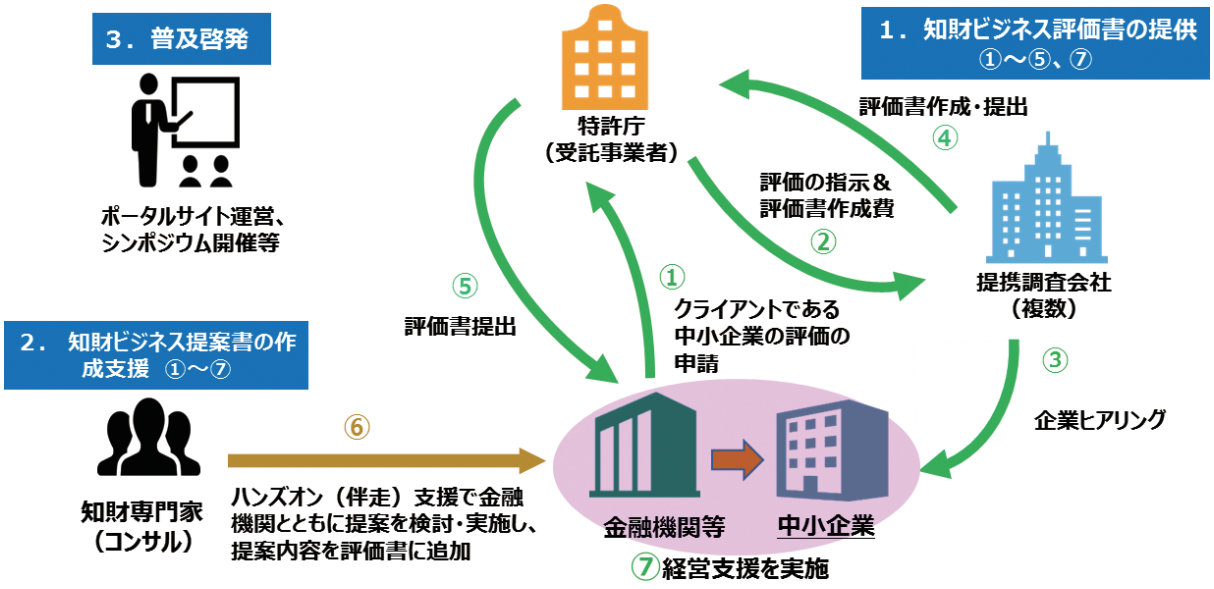

1 詳細は「知財金融ポータルサイト」を参照。
https://chizai-kinyu.go.jp/

(4)特許情報の有効活用のための支援

特許情報は、特許の出願や権利化によって生み出される公開情報であり、これらを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることができ、知財活動の有益なデータとなる。さらに、企業にとっては事業計画及び経営戦略等の策定においても有力な判断材料となる。

INPITでは「中小企業等特許情報分析活用支援事業」を通じて、対象となった中小企業等に特許情報を提供し、効果的な権利取得等を支援した。

なお、2021年度は、名称を「特許情報分析支援事業」と変更し、引き続き中小企業等の事業計画、経営戦略策定への知財活用を支援していく。

〔事業内容〕

a．特許情報の調査・分析に関する支援

①事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目的として、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報分析結果を提供し、経営判断・事業運営への活用を促した。（2020年度実績：101件）※利用者の自己負担なし

・新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。
・強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

②審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、効果的な権利取得判断の支援を目的として、先行技術文献の調査を実施した。（2020年度実績：54件）※利用者の一部負担あり

b．特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

特許情報の活かし方の説明や、特許情報を事業活動に活用する中小企業等の取組紹介をもとに、ウェブセミナーや事例集の作成等、特許情報分析のメリットを普及・啓発する周知活動を実施した。

3. 大学等への支援

我が国産業の国際的な競争力を確保しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要がある。そこで、特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学、研究開発機関等の研究成果を社会に橋渡しするため、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を実施している。

(1)知財戦略デザイナー[1]

大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へと還元して、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産が重要な役割を担う。

そこで、特許庁では2019年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーが大学のURA（リサーチ・アドミニストレーター）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行う事業を実施している。知財戦略デザイナーは、研究者との対話を通じて、従来技術と比較した研究内容の強みを明らかにし、研究成果が国プロ等の大型共同研究への発展や事業化などを通して社会で大きく花開く将来設計図を研究者に提案する。そして研究者が目指す将来設計図につなげるため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどを明確にした知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援する。

2020年度には、17名の知財戦略デザイナーを20大学に派遣した。

2-7-7図 【知財戦略デザイナー派遣事業の概要】

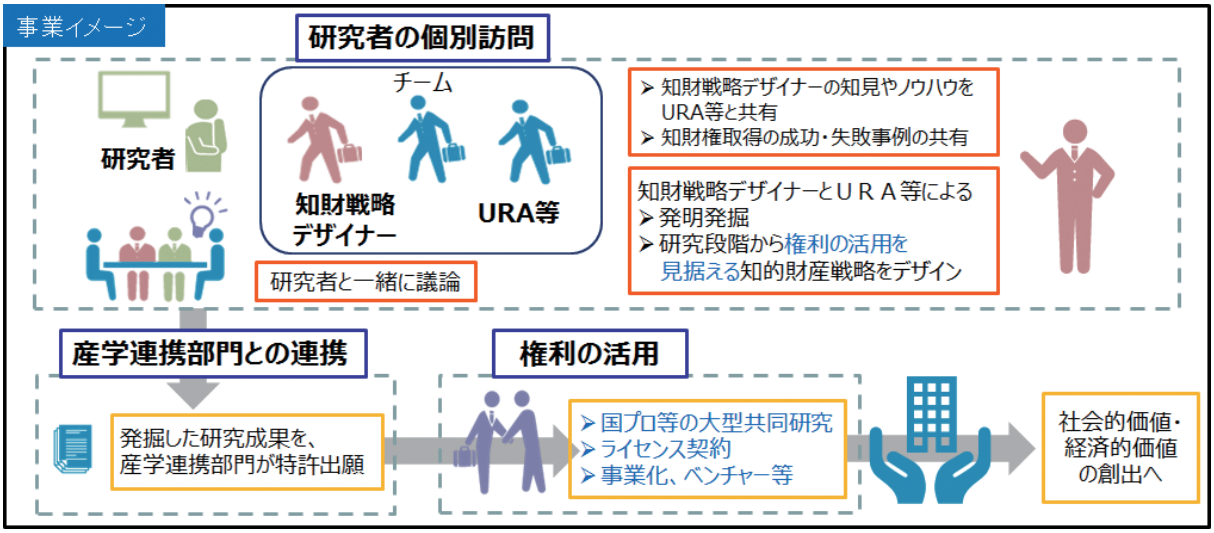

1 詳細はhttps://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.htmlを参照

(2) 知的財産プロデューサー[1, 2]

競争的な公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している。

具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている。

◇2020年度実績

派遣：延べ　39プロジェクト

2-7-8図　【知的財産プロデューサー派遣事業の概要】

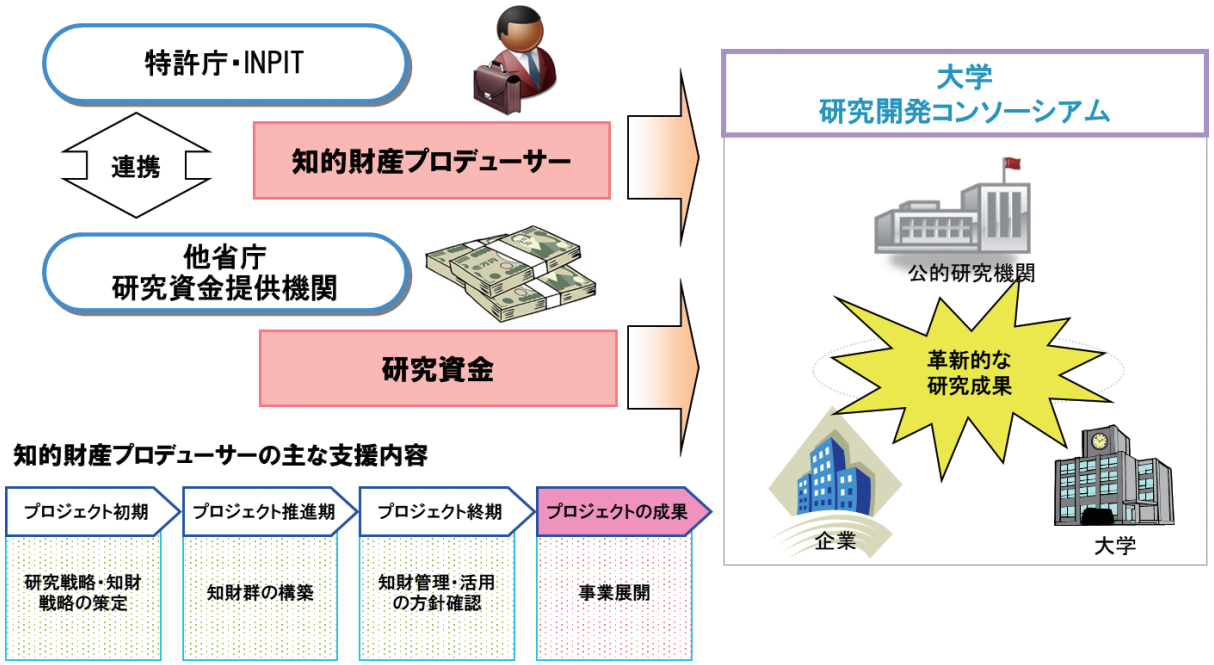

1　お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31．知的財産の活用に関すること」を参照
https://www.jpo.go.jp/faq/list.html
2　詳細はhttps://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.htmlを参照

(3) 産学連携知的財産アドバイザー[1,2]

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援A型」と「プロジェクト支援B型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援A型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中のプロジェクトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援B型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザインが複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援している。

◇2020年度実績

派遣：29大学

（プロジェクト支援A型14大学、プロジェクト支援B型15大学）

2-7-9図 【産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要】

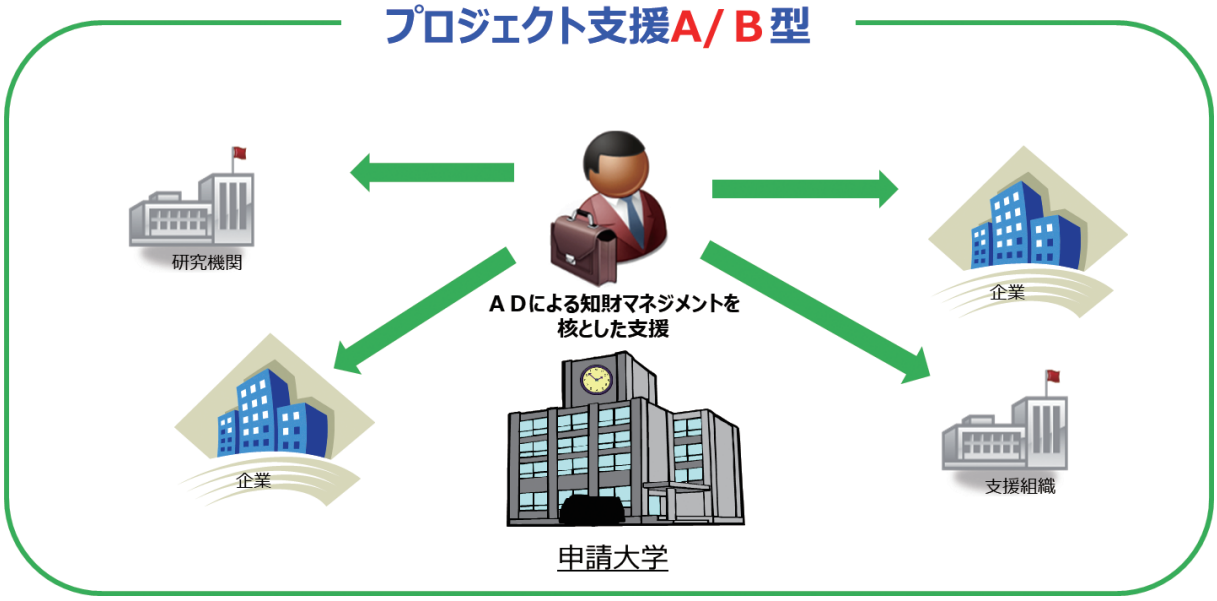

プロジェクト支援A型：進行中の産学連携プロジェクトの事業化への加速を支援
プロジェクト支援B型：プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援
（いずれも商品プロトタイプが顧客の評価を得るレベルを目指す）

1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31．知的財産の活用に関すること」を参照
https://www.jpo.go.jp/faq/list.html
2 詳細はhttps://www.inpit.go.jp/katsuyo/uicad/index.htmlを参照

4. 地域における支援体制

(1)各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

（取組例）

○個社支援による知的財産活動の成功事例創出とその発信

○経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上させるため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2019年度までに計114件の取組を支援した。2020年度からは先導的な知的財産支援の取組を地域に定着させること等を通じて、中小企業等の知的財産保護・活用を促進する補助事業を開始し、11件の取組を支援した。

（取組例）

○広域金融機関によるニーズ発知財マッチング支援

○大学の知財を活用した学生ベンチャー育成支援

○デザイン経営の手法を用いた知財活用のモデル化及びその実践支援

(2)INPIT近畿統括本部（INPIT－KANSAI）

特許庁及び特許庁所管の工業所有権情報・研修館（INPIT）は、2017年7月に「INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）」をグランフロント大阪（大阪市北区）に開設して以来、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供するため、以下の機能及び体制を整備している。

- 知的財産に関する高度・専門的な支援
- 出張面接・テレビ面接の場の提供
- 高度検索用端末による産業財産権情報の提供
- 地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣

(3)福島知財活用プロジェクト

震災から10年を迎え、各種復旧・復興支援施策等の実施により、福島イノベーション・コースト構想の取組の進展、産業技術総合研究所、福島再生可能エネルギー研究所の開所など、福島県においてイノベーションの拠点が設置され、知財活用の気運の高まりがみられる。

そうした中、特許庁では、福島県における知財活用を推進するための重点支援を行い、県の復興・持続的な地域活性化を後押しするため、2018年度に本プロジェクトを立ち上げた。

2018年度は知財普及活用イベントを3回開催し、福島県内における知財活用の関心を高める広報事業を展開するとともに、県内関係者とのネットワークを構築した。

2019年度は、引き続き広報事業として知財普及活用イベントを実施することに加え、ビジネス・プロデューサを福島県内に派遣し、具体的に知財を活用した事業の事例を示す事業を実施した。

2020年度においては、引き続き福島県内にビジネス・プロデューサを派遣し、福島県内での知

財を活用した事業創出を更に推進した。さらに、メディア等を通じてビジネス・プロデューサの活動を広く周知することで、県内での知財を活用した事業創出活動及びその手法を広く県内に浸透させるとともに、知財を活用した事業創出に関するビジネス・プロデューサの知識・ノウハウ等を県内支援機関職員等に効果的に共有する手法を検討した。

〈2020年度の事業実施概要〉

①ビジネス・プロデューサの派遣

新規事業を創出するために伴走（ハンズオン）型のビジネス支援を行うビジネス・プロデューサを公益財団法人福島県産業振興センターに派遣し、県内中小企業の支援を実施した。2020年度において実施した支援の成果事例は以下のとおり。

ⅰ）有用な技術の商品化・販路開拓支援

福島県大沼郡会津美里町を拠点とする株式会社想いを創るは小学生の関本創氏が取締役社長を務めている企業である。同氏は物干し補助具についてのアイデアを生み出し、特許権及び意匠権を取得していたものの、その知財の活用方法に悩んでいた。ビジネス・プロデューサがこの知財に着目し、全国規模で小売業並びにフランチャイジー等の卸売業を行う大手上場企業を紹介し、物干し補助具の商品製造・販売の契約締結に至り、全国展開に至った。

大手小売店にて全国展開を達成した物干し補助具

ⅱ）伝統的工芸品を活用した木工製品のコラボ商品化支援

福島県郡山市を拠点とする株式会社アサヒ研創が製造する伝統的工芸品である海老根伝統手漉和紙を使用したうちわに着目し、同じく郡山市を拠点とするプロバスケットボールチーム福島ファイヤーボンズと同社との連携体制を構築し、試合の応援グッズとして利用できるコラボグッズの商品化を実現。

地域のスポーツチームとのコラボレーションを実現したうちわ

ⅲ）福島県産なめこの販路開拓・拡大並びにブランディング支援

福島県郡山市を拠点とし、「万能なめこ」や「ジャンボなめこ」などを生産する有限会社鈴木農園に対して、ベジタリアンやグルテンフリー等先進的・話題性のあるラーメン開発を行う企業を紹介し、郡山市のご当地ラーメンとして新商品の開発を行い、なめこのキャラクターとのコラボレーションも実現し、限定販売を実施。なめこ、ラーメン、キャラクターのそれぞれ異なったブランド力の相乗効果による新事業を創出した。

複数のブランド力を組み合わせることで成功した新商品のラーメン

②ビジネス・プロデューサの活動の周知

ビジネス・プロデューサの活動をより多くの県内企業及び支援機関に周知することを目的とし、福島県内の報道機関と連携して、新聞とラジオによる広報を行った。ビジネス・プロデューサ派遣に対して、事業支援を実施する側と支援を受ける側、双方の視点による情報を発信することで、福島県に対して広く知財活用に対する関心を引き出した。

③知財活用に関する情報発信のためのイベントの開催

知的財産の活用による事業創出の方法に関する広報活動として、以下のイベントを開催した。

ⅰ）事業創出検討会議の開催

福島県の産業振興に携わる自治体や支援機関を対象に、ビジネス・プロデューサによる事業創出のポイントとビジネス・プロデューサとの連携による事業創出の効果について紹介を行い、ビジネス・プロデューサの知見・ノウハウの共有を行った。

ⅱ）成果報告会の開催

ビジネス・プロデューサの事業創出活動等の成果を県内外に広く報告するため、成果報告会をオンラインで開催した。成果報告会では、まず、特許庁が福島知財活用プロジェクトの総括を行い、本事業における広報・周知活動とビジネス・プロデューサ事業の効果について報告を行った。共催の福島県庁より、同県で実施している知財関連施策についての報告とともに、今後の取組についての発表があった。パネルディスカッションでは、ビジネス・プロデューサ派遣を行い行政機関や支援機関との連携によって成功した事例について報告された。

④支援手順書の作成

本事業でのビジネス・プロデューサ派遣による支援と有識者委員会における議論を元に、ビジネス・プロデューサの事業創出の知見・ノウハウを支援手順書としてとりまとめた。本資料においては、ビジネス・プロデューサによる支援の実際の事例も用いて、福島県内の企業の知財活用による事業創出の支援を行う際に有効と考えられるビジネス・プロデューサの考え方、支援手順等を詳細に説明しており、福島県内の行政機関や支援機関の担当者が、支援先企業に対する知財活用を推進するために活用できるものとなっている。また、同資料にとりまとめられているビジネス・プロデューサの考え方、支援手順の内容については、福島県内にとどまらず、広く全国の行政機関・支援機関においても有用になることから、特許庁のホームページにて公表している。

支援手順書：https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/fukushima-katsuyo.html

（「福島知財活用プロジェクト　支援手順書」で検索）

⑤今後の福島県での企業支援の展開

以上のとおり、本事業によって、福島県内の企業に対する知財活用に対する動機付けの強化や、実際の事業化支援、支援機関における知財活用推進のための連携体制の構築を進めることができた。福島知財活用プロジェクト自体は今回の3年目の事業をもって終了となるが、今後は福島県内の各行政機関・支援機関が中心となった支援に展開していくことが重要であり、特に福島県庁においては知財の保護・活用を支援する関連機関との連携体制の強化を進めている。このように、福島県においては地域主導で知財活用を推進していく気運が高まっており、特許庁においてもこのような連携体制の中に参画し、引き続き協力体制を継続していくこととしている。

（第1次）地域知財活性化行動計画における地域・中小企業支援の実績及び成果

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）はこれまで、地域・中小企業による知的財産の取得・活用を促進させることでイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上及び地方創生に寄与することを目的として、2019年度までの「（第1次）地域知財活性化行動計画[1]」を策定した。（2016年9月26日策定、以下「本計画」という。）

本計画においては3つの基本方針を設定し、各支援施策を推進してきた。

（1）「着実な地域・中小企業支援の実施」
（2）「地域・中小企業の支援体制の構築」
（3）「KPI（成果目標）の設定とPDCAサイクルの確立」

（1）「着実な地域・中小企業支援の充実」では、地域・中小企業支援に関しては特許庁及びINPITが中心となり、知財に係る制度や支援施策の普及啓発、情報提供、各種相談・支援対応など、基盤的な支援取組を着実に実施した。その結果、中小企業の特許料などの一律半減などの施策効果もあり、中小企業による産業財産権の新規出願数は、2015年の11,466件から2019年は14,038件となった。また、INPITが47都道府県に設置している知財総合支援窓口においては、相談支援実績が2015年度の約8万件から2019年度は約10.7万件に増加した。【図1、2】

（2）「地域・中小企業の支援体制の構築」では、中小企業庁とも密接な連携を図り、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携して、各地域の実情に応じ、ユーザー視点に立ったきめ細かい支援の取組を総合的かつ一体的に展開する体制を構築した。その結果、知財総合支援窓口とよろず支援拠点の連携件数は2015年度の776件から2019年度は2,615件と、3倍以上件数が増加した。【図3】

図1　【中小企業による産業財産権の新規出願数】

図2　【窓口における相談件数】

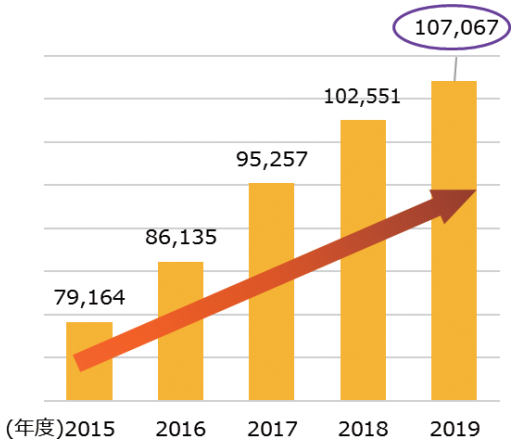

図3　【窓口とよろず支援拠点との連携件数】

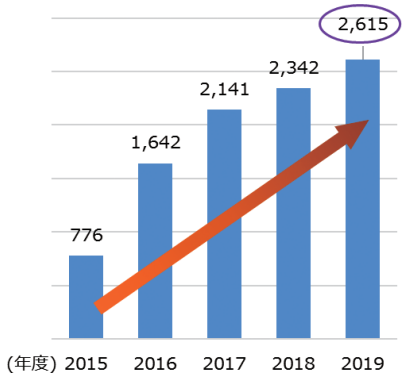

1　2020年7月14日に本計画は改定され、新たに2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」が策定された。詳細は、第2部第7章2.（1）「第2次地域知財活性化行動計画の策定・推進」（176ページ）を参照。

（3）「KPI(成果目標）の設定とPDCAサイクルの確立」では、上記（1)、(2）で記載した支援施策及び支援体制の下、特許庁及びINPITが支援の取組の成果を客観的に評価できるよう、KPIを設定した。また、各地域や地方自治体の特色を踏まえたきめ細やかな支援施策を実施するため、都道府県別でもそれぞれKPIを設定するとともに、そのPDCAサイクルを確立することにより、KPIの達成が図られた。

具体的には、特許出願件数に占める中小企業の割合は、2015年の13.9%から2019年は16.1％に上昇し、各都道府県においても、売上が増加した例や地方自治体の知財に対する意識が変わったなど多くの成果が生まれ、地域関係者間でそれら成功事例が共有された。【図4、5】

〈出典〉

※図1～5　特許庁HP「地域知財活性化行動計画実績・成果報告書」
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudoukeikaku.html

図4　【出願件数に占める中小企業割合の推移（内国人出願によるもの)】

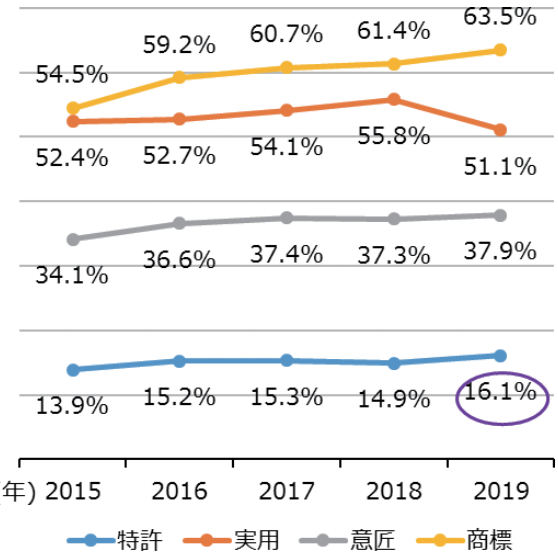

図5　【愛媛県における知財支援で成果が出た事例（一例)】

【愛媛県KPI】商標（ブランド）の支援件数：愛媛県南予地域（宇和島地域、八幡浜地域、大洲地域等）の特色ある特産品の発掘や、地域団体商標、また、東予地域（今治市、西条市、新居浜市、四国中央市等）、中予地域（松山市等）の第3次産業の活性化のために、商標支援件数を平成31年度は、550件以上（平成28年は、愛媛県相談窓口対応511件）創出できるように、地域ブランドの掘り起こしを実施する。

実績（令和２年3月末現在）
平成30年度：802件（達成率146%）
令和元年度　：943件（達成率171%）

KPI達成（設定）の結果生まれた成果(アウトカム)の具体例

１．「チョコブリ」の開発・販売に関して、新聞3紙、テレビ等各メディアで取り上げられた。H30.10に県による「チョコブリ」発表の際は、中村知事自らが記者発表を行い、愛媛県「愛育フィッシュ」のさらなる市場評価につながるものとして、期待が高まっている。

２．大手スーパー、回転寿司チェーンや、中四国地盤のスーパーなど約70社で販売している。また、北米やアセアン地区などへ鮮魚輸出を始めている。

３．本取組をきっかけに、愛媛県、（株）宇和島プロジェクト、大手菓子メーカーと連携した、新たな商品開発を行っており（R1.10現在）、「チョコブリ」を中心としたオープンイノベーションの取組が実践されている。

各プレイヤーにおける具体的な支援の取組み

H30.6　愛媛県（県農林水産研究所水産研究センター）と地域未来牽引企業である（株）宇和島プロジェクトが共同開発した「チョコブリ」の権利化について、知財総合支援窓口に相談があった。窓口では、派遣専門家を活用しつつ、特許出願及び商標出願から権利化まで一連の支援を行った。

※「チョコブリ」は、チョコレートに含まれるカカオポリフェノールの効果により、大幅に養殖ブリの鮮度劣化を防ぐことができる。本技術は、特許出願中。

★本支援を契機として、県農林水産研究所水産研究センターの職員が、四国経済産業局が主催、（一財）愛媛県発明協会が実施した「知財担当者育成セミナー」に参加する等、県職員の知財意識の向上につながった。

登録商標第6185058号

★特徴的な商品名を商標権として取得したことにより、マスコミから注目され、販売面の優位性や、商品の高付加価値化を実現している。

5. 知的財産制度の普及啓発活動

(1)巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」[1]を、2020年度には全国5地域、5都市（うち3都市が初開催）で開催した。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場での検温やアルコール消毒の実施、接触確認アプリ（COCOA）インストールの推奨、会場収容率50％以下とするほか、各開催都市のイベント開催指針に則り開催した。

経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等と連携して、知的財産制度や特許庁の支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等、普及啓発イベントを行った。

巡回特許庁　ロゴマーク

2-7-10図　【巡回特許庁　2020年度実績（※）】

開催都市	開催日時	のべ参加者数	相談コーナー
道北地域	2020年10月22日（木）	252人	4件
秋田市（初開催）	2020年11月5日（木）	117人	7件
富山市（初開催）	2020年10月15日（木）	235人	7件
大阪市	2020年9月8日（火）	509人	13件
宮崎市（初開催）	2020年10月28日（水）	151人	7件

（※）松本市、米子市、高松市、名護市での開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、中止した。

巡回特許庁in道北

巡回特許庁in KANSAI

巡回特許庁in 宮崎

1 「知財のミカタ」（巡回特許庁）について
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chizai_no_mikata.html

(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会(初心者向け・実務者向け)」[1]を全国各地で広く一般に向けて開催している。[2-7-11図]

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の産業財産権専門官が、知的財産制度の概要や中小企業支援施策について説明を行っている。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容について分野別に説明を行っている。

なお2020年度は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、会場における安全対策の強化が必須となっていたことから、全国各地での開催から「初心者向け説明会」「実務者向け説明会」共に、独立行政法人工業所有権情報・研修館の学習ツール「IP　ePlat」を活用して、オンライン配信による説明会を実施した。この結果、聴講者が時間を問わず、かつ学びたいテーマを選択して学習することができるようになり、利便性が高くなったとのユーザーの声も寄せられている。

◇2020年度実績

初心者向け説明会：2020年度末時点で計36,118回再生

実務者向け説明会：2020年度末時点で計12,954回再生

2-7-11図　【知的財産権制度説明会における講義内容】

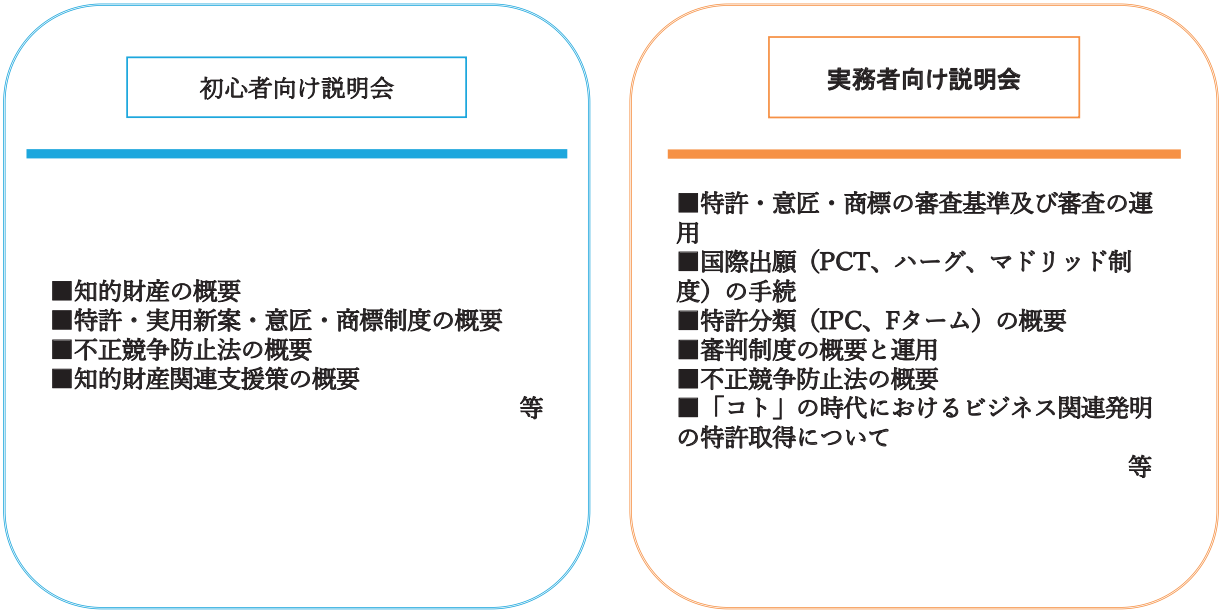

1　知的財産権制度説明会　-知的財産権について学べます（参加費・テキスト無料）-
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai.html

1

(3) 産業財産権専門官

産業財産権専門官は、従来は中小企業等への個別訪問や中小企業、金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っていたが、2020年度からは、第2次地域知財活性化行動計画（第2部第7章2. 参照）に基づき、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局知的財産室並びに独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と連携し、地域未来牽引企業や戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）採択企業、ベンチャー企業等のポテンシャルの高い企業をターゲットに、知財戦略構築のためのハンズオン支援を実施している[1]。具体的には、企業の成長プロセスや知財活用ステージに応じた制度・施策の選択・組合せの提案、INPITと連携した課題に応じた専門家の派遣やフォローアップ等を通じて、企業の「稼ぐ力」のステップアップを狙う取組を実施している。[2-7-12図]

その他、知財活用の効果が見込まれる地域未来牽引企業等の企業を対象にしたセミナー等も実施して、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。

◇2020年度実績

中小企業等へのハンズオン支援：267社

知的財産セミナー・研修会講師：33回

2-7-12図 【ハンズオン支援のイメージ】

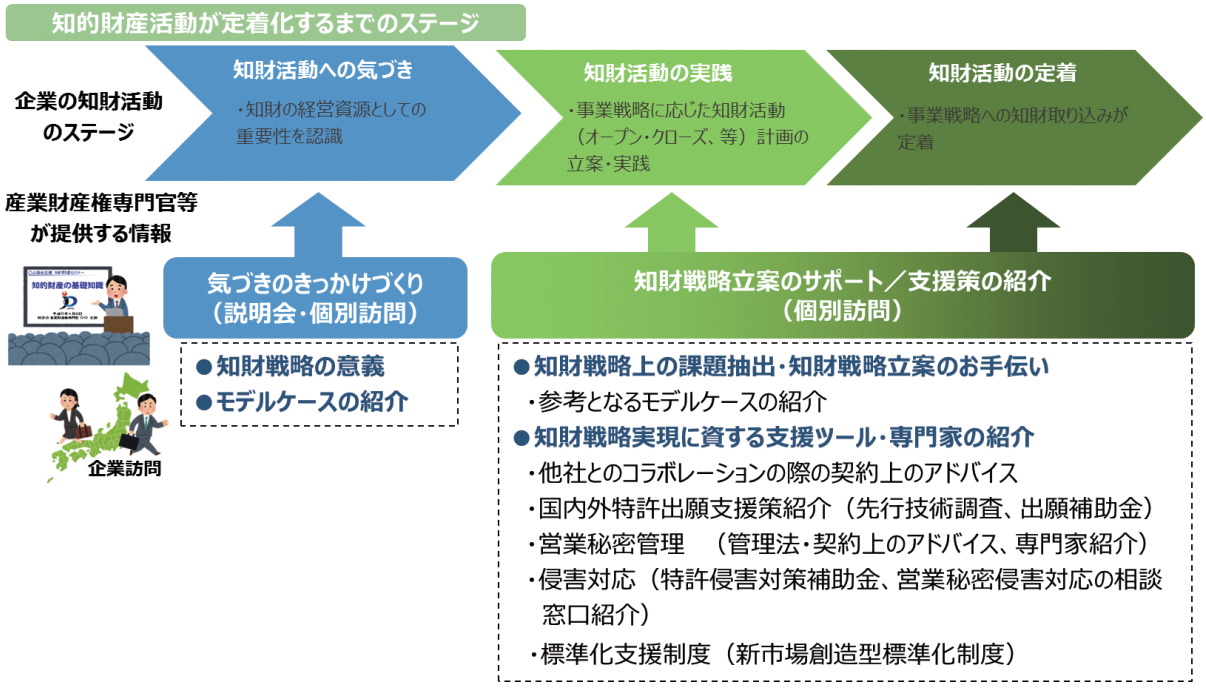

1 https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/handson/index.html

6. 全般的な支援・施策

(1)情報の提供による支援

①特許情報の提供

a. 特許情報とは

「特許情報[1]」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。企業や研究機関等は、特許情報を有効に活用することで、最先端の技術開発動向や市場動向等を把握し、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要である。特に、公報に掲載される情報は特許情報の中心であり、特許公報を例に挙げれば、以下に示す技術情報と権利情報とが含まれている。

・技術情報

企業、大学、研究機関等から出願された発明は、一定期間経過後に公報により一般に公開される。当該公報には、発明の技術的特徴に基づき、世界共通の国際特許分類（IPC）や我が国独自の分類であるFI、Fターム等の分類記号が付与されている。これらの分類記号を利用して検索することにより、特定分野の技術情報を効率的に抽出することができる。

・権利情報

公報の特許請求の範囲には、権利化された発明又は権利化され得る発明に関する権利範囲が明示されている。当該権利情報を把握することにより、競合相手の動向を踏まえた研究開発や技術提携が可能となる。

特許庁又は独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が運営する特許情報提供サービスに関しては、2016年5月に公表された情報普及活用小委員会の報告書[2]において、グローバル化に対応しつつ、IT技術の進展、外国庁及び民間のサービスの状況、中小企業や個人を含む我が国ユーザーの要望を踏まえた上で、ユーザーが享受するサービスの質が世界最高水準となるよう、特許情報普及のための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が示された。特許庁及びINPITは、この方向性に沿って、特許情報の提供に関する取組を進めている。

2-7-13図　【特許情報と知的創造サイクル】

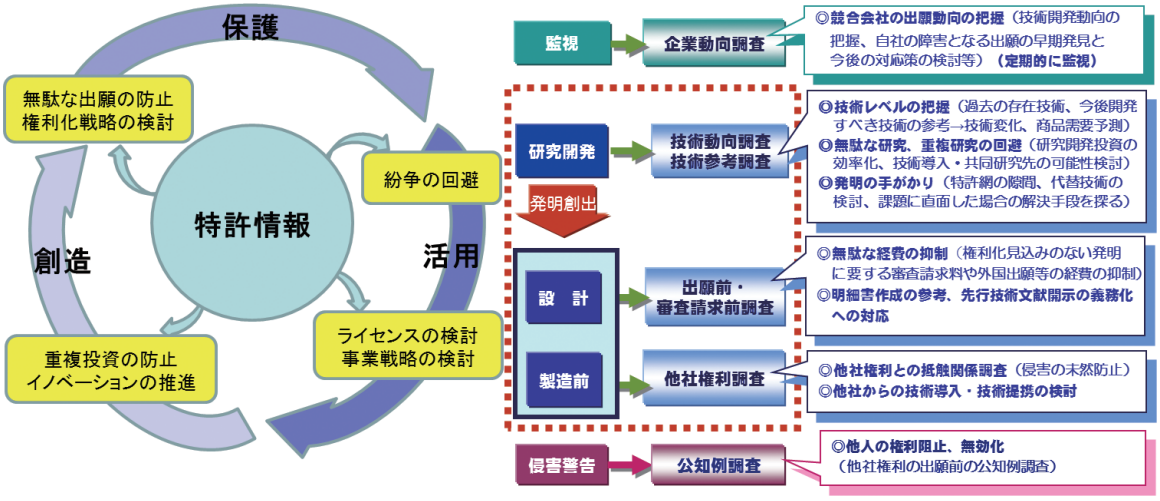

（資料）特許庁作成

1　「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。
2　https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html

2

2-7-14図　【特許情報の普及・活用の流れ】

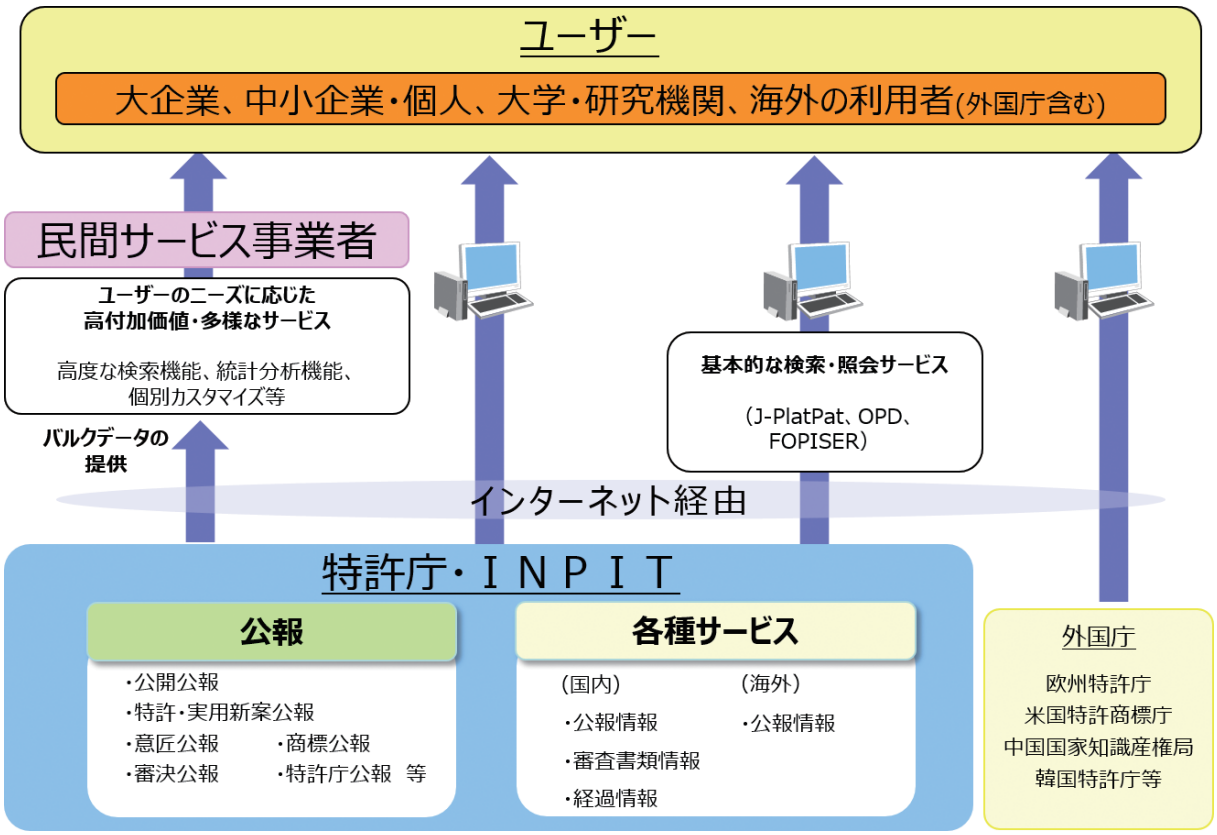

(資料) 特許庁作成

b. 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

特許庁は、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、インターネットを通じて無料で利用できるサービスである「特許情報プラットフォーム[1]（英語名：Japan Platform for Patent Information、略称：J-PlatPat）」を提供している。J-PlatPatは、使いやすいユーザーインターフェースを備え、日本や海外で発行された特許等の公報約1億3,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することができる。日本や海外における出願・審査・審判に関する経過情報（ドシエ情報）を照会することもできる。また、AIを用いた機械翻訳により、日本公報及び日本審査書類の日英翻訳も提供している。

J-PlatPatは、年間利用回数が1億6,600万回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。J-PlatPatの利便性向上のため、2020年度には、特許実用新案分類照会（PMGS）における一覧しやすい簡易表示の追加や中国語・韓国語文献の日本語機械翻訳の改良などの機能改善が行われた（Column9参照）。

c. 外国特許情報サービス（FOPISER）

知財活動のグローバル化に伴い、五庁の特許情報のみでなく、ASEAN諸国等の特許情報に対する関心が高まっている。この状況を踏まえ、特許庁は、当該国の特許庁より入手した特許情報を検索・照会できる「外国特許情報サービス[2]（英語名：Foreign Patent Information Service、略称：FOPISER）」を2015年8月より提供している。当該サービスも、インターネットを通じて無料で利用可能である。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワー

1　https://www.j-platpat.inpit.go.jp/
2　https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/（サービス提供時間：開庁日の9時から20時まで）

1　2

2-7-15図　【特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧】

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	特許・実用新案	日本、米国、欧州（EPO）、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、旧東ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
外国特許情報サービス（FOPISER）	特許・実用新案	台湾智慧財産局、シンガポール、ベトナム、タイ、ロシア、オーストラリア
	意匠	欧州（EUIPO）、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
	商標	欧州（EUIPO）、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）	意匠（画像意匠）	日本

ド等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。

また、特許庁は、2020年6月に、中国における特許及び実用新案の拒絶査定不服審判と無効審判の審決について、判事事項の根拠条文や日本語のテキスト等による検索や、人手による日本語翻訳文の照会を可能とする機能を追加した。ユーザーは、進歩性の判断など、中国における審判の判断傾向の分析に、当該機能を利用することができる。

特許庁は、今後も、ユーザーの関心が高い海外の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるように、対象国・機関の拡大を図っていく。

d. 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）」[1]を2015年10月1日より提供している。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

○イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる

○並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる

○日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらず、比較画像のイメージファイルを入力するだけで調査をすることができる

○専門的な知識を有する者は、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことができる。更に2020年12月よりDタームによる絞り込み検索が可能になり、効率的な調査をすることができる

○気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV型式でダウンロードすることができる

1　https://www.graphic-image.inpit.go.jp/

1

2-7-16図　【画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のトップページ】

2-7-17図　【画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法】

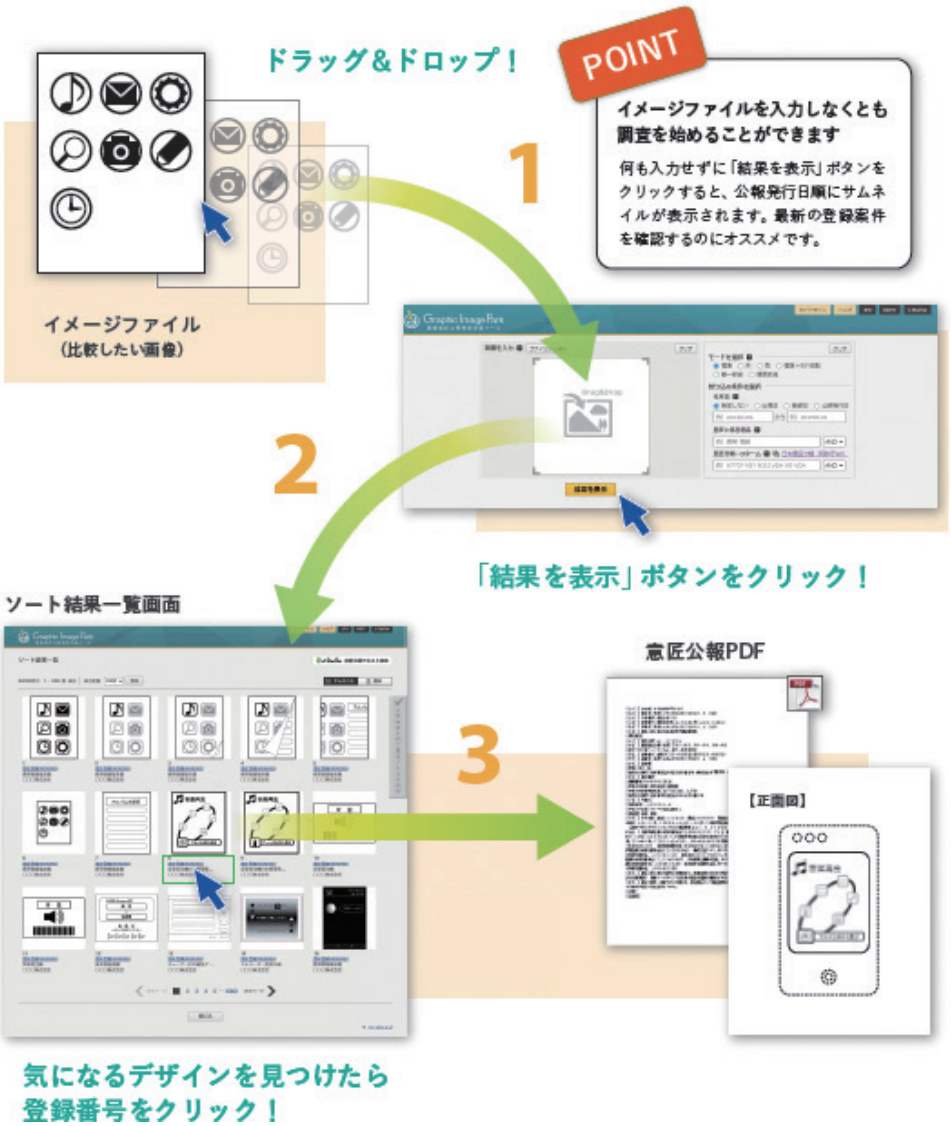

e. 海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

特許庁は、海外特許庁等との合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。特許庁は、入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するとともに、前述したJ-PlatPat、FOPISER等を通じて一般に公開・提供している。

f. 特許庁が保有するデータの一般提供[1]

特許庁及びINPITは、特許情報標準データ、公開特許公報英文抄録（Patent Abstracts of Japan（PAJ））、等の各種データを作成している。また、上述のように、海外特許庁・国際機関との交換により、諸外国の公報等のデータを入手している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPat又はFOPISERに蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、民間の特許情報サービス事業者向けに、上述の各種データを一括してダウンロードできるサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-7-18図　【特許庁・INPITが作成・提供する主なデータ】

データ名	データの概要
特許情報標準データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすいTSV形式に変換・加工したもの。
公開特許公報英文抄録（PAJ）	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中韓文献機械翻訳文	中国及び韓国の特許・実用新案文献の全文を機械翻訳したもの。

1　特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編第6章2.を参照のこと。

②特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト[1]」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを提供するなど、内容を充実させている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

③新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンク[2]は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業等を対象に、今後のビジネスで発生しうる海外での知的財産リスクの軽減又は回避に資する情報を発信することを目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,884件（2021年3月末現在）の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-7-19図 【新興国等知財情報データバンクのイメージ】

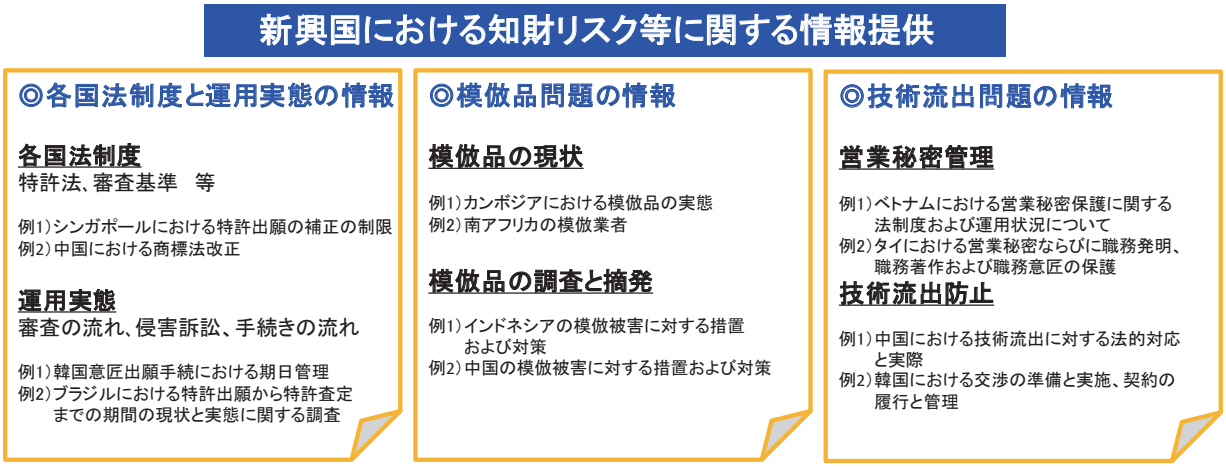

1 https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html
2 https://www.globalipdb.inpit.go.jp/

④特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト[1]」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している[2]。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2021年3月末時点で利用企業は約1,500社である。

⑤情報提供によるその他の支援

a. 大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（IPDL）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：307件の大学等
（2021年3月末時点）

b. 開放特許情報データベース[3]

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

◇登録件数：25,643件（2021年3月末時点）
（うち　企業：3,906件、大学・TLO：8,425件、公的研究機関等：12,354件）

c. リサーチツール特許データベース[4]

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：327件（2021年3月末時点）
（うち　企業：10件、大学・TLO：182件、公的研究機関等：134件）

1　https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html
2　インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。
3　https://plidb.inpit.go.jp/
4　https://plidb.inpit.go.jp/research/home

⑥海外ユーザーへの情報発信

a.「The JPO Quick Reads[1]」の発信開始

特許庁ホームページ英語サイトにおいて、海外ユーザーが利用可能な特許庁の施策情報・最新統計情報等の定期的発信「The JPO Quick Reads」を開始した。2020年度には、24回にわたり、早期審査制度、AI・IoT関連の取組、グローバルな権利化に資する国際協力の取組などの施策情報を中心に発信した。また、特許庁公式英語版Twitter[2]による発信を併用し、より広い周知を図った。本情報発信によって、海外ユーザーによる我が国特許庁への出願・円滑な権利化を支援するとともに、我が国特許庁の活動への理解を促している。

b.「The JPO Key Features[3]」の公表

特許庁に出願するメリットを知った上で、我が国への出願を検討していただくべく、審査の迅速性、品質、PPHによる世界最大のグローバルネットワーク、AI関連発明審査事例、事業戦略まとめ審査、ユーザーとの面接審査などについて、特許庁ホームページ英語サイトに特長などをまとめて公表した。

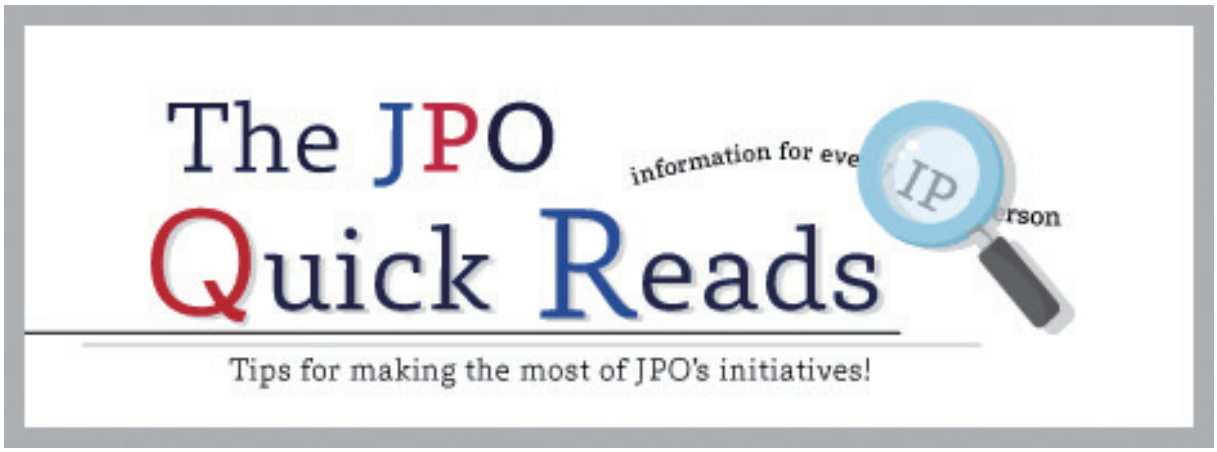

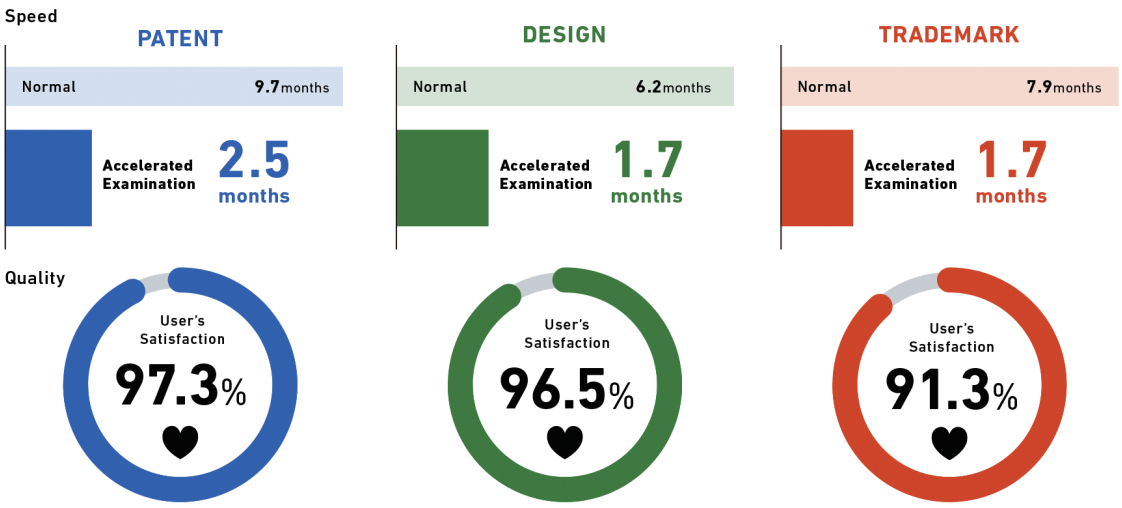

1 https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html
2 https://twitter.com/JPO_JPN/
3 https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html

1 2 3

c. 海外ユーザー向けナビゲーションページ「The Step-by-step Guide」の公表

特許庁ホームページ英語サイトには、詳細な資料は充実しているものの、それぞれの資料にたどり着くのが難しい、資料同士の関係性を理解しにくい場合がある、などの声があった。そこで、海外の出願人がより簡易に情報にたどり着くことができるように、特許・実用新案・意匠・商標の法域別に、出願・審査・登録等の時系列に沿って情報をまとめたナビゲーションページ[1]「The Step-by-step Guide」を作成し、公表した。

(2)料金面等における支援

①個人・中小企業・大学等を対象とした減免措置等

a. 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料(第1年分から第10年分）及び審査請求料の減免措置を講じている。

◇2020年度実績

○資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置
- 特許料（第1年分から第3年分）の減免：744件
- 審査請求料の減免：1,958件

○中小企業等[2]に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置
- 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：16,367件
- 審査請求料の軽減：25,912件

○中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置
- 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：7,168件
- 審査請求料の軽減：9,393件

○大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置
- 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：8,260件
- 審査請求料の軽減：7,523件

b. 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置

特許庁は、特許庁が受理したPCT国際出願について、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を講じている。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関（WIPO）に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置も講じている。

◇2020年度実績[3]

○中小企業等[4]に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置
- 送付手数料・調査手数料の軽減：2,132件
- 予備審査手数料の軽減：96件
- 国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,966件

○中小ベンチャー企業・小規模企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2軽減措置・交付金交付措置
- 送付手数料・調査手数料の軽減：1,743件
- 予備審査手数料の軽減：77件
- 国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,687件

○大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置･交付金交付措置
- 送付手数料・調査手数料の軽減：1,976件
- 予備審査手数料の軽減：146件
- 国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,817件

1 https://www.jpo.go.jp/e/system/professionals/index.html
2 法人税非課税中小企業、研究開発型中小企業を含む。
3 2021年5月26日時点の暫定値。
4 研究開発型中小企業を含む。

1

(3) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト[1]」において、申請書類の書き方ガイドや書類作成支援ツール「さくっと書類作成」、よくあるQ＆A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願ソフトの具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇2020年度実績
相談件数：10,146件

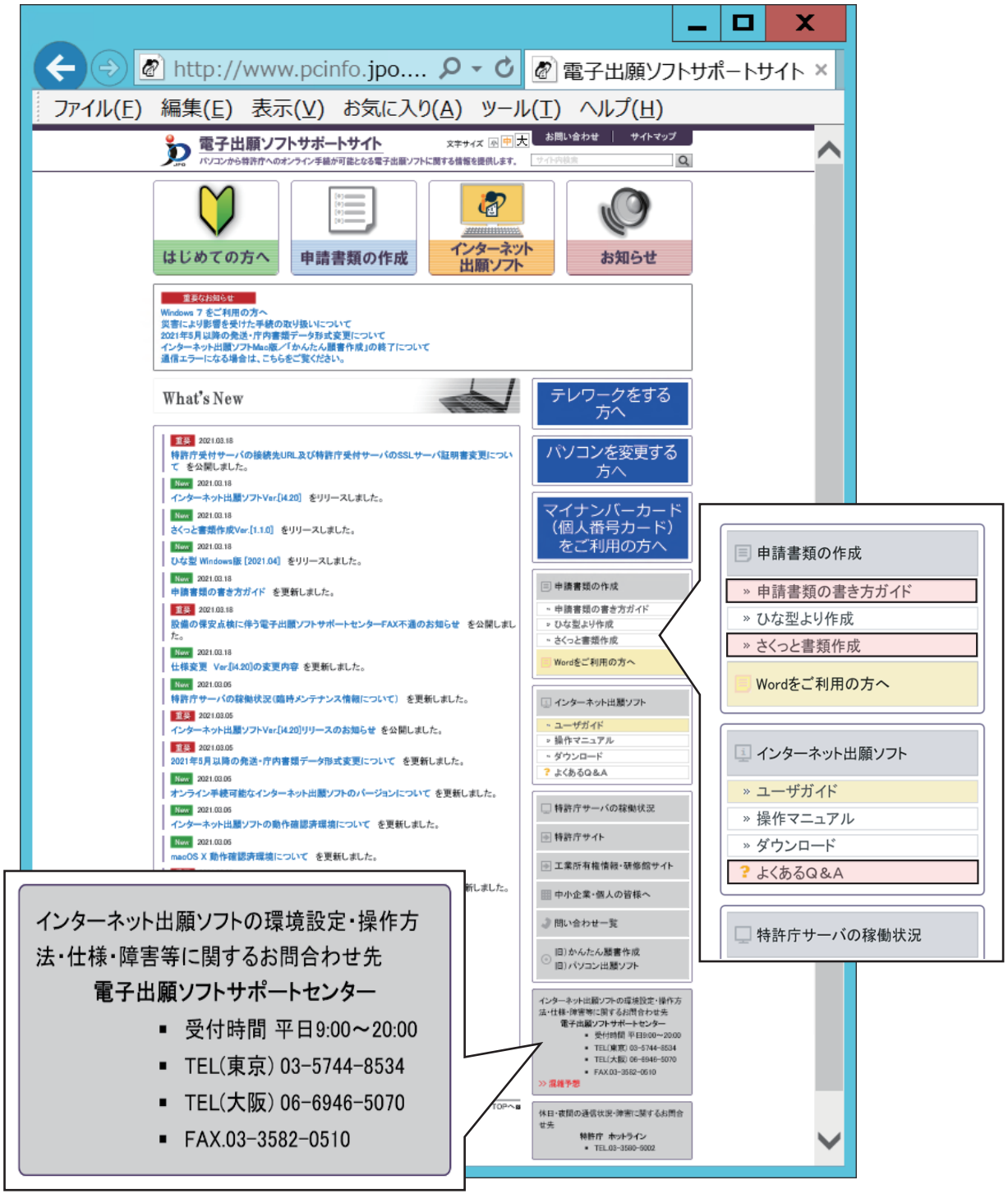

1 http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/

(4) 相談業務による支援

①経営課題の解決に向けて知財の側面から解決を図る総合支援（知財総合支援窓口）

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、中小企業等が抱える経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、「知財総合支援窓口」を全国47都道府県に設置している。

知財総合支援窓口では、特許権等の権利取得に向けたサポートをはじめ、企業経営におけるアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、経験豊富な窓口担当者によるアドバイスを受けることができる。経営課題の解決に向けては、知的財産の専門家である弁理士・弁護士をはじめ、デザイナーや中小企業診断士等の様々な専門家とも協働し、さらに、よろず支援拠点や中小企業支援センター、自治体、商工会・商工会議所をはじめとする地域の中小企業支援機関等と連携して、効率的・網羅的な支援サービスを提供している。

また、地域経済を支える中小・ベンチャー企業等に対して、知財の戦略的活用を見据えた中長期的な支援計画を策定し、様々な専門人材を活用した重点的な支援も実施している。

知財総合支援窓口では、例えば以下の支援を提供している。

a. 知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明、アドバイス。

b. 特許出願等の手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

c. 先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPatを活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

2-7-20図　【知財総合支援窓口における相談対応】

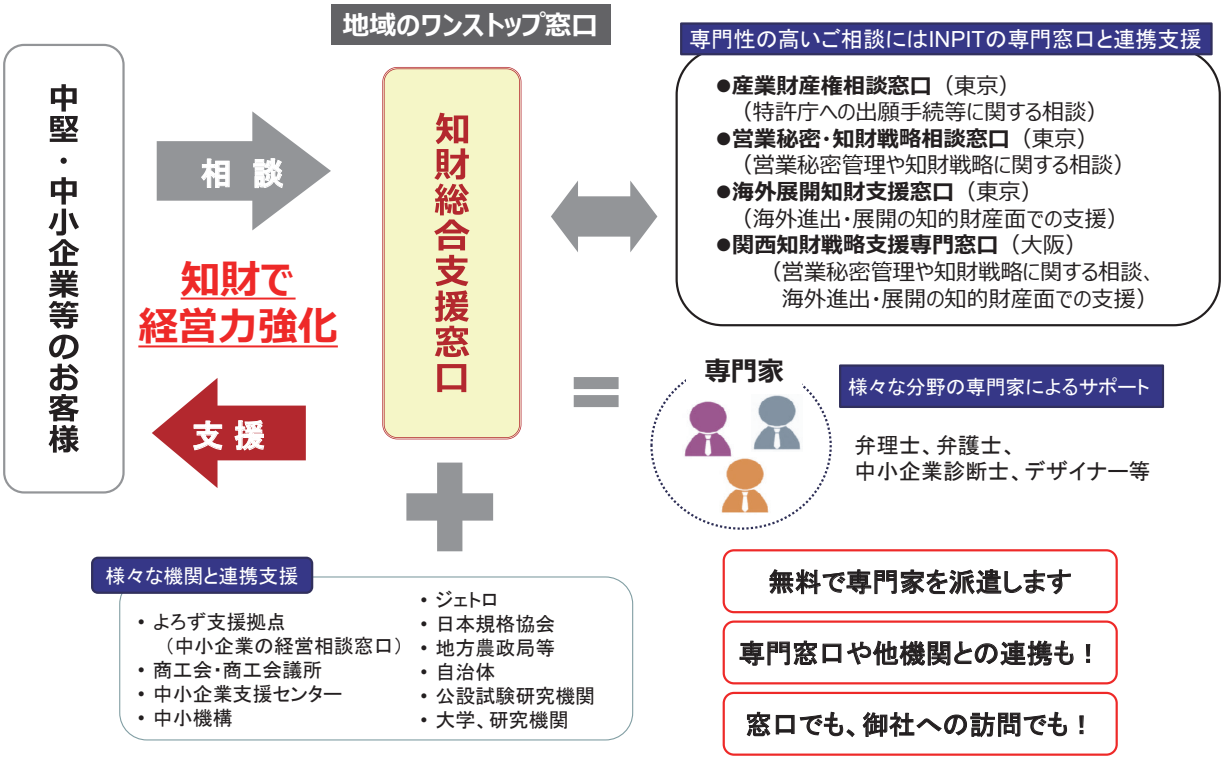

d. ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

e. 模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

f. 海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や、外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

g. デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

h. 職務発明規程の導入等に関する支援

2015年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

i. 知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

j. 知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

k. 他機関との連携

技術の標準化や農林水産業における地理的表示保護制度等の幅広い悩みや課題等についても他機関との連携により支援。

l. 重点的な支援

事業成長上の効果が期待できる企業を対象に支援計画を構築し、複数の専門家との連携による総合的な支援。

◇2020年度実績　相談件数：118,514件

「知財ポータル」（https://chizai-portal.inpit.go.jp/）：
各都道府県の知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

②出願手続・産業財産権に関する相談

a. 産業財産権相談窓口[1]

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、メール、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇2020年度実績

相談件数：28,257件

窓口相談　平日9：00～17：45
（受付は17：30まで）

電話相談　TEL 03-3581-1101
（内線2121～2123）
（平日8：30～18：15）

1　産業財産権相談窓口　https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

1

b. 知的財産相談・支援ポータルサイト[1]

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要となる情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接産業財産権相談窓口に問合せをすることもできる。

◇2020年度実績

FAQ閲覧利用件数（産業財産権）：471,335件

知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ及び各部の相談ページ

1 知的財産相談・支援ポータルサイト https://faq.inpit.go.jp/

③営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口[1]及び関西知財戦略支援専門窓口[2]においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密としての管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な民間企業出身者や弁護士等の専門人材が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門人材に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

2020年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では387件、関西知財戦略支援専門窓口では132件の相談に対応した。

その他、営業秘密を含めた知財戦略の理解を深めるため、知的財産相談・支援ポータルサイト[3]におけるeラーニング等のコンテンツ提供や、地方自治体や中小企業支援機関が主催するセミナー・講演会、および中小企業における社内研修等への講師派遣等の活動を展開している。

お問い合わせ先
（営業秘密・知財戦略相談窓口）
TEL 03-3581-1101（内線3844）
E-mail trade-secret@inpit.go.jp
（関西知財戦略支援専門窓口）
TEL 06-6486-9122

2-7-21図　【INPITの専門人材による営業秘密に関する企業訪問支援】

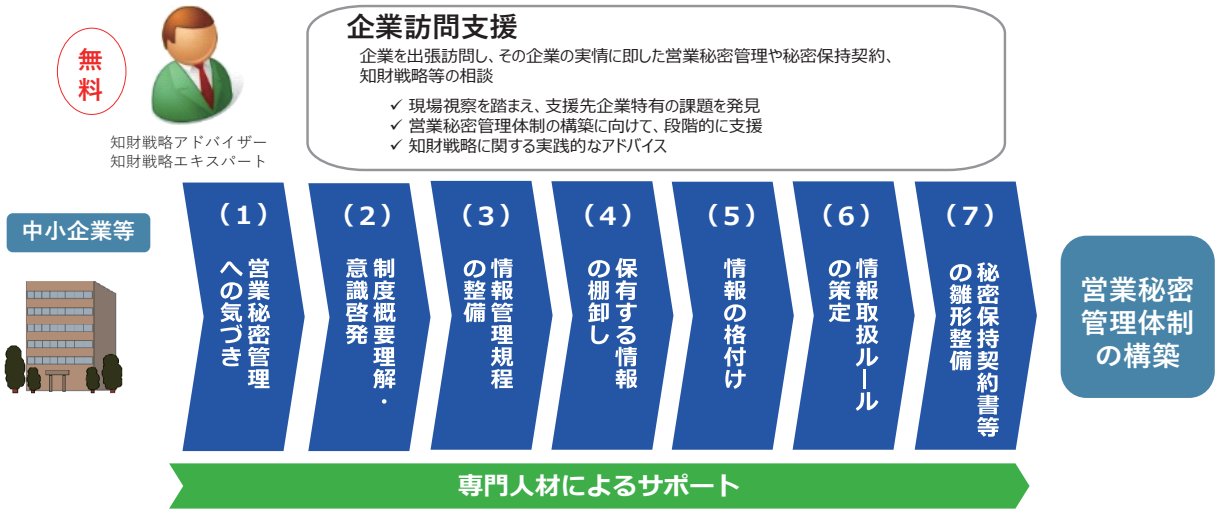

1　主に「知的財産戦略アドバイザー」という専門人材が相談に対応している（https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/）
2　「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している（https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html）
3　知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報）（https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/）

④海外展開に関する相談

企業等が海外で事業を展開する際には、刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応や知的財産の活用等、知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外展開を考えている企業等の海外展開を知的財産面から支援するため、INPITでは、海外駐在や知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が企業等を訪問して面談で相談に対応する、無料のサービスを提供している。知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な事項に関して、上記専門人材の豊富な経験や知識に基づき、ビジネスの観点からアドバイスを行っている。INPITの海外展開知財支援窓口[1]及び関西知財戦略支援専門窓口[2]という専門窓口において相談を受け付けており、2020年度は、それぞれ338件及び164件の相談に対応した。

支援内容をより充実したものとするため、INPITの上記専門窓口は、全国の都道府県に設置されている知財総合支援窓口（第2部第7章6.(4)①参照）等のINPITの他の窓口や他機関との連携を進めている。また、INPITは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を事務局とする新輸出大国コンソーシアムにも、支援機関として参画している。

さらに、海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、INPITで開催するセミナーや他機関・企業等のセミナー等において上記専門人材が講演活動を行っている。

お問い合わせ先
（海外展開知財支援窓口）
TEL 03-3581-1101（内線3823）
E-mail ip-sr01@inpit.go.jp
（関西知財戦略支援専門窓口）
TEL 06-6486-9122

2-7-22図 【INPITの専門人材による海外展開に関する相談への対応】

1 「海外知的財産プロデューサー」という専門人材が相談に対応している（https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/）。海外知的財産プロデューサーの具体的支援事例については、第2部第7章6. Column 10を参照。
2 「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している（https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html）

⑤その他の相談

a. 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁では、農林水産省との相互協力により、各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携強化を実施。

知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談の受け付けや、窓口担当者向け研修における農業分野のAI・データ契約ガイドラインをテーマとした農林水産省による講義の開催、加えて、農林水産省の普及指導員等を対象とした研修においてINPIT・知財総合支援窓口を紹介するなど、相談及び連携体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催した「巡回特許庁」において、農林水産省と連携してGI保護制度について説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んだ。

b. 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に関する相談

J-PlatPat[1]の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPatヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

J-PlatPatヘルプデスク
TEL 03-3588-2751（平日9：00～21：00）

1　https://www.j-platpat.inpit.go.jp

1

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能改善

2020年度に、さらなる利便性向上のため、J-PlatPatの機能改善を行った。主な改善点を以下に紹介する。

●特許実用新案分類検索（PMGS）において、一覧しやすい簡易表示を追加

●検索結果のCSV出力件数の上限を、100件から500件に拡大

●審決公報の検索項目として「全文」を追加

●審決公報の番号検索の検索項目として出訴番号を追加

●RSS配信の対象を全出願に拡大

●機械翻訳システムにおける中国語・韓国語文献の日本語翻訳品質を改良

図　【J-PlatPatで利用する機械翻訳システムの概要】

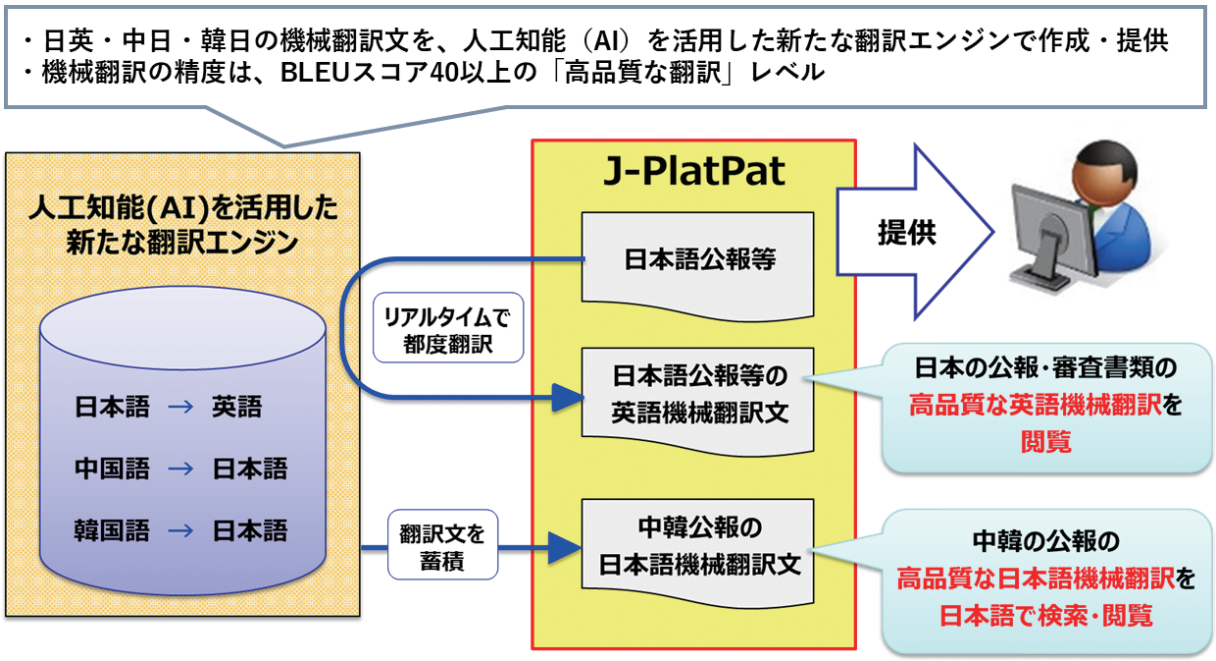

※日英機械翻訳文の訳質向上は2019年5月に実施。

海外知的財産プロデューサーの支援事例

海外知的財産プロデューサー[1]は、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業の声を事例として紹介する。

～株式会社大建（福岡県福岡市）～
代表取締役　松尾憲親 氏

「知的財産権取得の目的を明確化」

同社は、土地の買収・移転に伴う権利者への補償に関する業務をメインとして、1974年の創業以来発展してきた。社会に貢献できるまちづくりの仕事を行っていくという使命のもと、雨水貯水地下タンク「ためとっと」の事業を開始した同社は、日本において特許権を取得していたものの、海外においてはどのように自社技術等を保護すればよいか悩みを抱えていた。

そんな折、福岡市で開催された海外展開支援施策説明会＆個別相談会に参加し、海外知的財産プロデューサーに相談を行ったことがきっかけで、同プロデューサーによる支援が始まった。

具体的には、同プロデューサーによる支援のもと、ノウハウ等の秘密情報管理体制の構築、海外事業展開国に対する「ためとっと」の日本語表記やローマ字表記の商標出願、及び同社登録商標の適正使用を目的とした商標使用ルールの策定を行った。

「さらなる海外展開を目指して」

同社が当初予定していた海外展開プロジェクト時に、同プロデューサーの継続的な支援を通じて、社内における知的財産の管理体制の整備や取得した知的財産権の整理を行った。同プロジェクトは延期となってしまったが、これらは今後に活用できるものであり、新たな海外展開先を模索中である。

また、日本と外国における知的財産の取扱い方の違いなどについても助言を受け、いつでも海外に進出できるように準備を進めている。

1　海外知的財産プロデューサーによる海外展開に関する相談については、第2部第7章6.(4)④を参照

〈取材企業の声〉

知的財産権の必要性は感じていたが、活用方法や権利化の優先順位がわからなかった。海外知的財産プロデューサーに相談してそれらを理解することができた。

我々の成功を考えた本音の助言をもらえており、何でも相談させてもらっている。

海外展開に関する教訓、知財管理や契約に対応する準備ができた。

（株式会社大建　代表取締役　松尾憲親 氏）

〈海外知的財産プロデューサーのコメント〉

本件は海外における新規事業の展開をサポートする知的財産戦略の構築と実行を支援した事例である。今後は国内における事業展開も視野に入れて支援を継続する所存である。

（海外知的財産プロデューサー　松島重夫）

ためとっとの仕組み（左）及び海外での工事風景（右）

7. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、国内外の大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2020年度の意見交換会の実績

2020年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換を延べ140件程度実施した。また、2020年度の意見交換の中では、海外企業に我が国の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、これらの課題を把握するため、海外企業の実務者レベルとの意見交換を3件実施した。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面形式のみに加えオンライン形式でも実施した。

(2) 2020年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、企業経営における特許情報の戦略的活用、海外での模倣品対策、紙書類手続きの電子化推進等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業の戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる、企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、様々な支援策等の紹介を行った。

2-7-23図　【紹介した主な支援策】

戦略的な知的財産活動支援	・早期審査　・オンライン面接審査 ・事業戦略対応まとめ審査
企業のグローバル活動支援	・特許審査ハイウェイ（PPH）の拡充 ・PCT協働調査試行プログラム ・日本国特許庁の審査官による海外特許庁との審査実務調和の推進及び研修の実施
With/Afterコロナ時代に向けた支援	・特許庁における押印廃止・デジタル化の推進 ・口頭審理のオンライン化 ・AI関連発明の特許審査事例の各国への浸透
その他の支援	・経営課題を解決するための知財戦略事例集 ・スタートアップ支援プログラム

グローバル知財戦略フォーラム2021

2021年1月25日、特許庁は独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と共催で「グローバル知財戦略フォーラム2021[1]」を開催した。本フォーラムは、ビジネスとデータを含む知的財産の環境や機能が大きく変わる中、グローバルな広がりをもった「ビジネス・知財総合戦略」の実例を紹介するものである。

2021年は「知財のチカラで拓け、新時代」をテーマに講演・対談・パネルディスカッションが行われた。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、無観客・オンライン中継配信形式で実施したが、当日は約1,000名（最大同時接続数）の方々にご参加いただいた。

講演プログラム

●特別講演
- 東レの研究・技術開発戦略と知財戦略

●対談
- 成功に導く出資・M&A・アライアンス戦略～エキスパートから学ぶ失敗しないためのTips～

●昼セミナー
- IPランドスケープ[2]の新潮流～「IPL推進協議会」の設立と活動

●パネルディスカッション
- A1　スマート農業の現状と将来の可能性～知財がひらく未来～
- B1　日本におけるMaaSやモビリティ変革の実現に向けた動向
- A2　モノが売れるUXデザインと知財
- B2　地域におけるオープンイノベーション
- A3　日本企業の強みを生かすプラットフォーマーのカタチ
- B3　オープンイノベーション時代の知財契約条項の新たな潮流

【対談】
「オープンイノベーション」を成功に導く出資、M&A、アライアンス戦略における知財情報の活用について、対談形式で紹介

【パネルディスカッションA2の様子】
国内市場が縮小する中で、世界を視野に入れてどのように競争するか、デザインが果たす役割はどう変わるか、そして知的財産をどう活かしていくかについて、多角的な視点で議論

1　講演資料及び開催報告書（講演要旨等）https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/index.html
2　IPランドスケープとは、経営戦略又は事業戦略の立案に際し、経営・事業情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その結果（現状の俯瞰・将来展望等）を経営者・事業責任者と共有すること。

1

「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究[1]」の紹介

1．調査研究の背景と目的

日本企業を取り巻く競争環境が厳しさを増す中、経営層は、迅速・的確に経営判断を行う必要がある。迅速・的確な経営判断には、客観的な裏付けが必要であり、公開情報たる知財情報は経営判断に有益な情報の一つであることから、経営判断における知財情報の活用（IPランドスケープ）がますます期待されている。

そこで、特許庁としても知財情報を活用した経営の普及・定着に貢献するべく、IPランドスケープの取組の現状を可視化し広く共有することを目的として調査研究を実施した。

2．IPランドスケープの定義

本調査研究では、IPランドスケープを「経営戦略又は事業戦略の立案に際し、①経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施し、②その結果（現状の俯瞰・将来展望等）を経営者・事業責任者と共有[2]すること」と定義した。

図表①　【IPランドスケープの概要図】

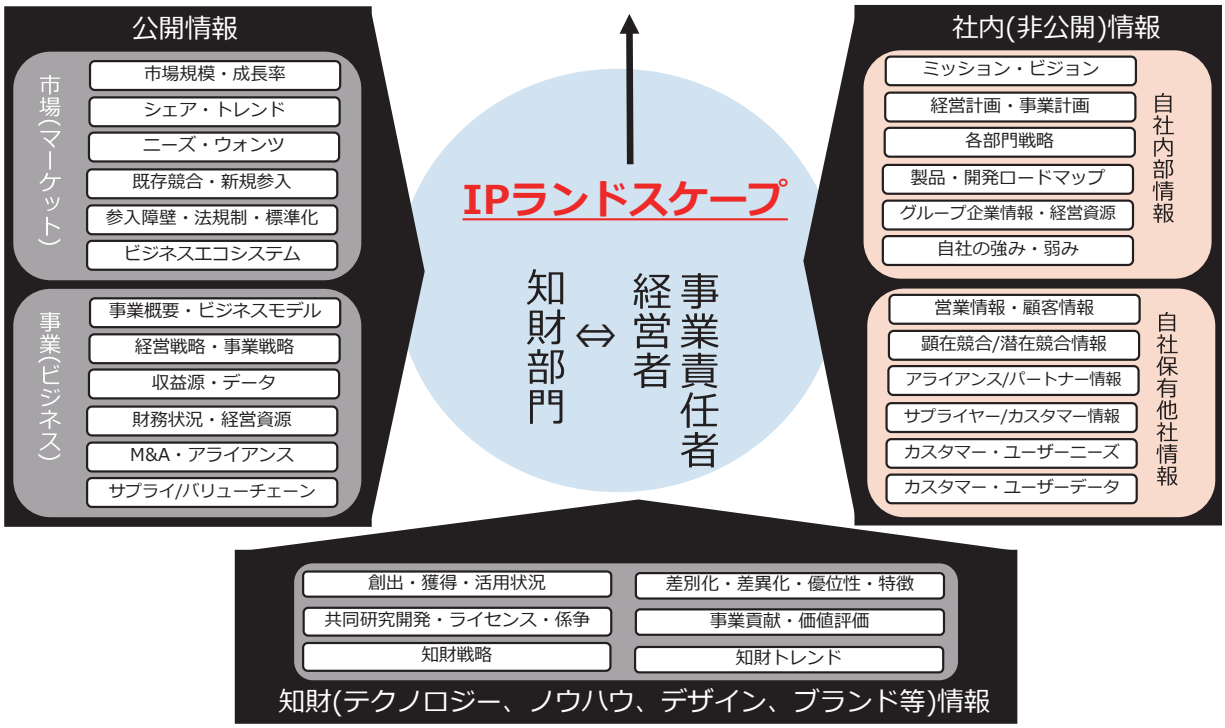

1　「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」について：https://www.jpo.go.jp/support/general/chizai-jobobunseki-report.html

2　ここでの共有とは、分析結果を提示することをきっかけに、経営戦略又は事業戦略の立案検討のための議論や協議を行ったり、分析結果に対するフィードバックを受けたりするなどの双方向のやり取りが行われることをいう。

3．IPランドスケープの現状について

IPランドスケープという言葉を知っている者は約8割を占める。その内、IPランドスケープを理解している者は約3割であった。また、IPランドスケープが必要と回答した者は約8割であったものの、IPランドスケープを十分に実施できていると回答した者は約1割であった（図表②参照）。

図表②　【IPランドスケープの理解・必要性・実施状況】

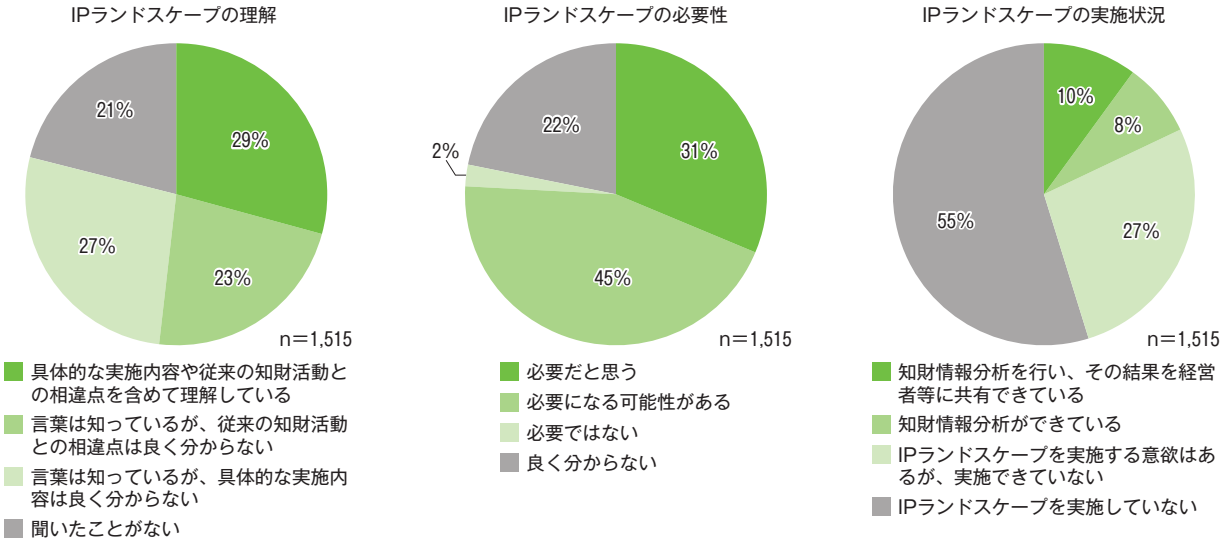

IPランドスケープを導入したことによる効果及び成果（アンケート調査）は次の通り（図表③参照）。

①IPランドスケープは、主に経営・事業判断の意思決定のエビデンス・選択肢の増加・正確性の向上等に寄与する。

②IPランドスケープを、自社で完結できる戦略策定や計画策定等へ活用することを想定する者が多いが、6割以上の者が当初の想定通りの効果が得られている。

③不確実性の高い「M&A候補の探索」、「新規事業分野の探索」、「共同研究先の探索」等で

図表③　【IPランドスケープの効果・成果（アンケート調査）】

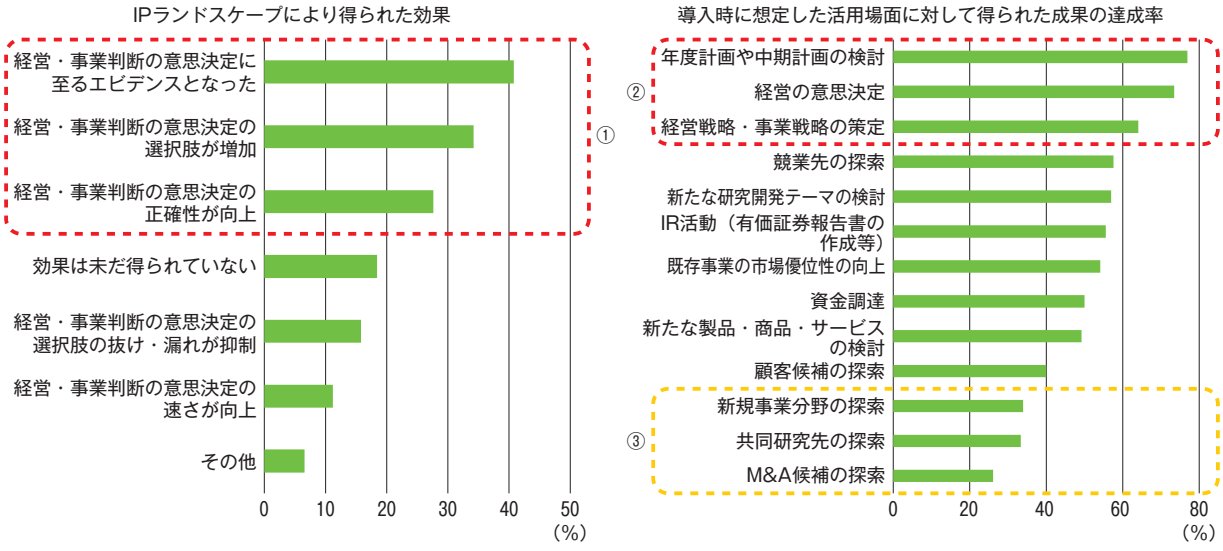

n=152
※IPランドスケープの定義が実施できていると回答した者
※複数回答

達成率：「導入当初の活用場面」での回答者が選んだ項目において、「得られた成果」で成果があったと回答した者の割合

n=152
※IPランドスケープの定義が実施できていると回答した者
※複数回答

図表④　【IPランドスケープの効果・成果（ヒアリング調査）】

事業フェーズ	構想期		立上期		成長・成熟期	
IPランドスケープの目的	戦略策定	M&A	協業先の探索	新規事業創出の支援	事業を優位に導く	資金調達

フェーズ	目的	ヒアリング調査で得られたIPランドスケープの効果・成果
構想期	戦略策定	・IPランドスケープにより、**競合他社のCEOの頭の中を可視化**したものに、同社CEOが強く関心を示し、**CEO自らがIPランドスケープを使って説明**される場面も。 ・知財情報を通して**競合他社の動向を把握**することで、**同社の知財戦略の妥当性の確認**に役立てる。 ・**研究開発部門に競合他社の動向**を共有している。 ・**未知の事業分野**において、**どのような企業が存在するか等を可視化**でき有効。 ・IPランドスケープによって**自社の強みに気付けたことが契機**となり、**強みを活かした分野の研究開発に注力**。 ・新たな**研究テーマの発掘には、知財情報の分析・解析は有効**。自社の**シーズがどのようなニーズに届くか**等は**知財情報で可視化**し易い。
立上期	M&A	・IPランドスケープにより**M&A対象候補社の技術内容や取組**に関する検証を行い、同社との**シナジーに関するポジティブな結果**を**経営に報告**。当該M&Aにおける**判断要因の一つ**となった。
	協業先の探索	・**アライアンス先の資本構造や技術的な強み・弱み等を知財により分析**。営業部門が知らない情報でアライアンス成功への一助に繋がった。 ・**知財部門が適切な連携先を知財情報から解析。**アライアンス部門とも連携し、その評価を行う ・アライアンス先の探索は、知財情報が起点ではなく、**ビジネス情報から業界の動向を把握してニーズを探る裏付け調査の位置づけで知財情報の分析**を実施。
	新事業創出の支援	・新規事業を立ち上げる事業創出部への発想支援を始めている。こういう方向でやりたいという**抽象的なテーマ**に対して、**知財情報から得られるアイディアやヒントを提供**している。
成長・成熟期	事業を優位に導く	・生産技術力を確立させ、コスト競争力を付けたところで、特許をオープンにする。その際、IPランドスケープを行い、その調査結果を踏まえてこちらから主体的にクロスライセンス等を行う。クロスライセンスにより他社特許を実施できるため設計自由度が高まり、モノづくり力やコスト競争力の面で競争優位性を確保することができる。
	資金調達	・IPランドスケープ活動の有価証券報告書での公表は、海外の投資家に向けて知財を戦略的に使っていることを発信して、投資先の候補となる効果を期待している。

もIPランドスケープを活用し、3割～4割の者が当初の効果が得られている。

また、ヒアリング調査でも各事業フェーズにおいてIPランドスケープが有効に活用されているといった結果が得られた（図表④参照）。

4．IPランドスケープを可能にした要因

アンケート調査やヒアリング調査を通じて、IPランドスケープを可能にした要因として、「①IPランドスケープに対する理解」・「②経営層の理解」・「③部門間連携の構築」・「④知財部員のスキル向上」・「⑤情報収集の環境整備」が挙げられた。

図表⑤　【IPランドスケープを可能にした要因の俯瞰図】

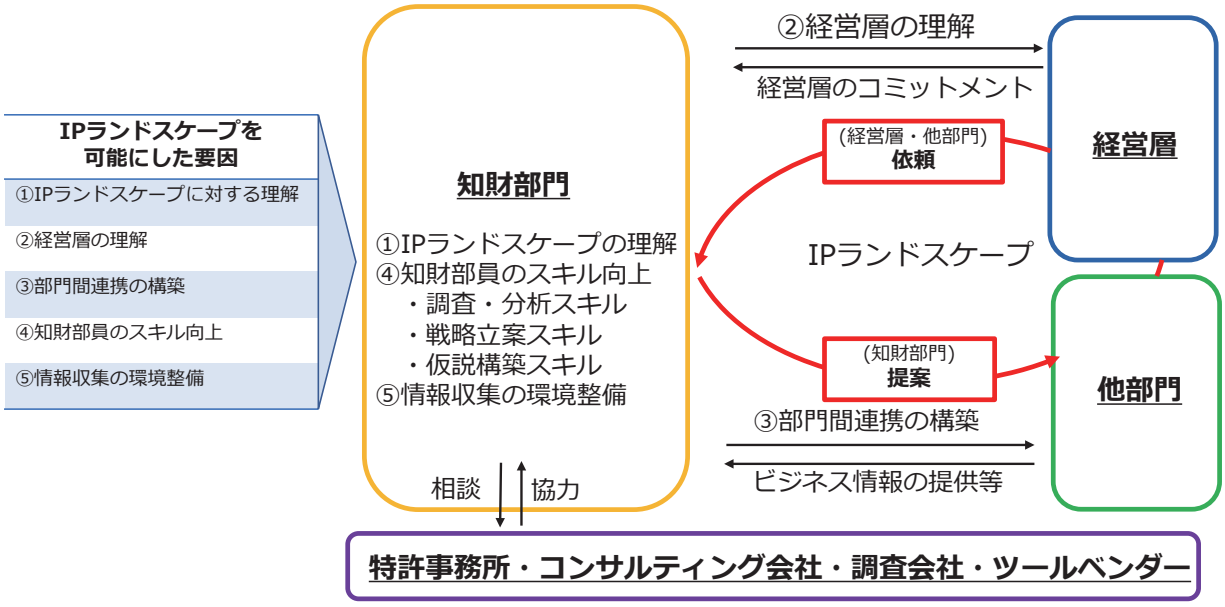

5．IPランドスケープの導入に向けて

IPランドスケープを実施できている者へのアンケートから次の結果を得た（図表⑥参照）。

①着手から本格実施に至るまでの期間は3年以内と比較的短期間。

②知財部門の実施体制は従前の体制で実施している者が多い。

③知財業務担当者数は1名～10名と比較的少人数でIPランドスケープを実施している者が多い。

IPランドスケープを高尚で難しいものと考えず、「知財情報を活用して経営・事業に貢献する」ことを意識した取組をまずは実施してみることが肝要である。

6．おわりに

本調査研究の結果を、各企業におけるベンチマークやIPランドスケープの実装に向けた課題の特定等にお役立ていただければ幸いである。

図表⑥　【本格実施に至るまでの期間・実施体制・知財業務担当者数】

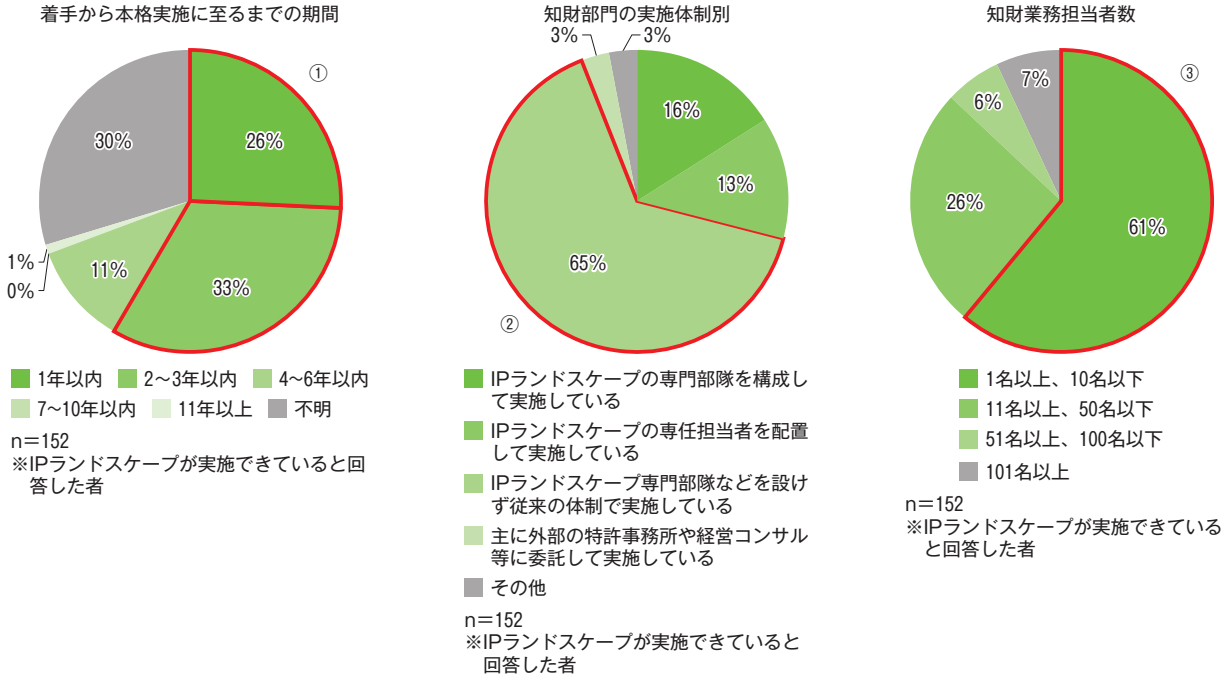

Column 13

「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】」

2020年6月、経営に知財戦略を浸透させるための具体的手法に対して、ユーザーからの高い関心が寄せられたことを受け、企業が経営戦略の中に知財戦略を浸透させたプロセス等の詳細な情報が記載された、「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】[1]」を刊行した。

〈事例集の主な特徴〉

- 海外企業の6事例を含む、全23社の事例を深掘り調査等も可能となるように、全事例を社名入りで掲載。
- 文章だけでなく、各事例の理解が容易となるように、各事例のポイントを説明する多数の概要図も掲載。
- 経営戦略と知財戦略のつながりが理解しやすいように、それぞれの観点からの各事例の分類を用意。

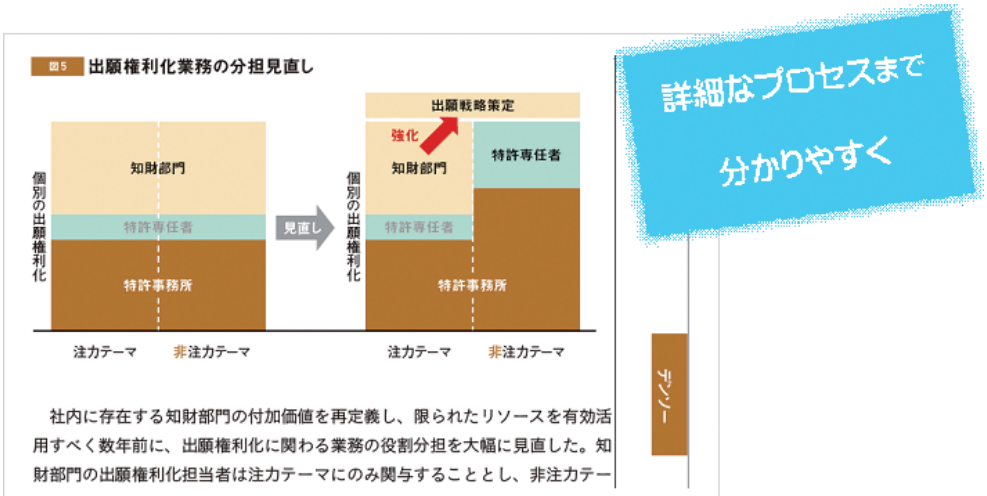

1 「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】」について<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2020.html>

「新事業創造に資する知財戦略事例集」

Society 5.0の実現に向け、多くの企業で共創（Co-creation）による事業創造が進む中、事業創造と知財の連携の全体像を俯瞰し、経営層・新事業開発・知財それぞれの立場での「悩みや課題」に焦点を当て、それらの解決に向けた各社の取組を、「新事業創造に資する知財戦略事例集～『共創の知財戦略』実践に向けた取り組みと課題～[1]」として取りまとめた。2021年4月公開。

〈事例集の主な特徴〉

- 国内外企業12社の取組を、Co-creationでの事業創造における「知財戦略実践へのアプローチ」・「環境整備」と、「事業創造プロセス」に整理。
- 想定読者別の索引を設けたほか、読者自身がより関心が持てる事例にたどり着けるよう、部門や立場においてありがちな、“よくある悩み”からも事例を探索可能。
- 各事例をコンパクトに1ページにまとめ、ポイントとなる箇所については太字で掲載。短時間で事例の概要を掴むことが可能。

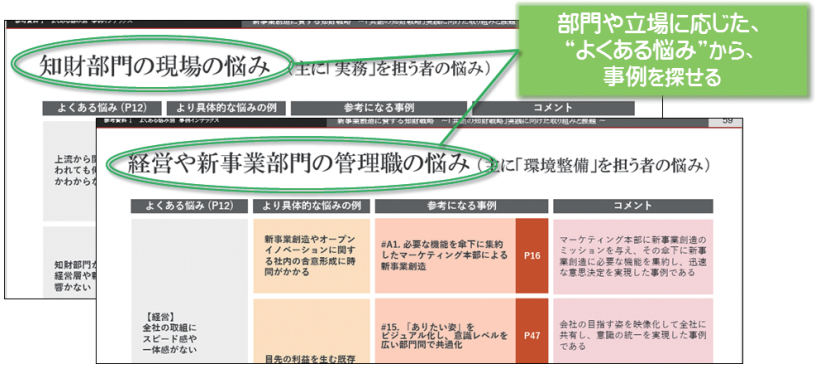

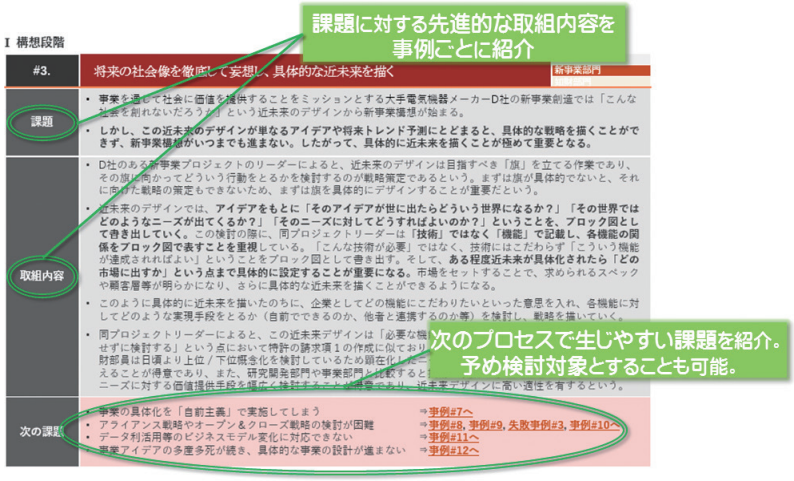

1 「新事業創造に資する知財戦略事例集～『共創の知財戦略』実践に向けた取り組みと課題～」<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2021.html>

特許庁との意見交換を希望する企業等の公募について

第2部第7章7. で紹介したように、特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との実務者レベルでの意見交換会を毎年開催している。

2020年9月、知的財産権制度や特許庁が実施している施策等をより広く知ってもらうとともに、多様なユーザーからの生の声を伺うため、個別企業や業界団体等との意見交換の公募を開始した[1]。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンライン形式での実施とした。

〈応募条件〉

意見交換に応募できる者は、企業の他に、業界団体、大学、公的研究機関等の法人

〈公募実績〉

2020年9月から2021年3月までに18者から応募があった。過去に意見交換を実施したことのない企業、特に中小企業やスタートアップからの応募が多かった。特定技術分野における特許網構築に関する意見交換や中小企業・スタートアップ企業に対する支援策紹介等、幅広い内容の意見交換を実施した。

〈参加企業からの声〉

- 特許庁がこんなにも多くの施策・支援を行っているとは知らなかった。今後は是非利用したい。
- 今回初めて知った施策があり、得られた情報は有用であるため、このような意見交換を定期的に実施してもらいたい。

（出典）「とっきょ」Vol.47　JPO通信：https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol47/06_page2.html

1　意見交換を希望する企業等の公募について：https://www.jpo.go.jp/support/general/gyousei_service/opinion-exchange.html

AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討に向けて

AI・IoT技術が進展し、これまでの「モノ」の生産や販売を中心としたビジネスモデルから、データを活用したサービスの提供を中心としたビジネスモデルへの転換が進んでいること、また、ビジネスの収益源もサブスクリプションと呼ばれるサービスに対する課金や、ユーザーのデータを活用した広告収入等、多様化が進んでいることが指摘されている。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、テレワークを始めとするリモート化やデジタル化の動きは益々加速しており、AI・IoT技術の活用は更に推し進められていくものと考えられる。

こうしたビジネス環境の変化を踏まえ、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方について検討が進められているところであるが、産業構造審議会　知的財産分科会　特許制度小委員会（以下、「特許制度小委員会」という。）の中間とりまとめ[1]において、更なる実態調査の必要性も指摘されている。

上記の問題意識を踏まえ、特許庁では、令和2年度産業財産権制度問題調査研究として「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関する調査研究」を実施した。本調査研究は、国内アンケート調査及び海外ヒアリング調査等を通じて、主に以下のテーマについて具体的な課題事例やニーズを明らかにすることを目的として行われたものである。

- 複数の事業者等による特許発明の実施における課題
- プラットフォーム型ビジネス等における課題
- AI関連特許の利活用に関する課題
- 特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて
- 新しい形態の知的財産の保護について

本コラムでは、このうち、①複数の事業者が相互に共同した上でサービスを提供する場合の特許権の行使、②サプライチェーンにおける受益者負担、についての企業の意識調査の結果を紹介する。

1　https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/200710_aiiot_chukan/01.pdf

①複数の事業者が相互に共同した上でサービスを提供する場合の特許権の行使

下記の仮想事例1について、企業等及び弁護士・弁理士に対して、特許権の行使に関する課題があるか否か、具体的にどのような課題があるかを質問した。

その結果、特許権の行使に関して何らかの課題があるとの回答が大多数を占め、具体的にはライセンス交渉先や特許侵害訴訟の提起先が不明、海外での一部実施の場合に特許権侵害となるかが不明である等の課題が挙げられた。また、特定の事業者に注目した特許請求の範囲を作成することで、特許取得・権利行使可能であるとの回答がある一方、知識や経験の不足、将来の侵害態様の予測困難性等を理由として、特許要件を満たす特許請求の範囲の作成や権利行使は困難との回答も存在した。

［仮想事例1］

特許権者甲が、次の特許を有している。

「ユーザー端末から、データＤを受信し、サーバーａで処理ａ′、サーバーｂで処理ｂ′、サーバーｃで処理ｃ′を行い、相互にデータ授受を行った上で、サービスＳをユーザーに提供する。」（処理ａ′は発明の技術的特徴（最も重要な部分））

一方、（甲と異なる）事業者Ａ、Ｂ、Ｃは、それぞれ、処理ａ′、処理ｂ′処理ｃ′を行うサーバーをそれぞれ持ち、相互にデータ授受を行った上で、全体として、上記特許請求の範囲と同一のサービスＳを提供している。事業者Ａ、Ｂ、Ｃは、甲から実施許諾を受けていない。

図1

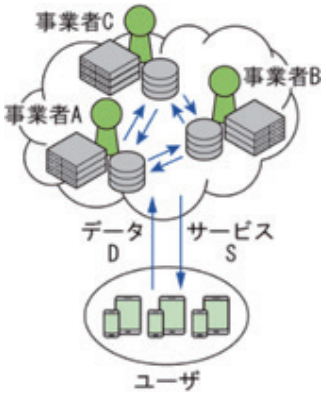

問1 【複数事業者による特許発明の実施】

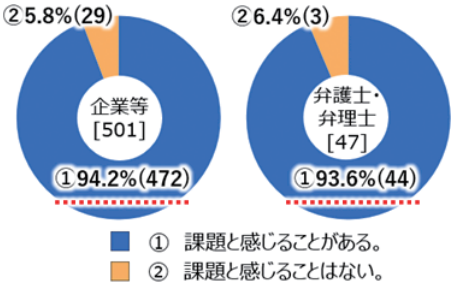

問2 【特許権者の課題】

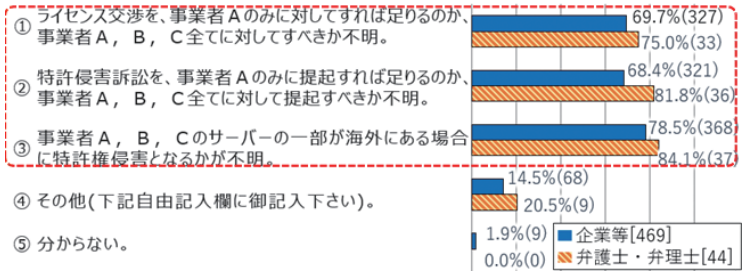

②サプライチェーンにおける受益者負担

下記の仮想事例について、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、事業者A又はBにおいてどのように負担するのが妥当であると考えるか問うた。

特許権者とは異なる事業者Aが学習済みモデルを製造・販売し、事業者Bがそれを購入して翻訳装置を製造、特許保護された翻訳方法も使用するケース1では、学習済みモデル、翻訳装置・翻訳方法のいずれについても特許発明の直接的な実施者である事業者A、事業者Bがそれぞれ負担すべきとの回答が多数を占めた。

他方、ケース2について、従来の通説では特許権者等が適法に市場に製品を置いた時点で「物」の特許権は「消尽」し、製品購入者に対して権利行使できなくなり「方法」の特許権についても同時に権利行使できなくなるとされていることから、事業者B(翻訳装置を購入、翻訳方法を使用)に対する権利行使は困難と考えられていたところである。しかしながら、今回の調査結果では、翻訳方法の使用に関する損害賠償額又はライセンス料は事業者Bが負担すべきとの回答(①)が半数以上であり、従来の通説(②)と異なる結果となった。

本調査結果によれば、従来の消尽論は制度利用者の意識とかい離しつつある可能性があり、現代にふさわしい消尽論の整理について検討を行うべき時期が来ているのかもしれない。

[仮想事例3]

[ケース1]
特許権者：特許発明X、Y、Zにかかる特許権者
事業者A：学習済みモデルを製造・販売
事業者B：学習済みモデルを購入、翻訳装置を製造、翻訳方法を使用
[ケース2]
特許権者：特許発明X、Y、Zにかかる特許権者
事業者A：学習済みモデルを製造、翻訳装置を製造・販売
事業者B：翻訳装置を購入、翻訳方法を使用

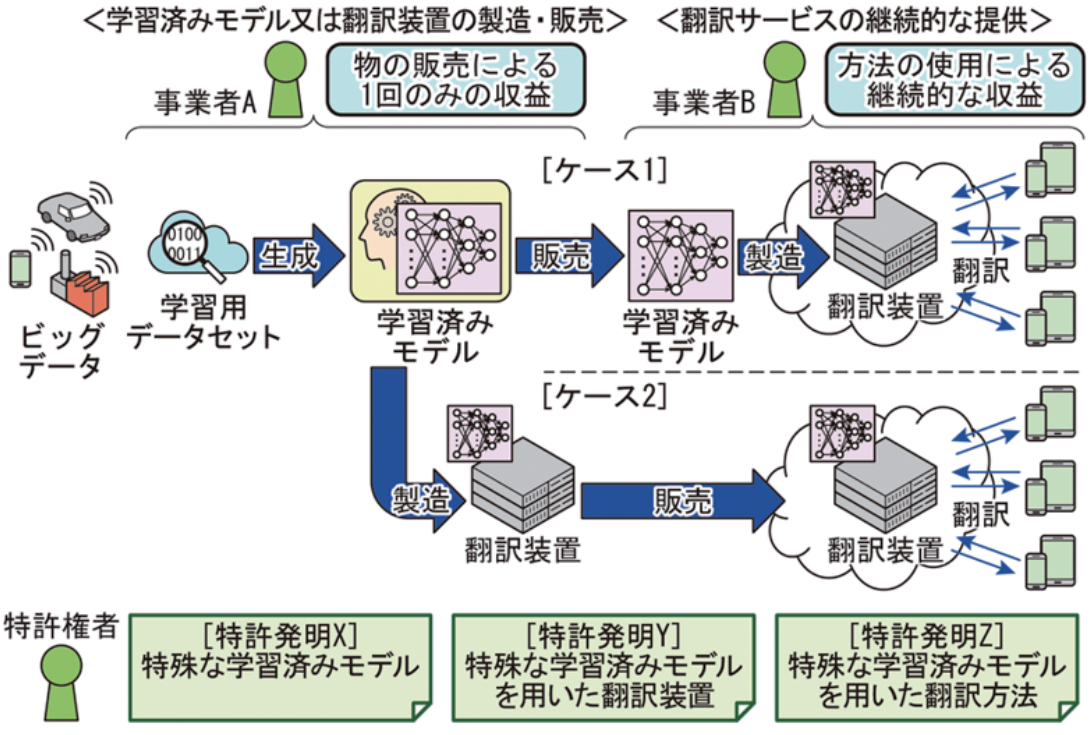

図表4（5）A　【AI翻訳サービスでの損害賠償の負担［ケース1］】

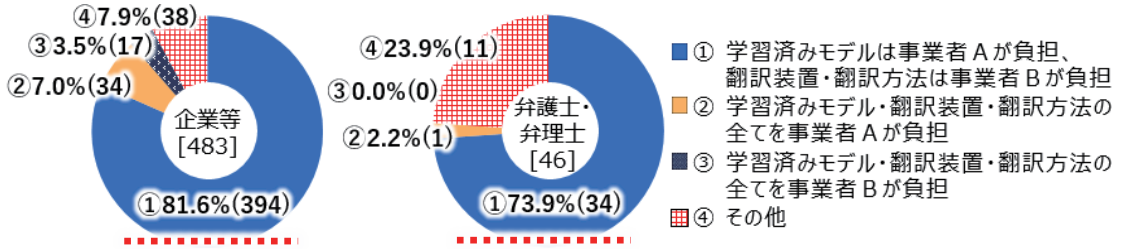

図表4（5）B　【AI翻訳サービスでの損害賠償の負担［ケース2］】

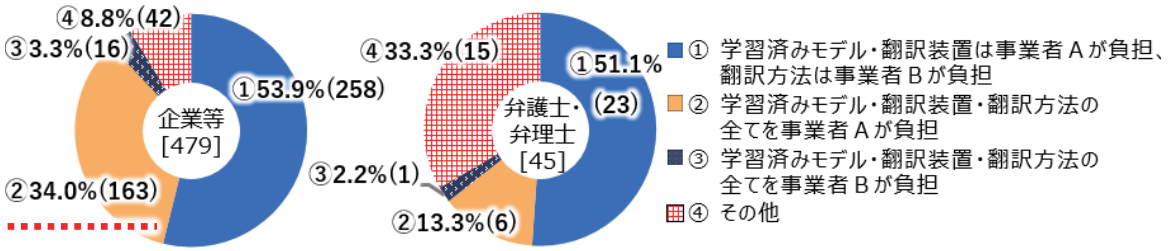

8. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等について

特許庁では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方々に対し、特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、手続期間の延長等の救済措置を講じるとともに、オンライン面接の充実等の環境整備を行っている。

(1)手続などの救済措置について

出願等の手続について、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、指定期間（特許庁長官、審判長または審査官が発する通知や指令において指定した期間）や法定期間（法令によりその長さが定められている期間）に手続ができなくなった場合の救済措置を案内している。また、これらの救済措置については、主に海外出願人向けに特許庁英語ウェブサイトでも周知している。

①期間救済の柔軟化

「その責めに帰することができない理由（不責事由）」及び「正当な理由」による救済手続について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた期間徒過である場合には、当面の間、証拠書類の提出を必須としない等の柔軟な措置を実施している。

②新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いに関するQ&Aの掲載

優先権証明書の提出手続や登録料納付手続等の問い合わせが多い手続について、**Q&A集をとりまとめ特許庁ウェブサイト[1]に掲載している。**

③新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるにあたって、記名押印又は署名のある証明書の提出が困難な状況が生じたことから、記名押印又は署名のある証明書を追って提出することを可能とする対応を実施。さらなる検討を進め、12月には証明書の押印及び署名自体を不要とした。

(2)救済措置強化に向けた国際的な議論について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた出願人への必要な救済措置などを議論するとともに国際的な協調を確認するため、世界知的所有権機関（WIPO）事務局長主催により我が国特許庁を含む主要国特許庁長官級の会合がバーチャル形式にて2020年前半に断続的に開催された。当該会合では、各国の状況について情報交換がなされるとともに、各庁が国内法令の範囲内で出願人の手続期限等に関して柔軟な対応を図ることが確認された。2020年9月に開催されたパリ同盟総会では緊急事態時におけるパリ条約に基づく優先権に関するガイダンス[2]に合意するとともに、PCT、ハーグ制度、マドリッド制度においてもそれぞれの作業部会にて緊急事態時の救済措置の強化に関する議論が行われている。加えて、上述の主要国特許庁長官級の会合が契機となって公表されたWIPOのCOVID-19 IP Policy Trackerは、各国の新型コロナウイルス感染症関連救済措置についての情報を集約しており、当庁も救済措置情報を積極的に提供している。引き続き、海外出願人を含むユーザーに対し、迅速かつ正確な情報提供を行い、制度の透明性・予見性向上に努めている。

1 https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19_tetsuzuki_eikyo.html
2 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/p_a_56/p_a_56_1.pdf

1 2

(3)オンライン面接の推進

面接は、審査官・審判官と出願人等とが、審査・審理に関わる意思疎通を図る上で重要な役割を果たしており、これまでは特許庁庁舎等で面会して実施する形式が大半だった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染予防の観点からオンライン面接を積極的に実施するとともに、オンラインでも面接を円滑に実施できるよう環境の整備を行っている。

・オンラインで実施する面接として、従来実施しているテレビ面接に加え、Webアプリケーションを利用した面接も実施。
・参加者が希望しない限り面接記録における自署を不要とし、面接記録作成の電子化を推進。
・面接記録等の送受信における電子メールの活用。

特許庁における手続合理化 ～押印の見直し及び手続のデジタル化～

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機に、テレワーク、サテライトワーク等の新しい生活様式への移行が急速に求められることとなった。政府においても、新型コロナウイルスがもたらした社会・価値観の変容に対応すべく、テレワーク等の推進や押印手続見直し等の業務効率化、デジタル・ガバメントの推進の取組が進められている。

特許庁においても、上記方針に基づき、申請手続の押印の見直し、手続のデジタル化に向けた取組を進めてきたところである。

1. 特許庁における押印の見直し

「規制改革実施計画（令和2年7月17日　閣議決定）[1]」に基づき、特許庁においてこれまで法令等により国民や事業者等に対して押印を求めていた手続について見直しを行い、偽造による被害が大きいとされる33種の手続を除き、押印を不要とすることとした。

【特許庁における押印の見直しの考え方と全体像】

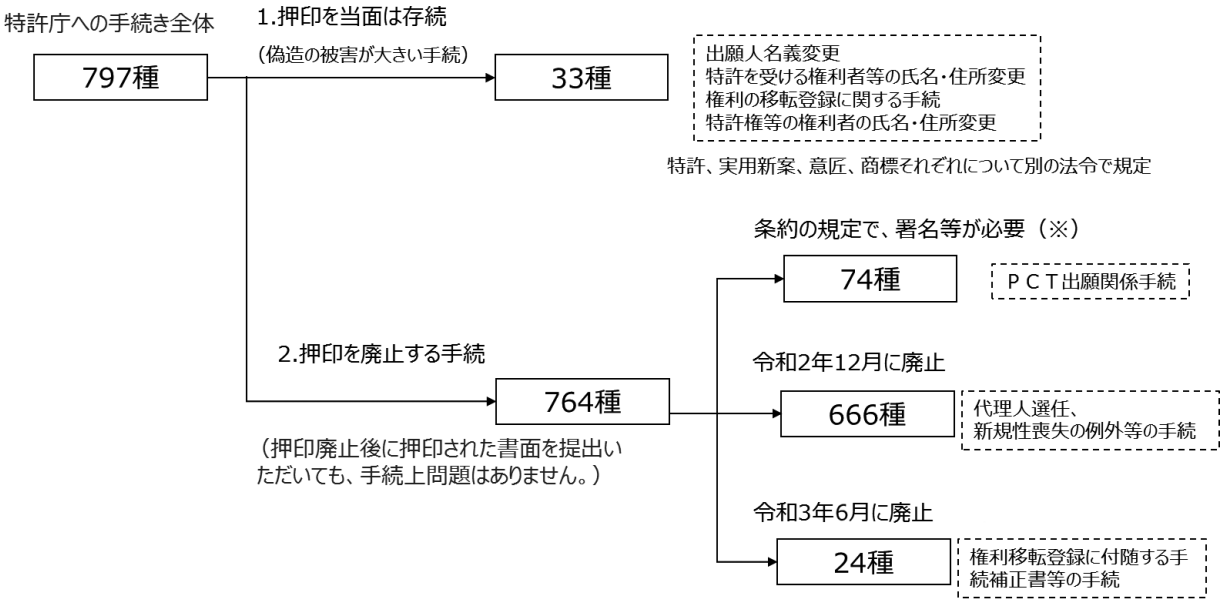

※条約で署名等が求められている手続の運用（施行日：令和2年12月28日）
①署名は、自筆に限らず、イメージファイルによる印刷、ゴム印によるスタンプによる申請も可能。
②法人の署名は代表取締役だけでなく代表者から署名をする権限を付与されている者によるものも可能とする。

1 「規制改革実施計画」（https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf）では、法令等により、国民や事業者に対し押印を求めている手続について、恒久的な制度対応として、2020年内に必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。

2. 特許庁における手続のデジタル化

(1) 特許庁への申請（IN）手続のデジタル化の状況

特許庁は、1990年に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、以後、順次手続のデジタル化を進めてきたところである。現在では出願等の申請手続年間約310万件のうち、約275万件は電子的に処理され、約800種の申請手続のうち、約300種の手続については全てオンライン申請が可能となっている。しかしながら、オンライン申請できない手続や、オンライン申請は可能であるが、添付書類として押印した書類等の提出が必要な手続がなお約500種類存在しており、ユーザーのデジタル化・テレワーク化の障害となりうる状況となっている。

【特許庁におけるオンライン申請の現状】

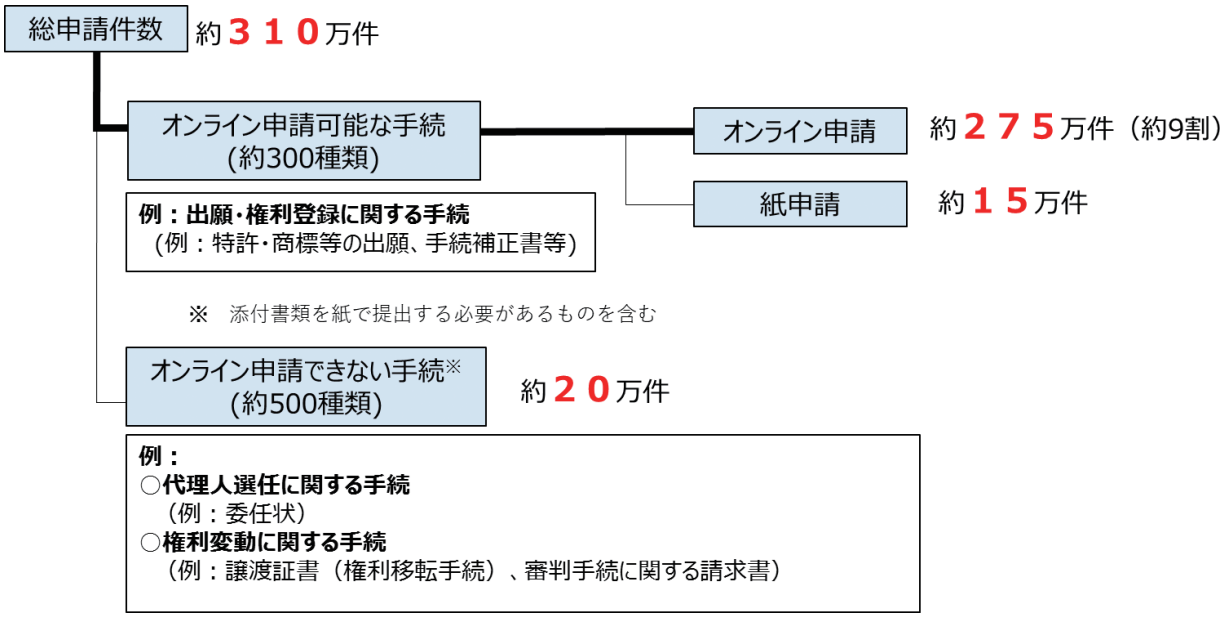

(2) 特許庁からの発送（OUT）手続の状況

特許庁への申請に対する応答等の特許庁からの発送手続については、1993年にオンライン発送システムの稼働を開始したが、年間約395万件の発送件数のうち、オンライン発送は約95万件（約1,000種の発送手続のうち、約200種のみオンライン発送可能）にとどまっている。申請手続と同様に、これらの発送手続についてもデジタル化のニーズが寄せられている。

【特許庁におけるオンライン発送の現状】

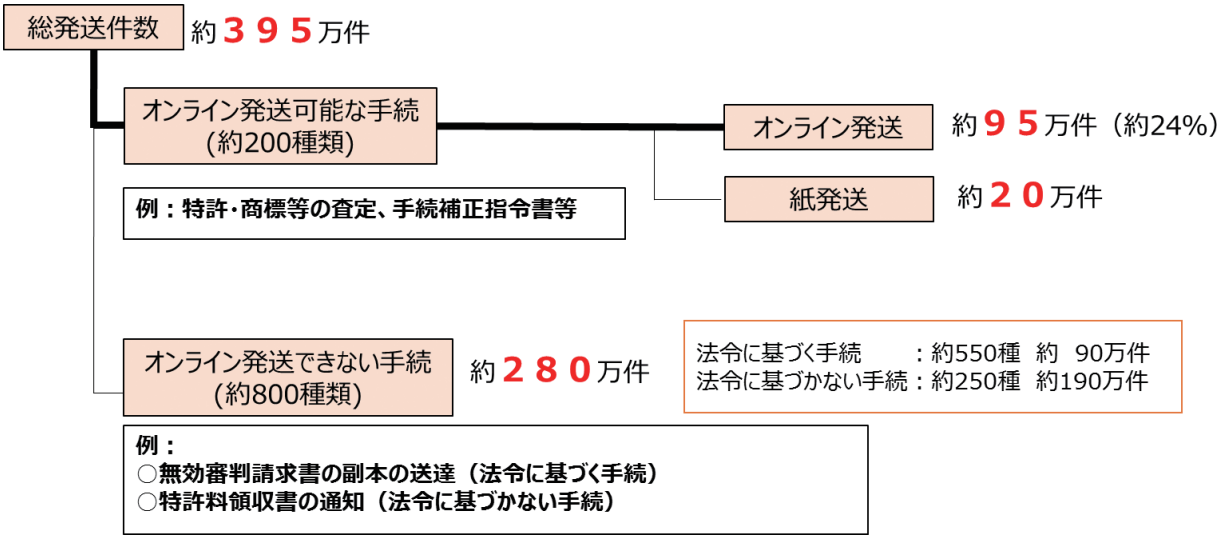

(3) 手続のデジタル化に向けて（「特許庁における手続のデジタル化推進計画」の公表）

上記の状況を踏まえ、令和3年3月31日に「特許庁における手続のデジタル化推進計画」[1]を策定し、特許庁における申請（IN）及び発送（OUT）手続について、ユーザー目線でのデジタル化のあり方とその実現に向けた今後の方針を公表した。

同推進計画において、以下のスケジュールで開発を進めることとしている。

①申請（IN）

全ての手続のオンライン申請が可能となるよう、2024年3月までにシステムをリリースすることを目指す。

②発送（OUT）

ユーザーからデジタル対応の要望が高い手続を優先的に検討し、INの開発と併せて改修可能なものは全てINの開発スケジュールでの開発を目指す。

上記以外のOUT手続については、類似制度の検討状況等も踏まえつつ、業務フローの見直しを行い、法令上の課題やシステム改修の範囲等を整理した上で、順次デジタル化を進めていくこととし、速やかに具体的な計画を策定していく。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/tetsuzuki_digitalize.html

口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

令和3年3月2日に「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第204回通常国会において可決・成立した。

本改正の施行日以後は、審判等の口頭審理期日において、当事者、参加人及び代理人（当事者等）がウェブ会議システム等（インターネット回線等を通じて映像と音声を送受信して相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム）により、口頭審理期日における手続に関与できるようになる（特許法第145条第6項及び第7項）。

本改正事項は、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の四法全てが対象とされ、無効審判等の審判の口頭審理に加え、判定や商標登録異議の申立てにおける口頭審理も対象となる。

この改正により、当事者等が新型コロナウイルス感染症に対する不安を持つことなく口頭審理に参加できるようになるとともに、特許制度等のデジタル化等の社会構造の変化への対応が進み、ユーザーの利便性向上につながると考えられる。

下図にウェブ会議システム等を利用した口頭審理の一例を示している。

請求人及び被請求人は、口頭審理期日において審判廷に出頭することなく、企業の会議室等から手続に関与することができる。

同手続に関与した当事者等は出頭したものとみなされるため（特許法第145条第7項）、不出頭を理由として過料に処する旨の規定（同法第203条）の適用はなく、また、当事者等がウェブ会議システム等を通じて行った発言等は、審判廷に出頭した場合と同等に扱われる。

3人又は5人の審判官により構成される合議体は、審判廷にいて、ウェブ会議システム等を通じて当事者等に対する審尋や当事者等からの主張の聴取等を行うことにより審理を進める。

また、審理は審判廷において公開される。傍聴人は、審判廷において、モニターの映像及び音声を通じて、当事者等がウェブ会議システム等を通じて行った発言等を傍聴することができる。

オンライン出頭する請求人
（請求人企業会議室）

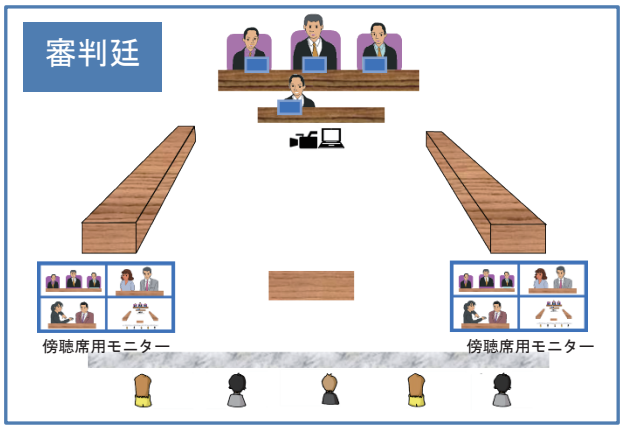

オンライン出頭する被請求人
（被請求人企業会議室）

第8章 人材育成に向けた支援・施策

1. 知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。

本節では、それらの人材育成の取り組みについて紹介する。

(1)生徒・学生向けの人材育成

①知財教材の普及

イノベーションの創出にあたっては、「新しいものを創造すること」や「創造したものを権利化」するだけでなく、「創造したもの」を社会に役立てることができる知財人材の育成も必要であり、特許庁では、知財人材を育成するための知財教材の作成・普及に取り組んできた。

これまでに作成した知財教材のうち、小中学校及び高等学校向けの教材は、特許庁ウェブサイト[1]に加え、知財創造教育コンソーシアム[2]を通しても、提供している。

②知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、明日の産業人材を輩出する専門高校及び高等専門学校の生徒・学生等を対象に、2011年から「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」により、知的財産に関する創造力・実践力・活用力の育成を支援してきた。2014年からは、学校に知的財産学習を導入し、その後、自立的かつ継続的に実施できる体制を確立して定着させることを目的とする「導入・定着型」と、知的財産学習に関する教材の開発等により取組成果を他校へ普及すること、及び各学校の取組を深化させることを目的とし最大3年間支援する「展開型」の二つに分けて実施してきた。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2020年度においては、2018、2019年度から継続する「展開型」8校が参加した。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業により、参加校において創造力育成の取組が浸透してきたことを受け、2020年度からは、「ものづくり」や「商品開発」などの授業を通じて、身の回りのアイデアが社会では知的財産権として保護されていることや、ビジネスの中で権利として活用されていることの実態に触れながら、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援する「知財力開発校支援事業」を新たに実施することとなり、応募校の採択については、外部有識者等からなる「知財力開発校支援事業推進委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2020年度においては、33校が参加した。

③パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

特許庁は、全国の日本の次世代を担う生徒、学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコン

1 特許庁ウェブサイト「知財の教材・参考書」
https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html

2 小中高等学校及び高等専門学校における「知財創造教育」を推進していくため、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図ることを目的として、2017年に設置。知的財産戦略担当大臣ら産学官の代表者を共同会長とする。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyouiku/program.html

1 2

テストは、生徒、学生等の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを生徒、学生等が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザインを創造した生徒、学生等は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。2020年度は、発明30件・デザイン30件が優秀賞を受賞した。

- 弁理士によるアドバイス（主催者負担）
- 特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分）／意匠登録料（第1～3年分）の提供

また、特許庁は、過年度のコンテストにおいて入賞し、出願支援を受けて権利設定された特許権・意匠権を活用して事業化がなされた事例の中から、特に優秀なものを表彰する賞として、「パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト特許庁長官賞」を設けており、2020年度は「刃物研ぎ器」に関する特許を活用して事業化に成功したハトギプロジェクト[1]を表彰した。

2-8-1図　【作品募集のポスター】

2-8-3図　【ハトギプロジェクト「刃物研ぎ器」】

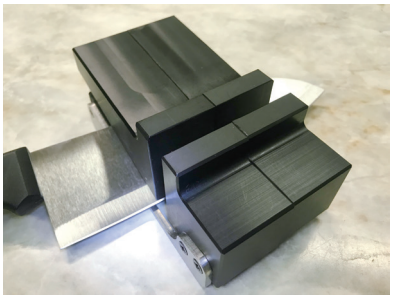

2-8-2図　【コンテストの流れ】

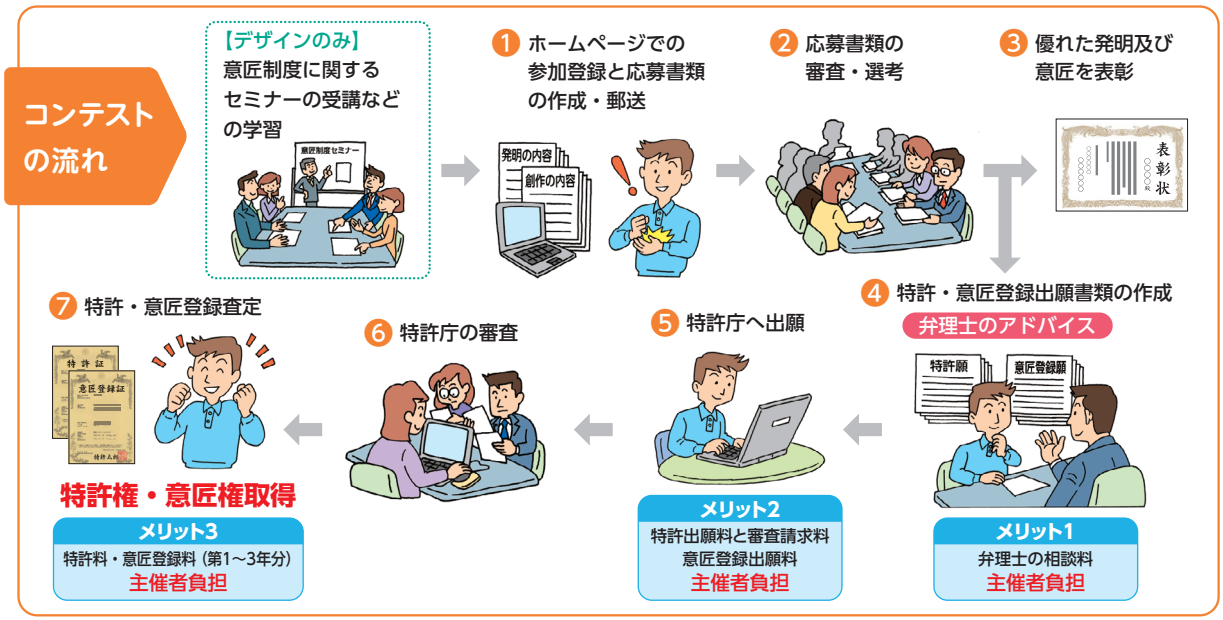

1 「ハトギプロジェクト」は、沼津工業高等専門学校の特別同好会である「知財のTKY（寺子屋）」の活動の一環として、学校内のメンバーにより組織されたチーム。

(2)知的財産専門人材の育成

①弁理士の育成

経済のグローバル化やAI・IoT等の技術の進展などにより、我が国産業の競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業やスタートアップ企業が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの国際特許出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。直近では、2014年に「弁理士の使命の明確化」や「発明等の保護に関する相談業務の明確化」等、2018年に「標準・データ関連業務の弁理士業務への追加」等の改正を行った。

さらに、2020年10月～2021年2月には、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会において、2014年及び2018年の改正弁理士法の施行状況を踏まえつつ、今後の弁理士制度の在り方について集中的かつ精力的な検討が行われた。その結果、中小企業や農林水産事業者をはじめ、これまで弁理士を活用する機会の少なかった事業者等による知的財産の適正な保護及び利用を促進するため、弁理士の能力強化、弁理士へのアクセス性向上、農林水産事業者に対する弁理士の認知度向上等を行うことが必要であるとの提言[1]がなされた。これを踏まえ、特許庁は、「農林水産知財業務の弁理士業務への追加」等の弁理士法改正[2]を行ったほか、日本弁理士会と中小企業及び農林水産分野の関係機関との連携を促進している。

これまでの制度見直しを経て、弁理士の人数は2020年末時点で11,609人にまで増加しており、過去弁理士が主たる事務所を置いていなかった地域においても、弁理士の人数は増加している。また、特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士の数も同様に増加傾向にあり、2020年末時点で3,434人である。

2-8-4図 【弁理士数の推移】

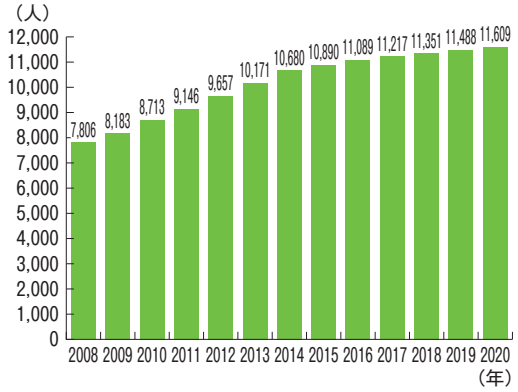

(備考) 2020年12月末における値に基づいている。
(資料) 統計・資料編 第6章3.(1)

②グローバル知財マネジメント人材の育成

海外展開を進めてきた中小企業にヒアリングを実施し、実際に起こった知財に関する事例をもとにケース教材化した「グローバル知財マネジメント人材育成教材」をINPITのHP[3]から提供するとともに、セミナーを実施している。グループでの研修に活用できるよう構成されており、非常にリアリティのある教材となっている。

1 弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」(令和3年2月)
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/2021houkokusho.html
2 詳細は第2部第9章2.(6)弁理士法改正参照
3 https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global_material.html

1 3

2-8-5図　【弁理士の都道府県分布】

事業所所在地	人数 1999年	人数 2020年	事業所所在地	人数 1999年	人数 2020年	事業所所在地	人数 1999年	人数 2020年
北海道	7	43	福井県	6	17	山口県	1	12
青森県	0	9	山梨県	2	22	徳島県	3	13
岩手県	2	5	長野県	13	58	香川県	4	14
宮城県	5	20	岐阜県	19	60	愛媛県	2	15
秋田県	3	8	静岡県	24	96	高知県	1	5
山形県	4	5	愛知県	161	589	福岡県	31	117
福島県	3	11	三重県	4	26	佐賀県	0	6
茨城県	17	131	滋賀県	8	85	長崎県	1	4
栃木県	5	42	京都府	45	263	熊本県	4	13
群馬県	9	27	大阪府	595	1,733	大分県	1	6
埼玉県	51	197	兵庫県	60	304	宮崎県	2	9
千葉県	84	224	奈良県	6	51	鹿児島県	2	9
東京都	2,814	6,275	和歌山県	2	15	沖縄県	2	8
神奈川県	231	808	鳥取県	2	4	国外	（統計なし）	102
新潟県	7	23	島根県	0	4			
富山県	5	20	岡山県	14	30			
石川県	4	18	広島県	12	53	計	4,278	11,609

（備考）主たる事務所の所在地の弁理士数をカウントしている。また、2020年12月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編　第6章3.（2）

2-8-6図　【特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士数の推移】

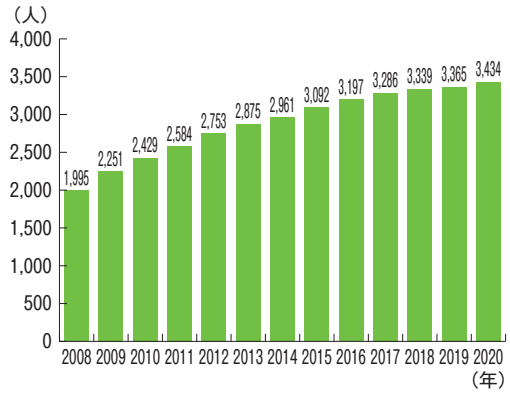

（備考）2020年12月末における値に基づいている。
（資料）日本弁理士会の報告を基に特許庁作成

③民間等の知的財産専門人材の育成

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-8-7図　【民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧】

主な対象者	研修名	研修概要	2020年度延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修［特許］	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	37名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修［意匠］	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	6名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	22名
中小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修［活用検討コース］	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	7名
中小・ベンチャー企業の知財担当者大学の研究者	知的財産活用研修［検索コース］	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	15名
政府関係機関等における研究機関等の職員	知的財産権研修［初級］	知的財産に関する業務経験が比較的浅い方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	87名

④情報通信技術を活用した学習機会の提供[1]

知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、イノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をより充実させることを目的に、既存のeラーニングをリニューアルし、「IP ePlat」として2020年4月1日にサービスを開始した。また、当該eラーニングにおいて2020年度知的財産権制度説明会（初心者向け及び実務者向け）のオンライン配信を行った。

IP ePlatトップページ

⑤調査業務実施者の育成

調査業務実施者を育成するための研修（法定研修）

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者（サーチャー）になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。

精度の高い先行技術文献調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、先行技術文献調査に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇2020年度実績

延べ受講者数：309名

2-8-8図 【調査業務実施者育成研修の概要】

1 https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/

⑥海外の知的財産人材育成機関等との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では協力覚書を締結し、連携・協力関係を構築している。これらの機関とは、知的財産人材育成に関する議論を行う定期会合の開催、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等、具体的な相互協力を進めている。

2020年度は、日中韓人材協力会合をINPIT主催によりオンライン形式で開催した。同会合では、各国における知財人材育成の最新の状況について有意義な意見交換がなされた。また、コロナ禍における研修やセミナーの開催形式の大きな変容が、三機関の今後の協力関係強化に大きな示唆を与えたとの認識を共有し、三機関が有する知財人材育成に関するリソースのオンラインでの相互活用を進めることに合意した。

なお、上記以外で開催を予定していた定期会合や知的財産人材育成研修の実施等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け2021年度に延期となった。

知財人材の流動化に関する調査研究について

特許庁は、知財人材による兼業・副業の実態の把握や兼業・副業の実施における課題・懸念、その促進のために求められる取組み等の検討のため、令和2年度産業財産権制度問題調査研究として「知財人材の流動化に関する調査研究」（以下、「本調査研究」という。）を実施した。ここでは、本調査研究における検討を基に、知財人材の兼業・副業に関する実態、兼業・副業におけるメリット（効果・期待）・デメリット（課題・懸念等）、知財人材の兼業・副業促進に求められる取組みに関するとりまとめ結果を紹介する。

●知財人材の兼業・副業に関する実態

本調査研究では、企業の知財部に所属する知財人材の兼業・副業の実態を把握すべく、当該知財人材に対してアンケート調査を実施した。当該アンケート調査において兼業・副業の経験と関心について質問したところ、調査時点で実際に兼業・副業を実施している（あるいは過去に実施していた）者の割合は3.2%とごく少数であった。他方で、兼業・副業に関心を抱いている者は49.3%であり、全体の約半数を占めることが分かった（図1）。

図1：知財人材の兼業・副業の経験と関心について（n＝1,143）

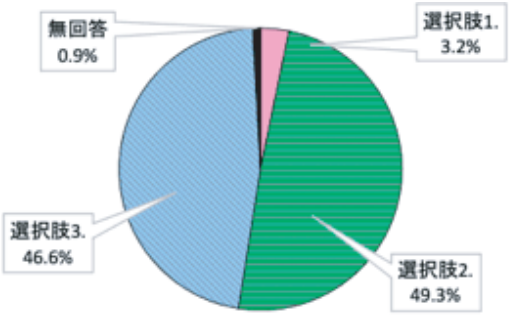

1. 実施している（あるいは過去に実施していた）	37
2. 関心はあるが実施していない	563
3. 関心はない	533
無回答	10

また、上記質問において兼業・副業に関心はあるが実施していないと回答した者に対して、兼業・副業を実施していない理由を調査したところ、「所属企業が認めていない」からと回答する者が最も多かった（図2）。したがって、知財人材による兼業・副業が促進されるためには、まず、知財人材の所属企業により兼業・副業が認められることが必要であることが明らかとなった。

加えて、当該アンケートに対する回答の中には、「所属企業が認めていない」、「社内規定・社内ガイドラインが整備されていない」といった企業側の取組みが必要なものや、「時間的余裕がない」といった本業がおろそかになることへの懸念がうかがえる回答のほか、「受け入れ先の企業の見つけ方が分からない」という、兼業・副業を実際に試みる中で生じる課題についても比較的多くの回答がなされた。知財人材と受入側組織とのマッチングに関しては、本調査研究におけるヒアリング調査においても、知財人材の受入側組織となり得るスタートアップは知財業務に関する理解が十分でない場合があること、自身が求める人材像の的確な要件化が十分でなく、マッチングサービス事業者による業務切り出し等の支援を要する場合があること等の指摘がなされた。

図2：知財人材が兼業・副業を実施していない理由について（複数回答可）（n＝563）

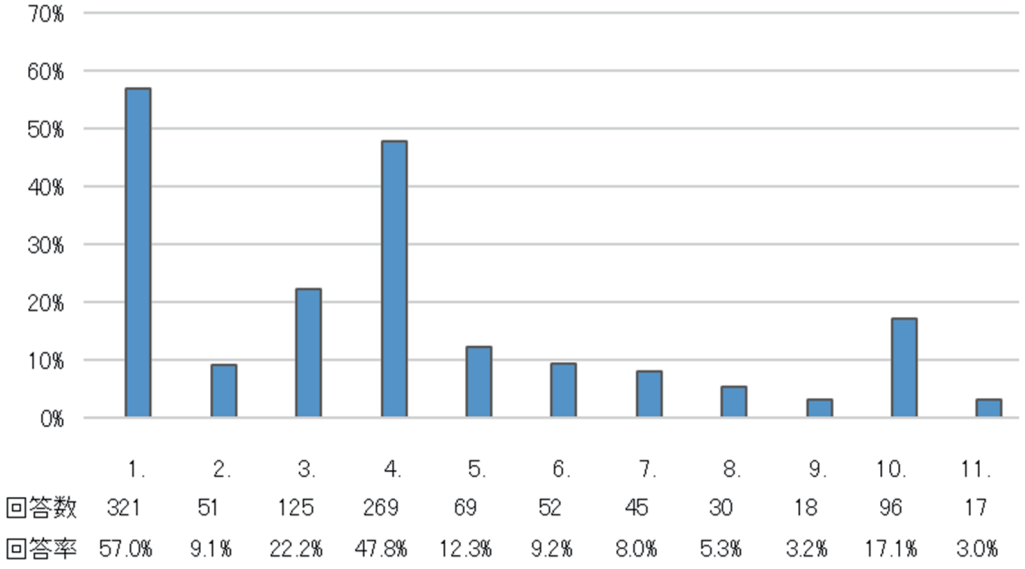

1.	所属企業が認めていない	321	
2.	所属企業の許可条件が厳しい	51	
3.	社内規定･社内ガイドラインが整備されていない	125	
4.	時間的余裕がない	269	
5.	能力に自信がない	69	
6.	タスク管理が困難である	52	
7.	人事評価の低下を懸念している	45	
8.	同僚等の業務の負荷が増える	30	
9.	情報管理に自信がない	18	
10.	受け入れ先の企業の見つけ方が分からない	96	
11.	その他	17	
	無回答	1	

●兼業・副業におけるメリット（効果・期待）・デメリット（課題・懸念等）

本調査研究におけるアンケート調査にて、企業の知財部に対して、知財人材による兼業・副業が与えると思われるメリット（効果・期待）を質問したところ、「自社では培えない知財活用能力の向上」を期待する企業が最も多かった（図3）。

図3：知財部へのメリット（効果・期待）についての質問票回答（複数回答可）（n＝330）

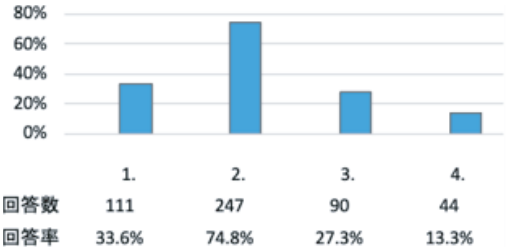

1.	知財部としての経営戦略のための知財分析能力の向上	111
2.	自社では培えない知財活用能力の向上	247
3.	知財部として新規事業創出やオープンイノベーション促進に貢献する能力の獲得	90
4.	その他	44
	無回答	18

他方、企業の知財部に対して、知財人材による兼業･副業が与えると思われるデメリット（課題･懸念等）を質問したところ、「情報漏えい」や「情報コンタミ」を懸念する企業が多くあることが分かった（図4）。これは、本調査研究の公開情報調査で把握された労働者一般の兼業・副業に対して企業が抱いている懸念（図5）とも共通するものであった。

図4：知財部における兼業・副業のデメリット（課題・懸念等）について（複数回答可）（n=330）

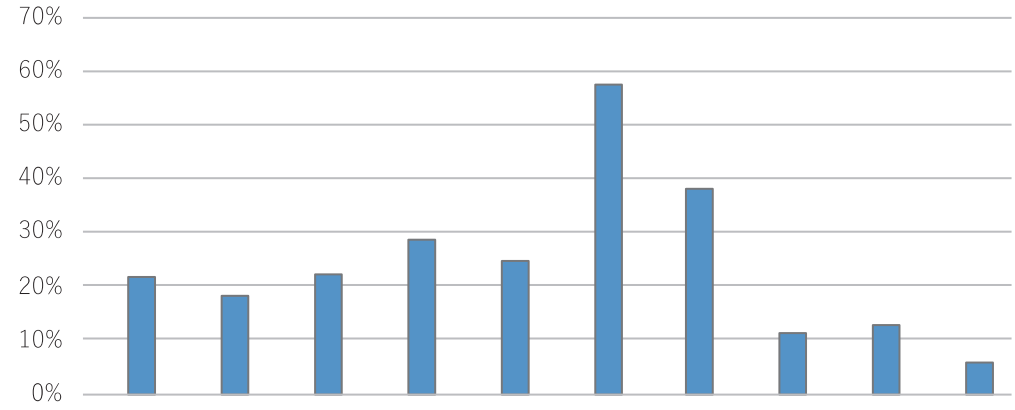

	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
回答数	71	60	73	95	81	189	125	37	42	19
回答率	21.5%	18.2%	22.1%	28.8%	24.5%	57.3%	37.9%	11.2%	12.7%	5.8%

1.	就業時間の把握・管理	71	
2.	健康管理	60	
3.	職務専念	73	
4.	人材流出	95	
5.	競業避止・利益相反	81	
6.	情報漏えい	189	
7.	情報コンタミ	125	
8.	人事評価の難しさ	37	
9.	兼業・副業していない社員との業務割振	42	
10.	その他	19	
	無回答	14	

図5：兼業・副業を禁止している理由（n=1,617）

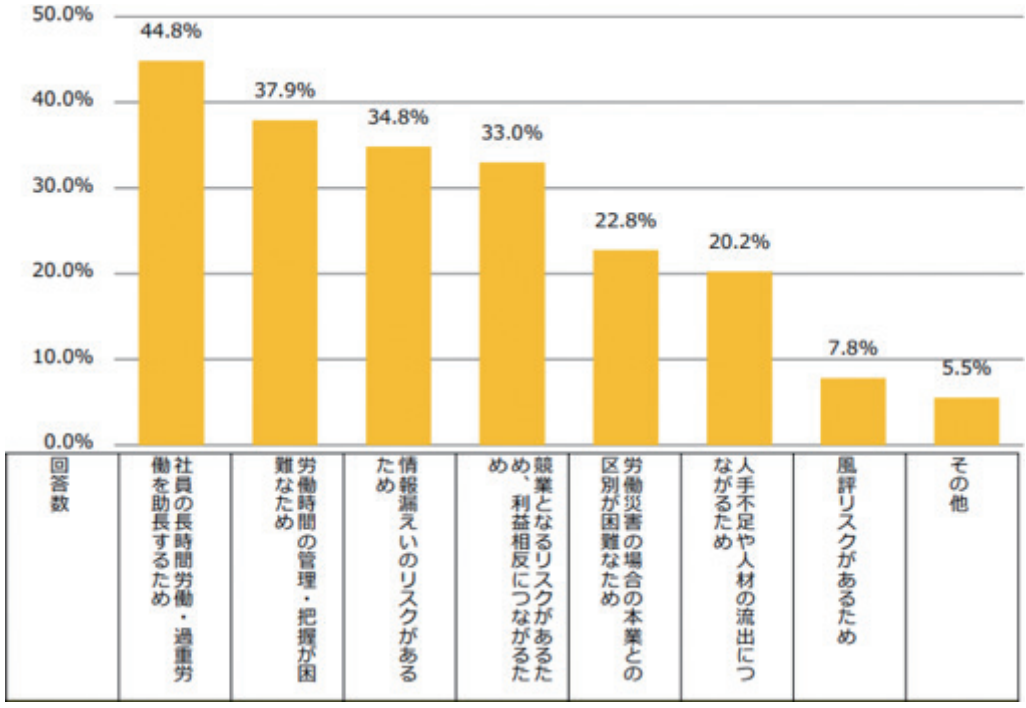

（出典：兼業・副業に対する企業の意識調査[1]（2018）（平成30年10月(株)リクルートキャリア））

1 https://www.recruit.co.jp/newsroom/recruitcareer/news/20181012_03.pdf

●知財人材の兼業・副業促進に求められる取組み

①知財人材の兼業・副業に関する「工夫・ヒント集」の作成

本調査研究におけるヒアリング調査等で、兼業・副業を解禁している企業や兼業・副業を実施している知財人材の多くは、多種多様な工夫により各者が抱える課題・懸念を低減・解消していることが分かった。そこで、本調査研究ではこれらの工夫を、「工夫・ヒント集」として本報告書の別紙としてとりまとめた（図6）。この「工夫・ヒント集」を、いまだ兼業・副業を認めていない企業が抱える課題・懸念の低減・解消の参考とし、これらの企業が兼業・副業の実施に向けた取組みを進めることが期待される。また、所属企業により兼業・副業が認められてはいるものの実践に踏み切れていない知財人材にとっても、「工夫・ヒント集」を通して、既に兼業・副業を実施している知財人材の経験を知ることにより、兼業・副業に対する課題や懸念を低減・解消する参考となり得ると考えられる。

図6：知財人材の兼業・副業に関する工夫・ヒント集（本調査報告書別紙）

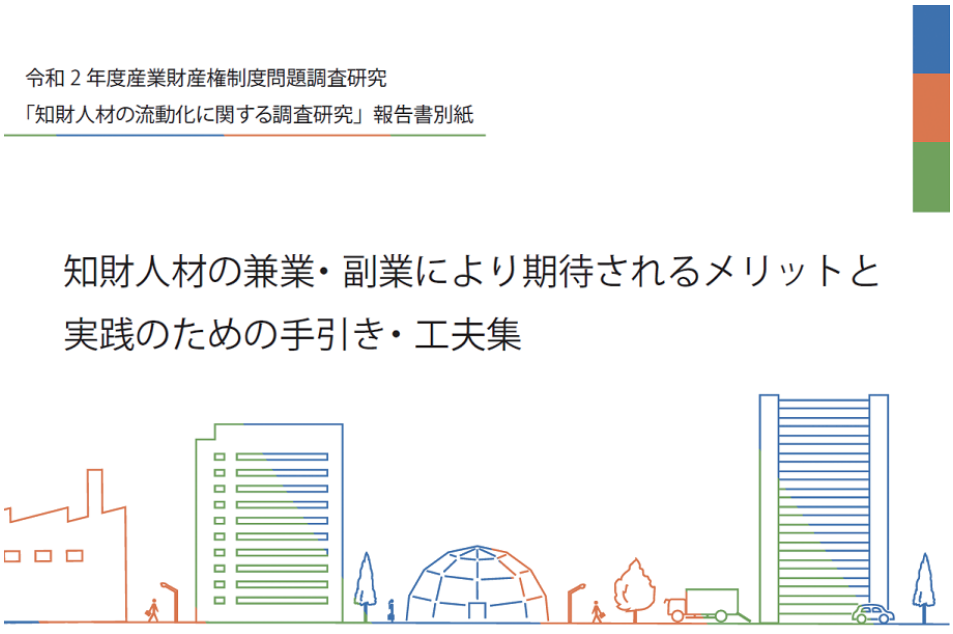

②知財人材・受入側双方における知財スキルの見える化

知財人材を受け入れるニーズを有する企業・組織が、自身にとって適切な知財人材を確保するためには、自身に必要な知財人材像を正確に把握した上で、自身の知財業務を担い得る者に対して情報発信をする必要がある。本調査研究における有識者委員会や、ヒアリング調査及びそれに関連する公開情報調査において、知財人材受入れのニーズを有している側が、一連の知財業務を正確に理解するとともに、自身のビジネス・活動において必要な知財機能を切り出し、そこから受け入れを希望する知財人材の要件を的確に設定することの必要性が指摘された。また、受入側のみならず、知財人材も、希望する受入先において想定される課題の検討や、自己の知財スキルを整理・見える化して、自身が受入先の期待に応え得ることを発信できるようにすることが、自身の兼業・副業を実現するために不可欠である。

一般に、知財スキルや知財に関する課題の整理・見える化の際の手助けや自らの「気づき」を生むきっかけとして、例えば、知財人材スキル標準[1]

1　https://www.jpo.go.jp/support/general/chizai_skill_ver_2_0.html

の参照、スタートアップ・大学等における知財人材活用事例[1]の分析、業務切り出し・課題設定のための各種コンサルティングや知財総合支援窓口[2]をはじめとする支援機関、知的資産経営の活用等が挙げられる。しかしながら、特にスタートアップにおいては、上記に挙げたような事情に加えて、ビジネス展開を図る業界・技術分野や、企業の成長ステージ等といった要素も加わることから、そうした観点も踏まえた上での必要な知財スキルセットの議論・検討も、知財人材とスタートアップとのベストマッチを創出していくための喫緊の課題である。

1 例えば、平成29年度　知的財産国際権利化戦略推進事業「一歩先行く国内外ベンチャー企業の知的財産戦略　事例集」特許庁https://www.jpo.go.jp/support/startup/document/index/h29_01_1.pdf、「知財戦略支援から見えたスタートアップがつまずく14の課題とその対応策」特許庁https://www.jpo.go.jp/support/startup/document/index/jireishu.pdf、「大学研究者のための特許活用事例集～研究のさらなる発展のために～」特許庁https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_06_jirei.pdf

2 https://chizai-portal.inpit.go.jp/

2. 知財功労賞表彰

経済産業省　特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治18年4月18日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し、その発展に寄与した企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

2021年度（令和3年度）は、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じた上で、4月16日（金）に知財功労賞表彰式を開催した。

経済産業大臣表彰受賞者

特許庁長官表彰受賞者

（1）知的財産権制度関係功労者表彰

①経済産業大臣表彰（五十音順　敬称略）

末吉（すえよし）　亙（わたる）（東京都）

［KTS法律事務所　パートナー弁護士］

■国内外の企業法務、知的財産及び訴訟に精通する弁護士として永年業務に精励するとともに、知的財産戦略本部専門調査会や産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会委員として審議に参画。society5.0の促進を目的とした情報の利活用を図るための法や契約関係の整備の重要性を主張するなど不正競争防止法の改正に尽力。

■弁護士知財ネットの立ち上げに尽力し、設立以降は役員として長年にわたり中心的な役割を担い、現在は理事長として、知的財産関連業務における地域密着型の司法サービスの充実と農林水産の知的財産分野に関する継続的な情報発信に尽力。また、国際知財司法シンポジウムを特許庁、最高裁判所などと共催し、欧米やアジア諸国との知的財産制度や知財紛争処理に関する最新の動向を共有する機会を提供し、専門人材の育成や全国各地のネットワーク体制の基盤確立に貢献。

■東京大学法科大学院などで法律家を目指す学生に対し知的財産法に関する講義や、弁理士に対し特定侵害訴訟に関する訴訟代理人に必要な知識や実務能力に関する講義を行い人材育成に貢献するとともに、知的財産事件の判例解説や法解釈に関する論文など多くの著書を発表し知的財産制度の普及啓発に寄与。

杉村（すぎむら）　純子（じゅんこ）（東京都）

［プロメテ国際特許事務所　代表弁理士］

■日本ライセンス協会会長を務められ、各国で開催されたLES世界大会に日本代表として多年にわたり参加。特に令和元年にLES世界大会の日本招致を勝ち取り横浜で開催し、実行委員長と

して全体を企画・統括し成功を収めた。また、初めてのアジアパシフィックカンファレンスを大会実行委員長として東京で開催し、その後の仕組みを構築するなど知的財産の適時適切な情報流通と発信に尽力し、我が国の知的財産権に関するプレゼンス向上と国際調和の発展に貢献。

■産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会委員や不正競争防止小委員会委員として、第四次産業革命時代における知的財産制度の見直しや法改正に向けた審議に参画したほか、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験委員として弁理士試験の公正かつ円滑な運営に尽力。さらに知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会や知財紛争処理タスクフォースなどの構成員を歴任し、知的財産権制度の改善発達に寄与。

■多年にわたり大学、商工会議所などで知的財産に関する講演や講義を行い、知的財産権の活用の重要性や制度の普及啓発に尽力。また、特許庁の人材育成事業に携わり、代理人視点で講義を行うなど途上国知的財産関係者の実務能力向上と知的財産人材の育成に寄与。

長岡（ながおか）　貞男（さだお）（東京都）

[学校法人東京経済大学　経済学部　教授]

■多年にわたり知的財産戦略本部の専門調査会委員や産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会委員、特許戦略計画関連問題WG座長などを歴任し、最適な審査に向けた特許制度のあり方や制度の適正化に向けた見直しなどの審議に参画し、知的財産制度の改善に貢献。また長年、特許庁が行う調査研究事業の委員会委員長を務め、知的財産制度の経済的役割についてのデータの構築と分析及び情報発信に寄与。

■各国知財庁とOECDが共催する知的財産統計会合やタスクフォース会合などの国際会合に多年にわたり参加し、知的財産と経済・統計に関する議論に貢献。特にWIPOが主催するチーフエコノミスト会合がアジアで初めて東京で開催された際、企画から携わり、会合では座長として情報発信や意見交換に尽力。また、欧州特許庁の経済科学助言委員会委員やWIPO事務局長へのアドバイザーパネルのメンバーも務め、国際的な知的財産制度のあり方についての提言を行うなど知的財産制度の改善のための国際協力にも貢献。

■大学教授としてイノベーションを促進させるための知的財産権制度や政策のあり方について経済学的な観点で研究し、若手研究人材も育成。知的財産研究所での知的財産制度に関する調査研究、論文発表、講演等を通じ知的財産制度の普及、啓発に貢献。

三尾（みお）　美枝子（みえこ）（東京都）

[国立大学法人　東京大学　産学協創推進本部知的財産契約・管理部長]

■多年にわたり知的財産戦略本部の有識者本部員や専門調査会委員として、コンテンツを含む知的財産権に関し、重点的に対応すべき分野を選定するなど我が国の知的財産推進計画の策定に関与し知的財産制度の改善と発展に貢献。また、日本弁護士連合会司法改革調査室における知的財産担当として、関係者間の意見の調整を図り政策提言に尽力するなど知的財産関連の新制度構築の実現に寄与。

■工業所有権審議会弁理士審査分科会の委員を務め、弁理士の懲戒事案の審議や弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の問題作成などに尽力。日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務能力担保研修において教科書の作成や講師を担当するなど弁理士の養成に貢献。また、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの設立に関与し、現在は専務理事として研修会などを開催し知的財産専門弁護士を育成するとともに法科大学院や中小企業の知的財産担当者向けに知的財産権法に関する講義を行うなど知財人材の育成に貢献。

■日本知財学会における大学発イノベーション分科会の担当理事として、大学における知的財産の状況や課題を共有し意見交換の場を提供するなど産学連携の推進と大学発イノベーションの促進に貢献。

②特許庁長官表彰（五十音順　敬称略）

上野（うえの）　剛史（たけし）（神奈川県）

［日本アイ・ビー・エム株式会社
理事・知的財産部長］

■日本知的財産協会理事長として、我が国や欧米、アジアの政府機関及び関係諸団体との意見交換や知的財産権に関する法改正などへの意見発信、制度調和に向けた国際活動を通じて、知的財産制度の運用の調和に貢献。特にWI POプロジェクトでは、環境技術移転のメカニズムを提案。WIPOと共同研究を行い、WIPO GREEN公式発足後はパートナーとして日本企業が世界で環境技術を活用する仕組みの構築を支援するとともに普及に尽力。

■特許庁の調査研究や英語知財研修プログラム推進事業に委員として参画し、産業界や企業の立場から意見を発信するなど知的財産制度の改善と発展に貢献。また、大学や日本知的財産協会において、AIやデータに関わる先端技術を題材として企業実務者の立場から知的財産戦略などの講義を担当し、知的財産に関する人材の育成に尽力。

岡部（おかべ）　譲（ゆずる）（東京都）

［岡部国際特許事務所　所長　弁理士］

■日本国際知的財産保護協会副会長や国際弁理士連盟日本支部会長など知的財産関係団体の役職を歴任。特に、多年にわたり国際知的財産保護協会の国際総会に参加し、制度調和に関する統一的な見解に我が国の意見の反映を強く働きかけるとともに、国際本部委員会委員を長年務め、WIPOで開催された国際会議では、我が国における依頼人と代理人間秘匿特権に関する第一人者として国際本部代表として登壇するなど我が国の意見を積極的に海外に発信し知的財産分野における国際調和に貢献。

■知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の知財紛争処理システム検討委員会委員として、知財紛争処理システムの機能強化に向けた議論へ参画。また、東京高等裁判所知的財産部に弁理士出身の初めての調査官として任官するなど知的財産訴訟制度の発展に寄与。

廣澤（ひろさわ）　勲（いさお）（富山県）

［広沢国際特許事務所　代表弁理士］

■富山県の弁理士として、20年以上の長きにわたり知的財産権に関する相談員を務め、県内の個人、中小企業の相談に尽力。また、同県発明協会の理事を長きにわたり務め「富山県発明とくふう展」の開催に貢献するなど同県の知的財産権制度の普及・啓発と青少年の創造性開発育成に寄与。

■日本弁理士会北陸支部支部長として「支部設立10周年記念事業」を企画運営し主催するなど北陸地域における知的財産に関する啓発活動に貢献。特に同地域の知財キャラバン事業を主導し、キャラバン長として県庁や商工会議所、知財総合支援窓口へ事業内容の説明と協力依頼に尽力するとともにキャラバン隊員である弁理士を育成した。翌年もキャラバン長を務め自ら同地域の中小企業を訪問し、知的財産戦略を提案するなど知的財産権の活用と地域の産業振興に尽力。

(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

①経済産業大臣表彰

知財活用企業（特許）　旭化成株式会社（東京都）

●企業概要

旭化成株式会社は、マテリアル（化学、繊維、エレクトロニクス）、住宅（住宅、建材）、ヘルスケア（医薬、医療、救命救急医療）等の製品開発、生産、販売、サービスに関する事業活動を展開している。

受賞のポイント

■高度化する事業を持続的に支援する知財専門家集団として、事業の利益を守り、事業の価値の最大化を実現する、という恒久的な知財ミッション（Sustainable IP Goals）を掲げ、徹底して事業貢献を意識した知財活動を実施。各事業領域での事業戦略を踏まえた知財強化活動が全領域で実施されており、事業戦略を支える知財活用シナリオを意識した知財網の構築を推進している。

■中期経営計画に掲げるデジタルトランスフォーメーション（DX）による事業高度化に知財面から貢献するため、事業環境の分析や事業戦略の策定にあたっては知財情報等を活用したIPランドスケープ活動を全社的に推進。またDXによる事業構造の転換に備え、知財部内に専門のIPDXチームを組織し、先行技術調査ガイドラインや発明創出ガイドラインを作成し、全社支援を行っている。

■研究者に対する知財マインド向上を目的とした教育カリキュラムが徹底されており、現名誉フェローの吉野彰氏をはじめとし、代々の研究者に高い知財マインドが継承されている。同時に、知財調査に対する意識の高さ、重要出願に関する国内外の高い査定率、係争に関する高い勝率が強みである。

企業担当者による知財活動の紹介

当社では、徹底した事業貢献を意識した知財活動を実施しています。2008年度から樹脂領域でスタートしたテーマ別の知財強化活動が、現在では全ての領域で実施されており、自社技術を守るだけでなく、市場を意識した事業戦略を支える知財網の構築を推進しています。これら知財網については、専門家集団である知的財産部が研究者と協力し、確実に権利化を行い、事業貢献のための積極的活用を意識した活動を行っています。経営層と知的財産部の連携は密であり、都度様々な場面で知財イシューの議論が双方向でなされています。年度末には各事業領域の経営層への報告、議論がなされ、次年度に繋げており、確実なPDCAが実行されています。

直近では、当社中期経営計画に掲げるデジタルトランスフォーメーション（DX）による事業高度化に知財面から貢献するため、経営戦略、事業戦略の策定に資するIPランドスケープ（IPL）活動を全社的に推進しています。IPLに関しては、保有する高い解析能力を生かし、全社事業の強化、新事業の創出に貢献しています。さらに来るべきサステナビリティ時代に向けて求められている新たなビジネスチャンスへの貢献も期待されています。

リチウムイオン電池用セパレータ「ハイポア」

戸建住宅「ヘーベルハウス」

骨粗しょう治療剤「テリボン」

知財活用企業（特許）　帝人株式会社（東京都）

●企業概要

帝人株式会社は、「未来の社会を支える会社になる」ことを長期ビジョンとして、マテリアル事業（アラミド繊維、炭素繊維、複合成形材料、樹脂）、ヘルスケア事業（医薬品、在宅医療）、繊維・製品事業、IT事業を展開している。

受賞のポイント

■「環境価値」、「安心・安全・防災」、「少子高齢化・健康志向」の3つのソリューション提供領域を中心に、“Strategic Focus”（将来の収益源）と“Profitable Growth”（利益ある成長）の両輪を意識した経営をしている。知財部門は、この両輪を支えるべく、①事業と重点テーマを決めて知財戦略を強化、②グローバル知財リスクマネジメントの整備、③ポートフォリオ変革に適した体制整備と人財育成を中期目標として推進している。

■知財部門はIPランドスケープの分析手法を利用して、顧客ニーズの発掘、新領域での新規テーマ、アライアンス候補探索等の事業支援をしている。また、オープンイノベーションを積極的に行っており、必要な技術を評価、獲得、権利化することで事業拡大に貢献している。

■世界的に治療薬の種類が少なかった高尿酸血症・痛風治療の領域において、新薬「フェブキソスタット」の発明に成功した。一方、世界で初めて製造タクトタイムを約1分に短縮し、量産対応を可能にした革新的な熱可塑性炭素繊維複合材料「セリーボ」が米国ピックアップトラックに採用された。いずれもグローバルに知財権を取得、活用している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、世の中に新たな価値を創造する「未来を支える会社」として社会から求められ続けるために日々努力と挑戦を続けています。これを実現するため、次の知財活動を実施しています。

知財戦略の強化については、期初に各事業CTOと協議して重点テーマを選定し、知財目標や年間活動計画などを含む知財活動推進テーマシートを策定し、それを基にPDCAを回すことよって知財活動を強化しています。

知財リスクマネジメントにおいては、属人的な判断を避けるための知財リスクマネジメント会議でのリスク判断の実施や、また、営業秘密についてはハンドブックを制定し、管理方法を明確化するとともにグローバルへの展開を図っているところです。

IPランドスケープでは、専門チームを設け人財育成を図りつつ、ITツールを活用して、事業と協業しながら新規テーマの創出やアライアンス候補の提案、経営層に対しては当社知財状況を見える化することなどに活用しています。

「セリーボ」や「フェブキソスタット」などの新規商品開発においては、コア技術を中心に知的財産権を戦略的に確保し、グローバルに強固な知財ポートフォリオを構築しています。

医薬品

在宅酸素療法医療機器

セリーボが採用されているゼネラルモータズのピックアップトラック（荷台部分）

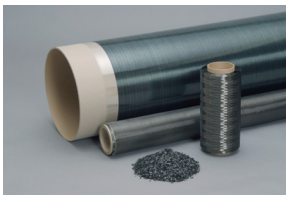

炭素繊維

知財活用企業（特許）　株式会社悠心（新潟県）

●企業概要

株式会社悠心は、高機能液体容器「PID」、固形物を含む液体用充填包装機「Universal TypeⅢ」、粉砕含浸用包装フィルム「ERフィルム」、ヒートシール部画像検査装置「FSS」の開発および製造販売関する事業活動を展開している。

受賞のポイント

■当社のビジネスの特徴は、基礎研究の結果を商品開発に直接活かし、独創的な商品を上市していることであり、社長自身が発明者となり知的財産権の取得・活用の推進を実施し、研究開発部門の責任者を含め社長直轄の組織として効率よく、スピード感のある開発を行っている。また、積極的に研究開発投資を行い、知的財産権を重要な経営財産と位置づけている。

■PIDは、開封後も容器の機能で鮮度を保つ世界初の液体容器であり、醤油メーカーのヤマサ醤油の「鮮度の一滴」に採用されている。現在は、流動固形物と小袋レトルト充填包装に特化したビジネスモデルを開発し、知財を活用した独創的なビジネスを展開し、食品包装の革新を目指している。

■充填包装機（ハード）の設計及び最終組立と充填包装資材となる粉砕含浸用ERフィルム（ソフト）の設計と開発を社内で行い、ノウハウを保護するとともに特許を取得することによりハード・ソフトをノウハウ・特許で保護し競争力を維持している。また、当社が開発した飲料用新型液体容器（CTカートン）は、プラスチック使用量を同容量のペットボトルの約1/3に減量化しており、環境に配慮した容器として事業を推進している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、食品を主体とした液体充填の分野において、基礎研究の積み重ねによる技術開発を主体に独創的な研究開発で世の中の人に喜ばれる商品を送り出すことを理念として活動しております。

液体充填技術の研究によって、充填機械のメカニカルな技術と液体を包装するプラスチックフィルムの包装技術を融合させ、世界では例のない唯一無二の固形物を含んだ流動性固形物の液体充填技術“粉砕含浸®”を確立することができました。

液体充填における技術革新は、充填機械とプラスチックフィルムの異なる技術が互いを補完することで充填技術が確立されてきました。その各々の技術を基にした特許出願と蓄積されたノウハウが、弊社の磨いてきた充填技術“粉砕含浸®”に結実いたしました。

従来は、枚葉の袋に定量を充填し注入口をシールしていた充填方法が、流動固形物の液中充填により食品に空気を混入させず通常の倍の生産性を実現することも可能となり、今後の固形物を含んだ液体ソースやレトルト食品の商品開発、生産効率の向上、流通改革を実現する起爆剤となるべく一層の技術開発を進める所存です。

高性能充填包装機
「Universal TypeⅢ ver.2」

従来の充填包装機の
シール状態

TypeⅢによる粉砕含侵®シールの状態
革新的な粉砕含浸®法による
流動固形物を含んだ液中連続充填包装

知財活用企業（商標）　YKK株式会社（東京都）

●企業概要

YKKグループは、ファスニング事業・AP事業を中核に、世界70以上の国／地域で事業を展開している。

受賞のポイント

■商標活動をYKK精神「善の巡環」（他人の利益を図らずして自らの繁栄はない）の実践と位置づけ、顧客・消費者に安心してYKK商品を使用頂くために、商標権の品質保証機能の最大化を目指している。そのための施策例として、「YKK」商標（26類：ファスナー等）を世界177ヶ国・地域で登録している他、模倣品対策や後願類似商標の排除等をグローバルベースで積極的に推進している。

■クロスボーダーの模倣品対策を推進すると共に、偽YKKファスナーから真正品への置き換えによる売上高を、模倣対策の効果として可視化している。また、中国における模倣品（偽YKKファスナー）業者への行政摘発を、1993年から継続的に行っており、これまで、累計約700件の取り締まりを実施している。

■B.P.P（Brand Protection Partnership）と称する、模倣対策の意見交換会を主催して、顧客、異業種企業、行政機関を含む官民連携体制での模倣対策活動を推進し、参加団体の偽物対策強化へ貢献している。また、顧客（衣類、靴メーカー等）と協働し、偽YKKファスナーが使用された顧客商品の偽物の排除も積極的に推進している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、ファスナーを主力商品とする部品メーカーであり、世界中のアパレル関連企業をはじめ、多種多様なお客様に商品をお届けしています。知財部門では、お客様や消費者の皆様の利益を最大目的として、商標出願、模倣品対策、B.P.P.等の商標活動を積極的に推進すると同時に、特許面においても、YKK精神「善の巡環」を基本に、YKKグループ中期経営ビジョン「技術に裏付けられた価値創造」の体現を目指して活動しています。取組みの一例として、各開発現場に知財メンバーを常駐させ、侵害調査、発明相談等の一般的なサービス提供に加え、自社・他社特許公報を技術者と一緒に分析し、その結果が、お客様に一層喜んで頂ける商品の創出や、その前提としての自社開発力の底上げに活かされるような仕組み作りを模索しています。また、特許侵害者に対しても、商標同様に断固とした措置を講じており、自社商品の販売支援はもとより、侵害者が独自開発を志向するよう促し、その結果、市場におけるお客様の商品選択肢が広がれば良いと考えております。知財部門にとっての直接のサービス提供相手は社内関係者ですが、その先には会社としてのお客様の存在があることを忘れず、これからも、より良い知財活動を追求して参ります。

YKK®

日本商標登録第4047288号

金属ファスナー

「第35回B.P.P.ワークショップ」（2019年11月「YKK60ビル」開催時の様子）

知財活用企業（知財活用ベンチャー） WHILL株式会社（東京都）

●企業概要

WHILL株式会社は、自動車でもバイクでも、自転車でもない新しい移動手段として電動車椅子の概念を超えるパーソナルモビリティ製品として“WHILL（ウィル）”を開発・販売するとともに製品を使用した移動サービス（MaaS）の提供を展開している。

受賞のポイント

■製品の特徴である小回り及び段差がある状況での走行が可能なオムニホイールの開発について、コスト、耐久性、振動・異音といった課題に対し、特許で保護するとともにノウハウとしても管理し、模倣品対策を遂行している。また、模倣対策として、各国の意匠制度を踏まえて効果的な対策を考察し、2019年下期よりバリエーションを増やした意匠登録出願を行い、実効性ある模倣対策を実行する手段を整備している。

■2020年6月に羽田空港において、世界初で当社の自動運転パーソナルモビリティが導入されており、世界各国の空港での導入についても検討が進展中である。新規ビジネスを保護する特許権の取得により、安定的なサービス提供が可能となり、投資家等に魅力的な事業を行うスタートアップ企業であることを訴求する効果としても知財を利用している。

■国内弁理士事務所との継続した取組みに加え、欧米中のグローバル弁護士ネットワークを構築し、外部リソースを積極的に活用した管理運用を実施している。また、中国知財強化を図るべく、中国弁理士・弁護士と緊密に連携して特許・意匠等出願、審判請求対応、模倣品仕出し国における根絶的な解決に取り組んでいる。

最新モデル
「WHILL Model C2」

羽田空港で、世界初となる、
空港での自動運転パーソナル
モビリティの実用化

企業担当者による知財活動の紹介

当社ミッション「すべての人の移動を楽しくスマートにする」を実現するため、近距離移動のプラットフォームづくりの中で創り出された、ユニークなオムニホイールや乗る人の前進する意志を表現したデザインを備えたパーソナルモビリティ製品と自動運転モビリティサービス（MaaS）を、お客様に安定的に提供するとき知財の活用は欠かせません。

技術を特許やノウハウ管理で、デザインは意匠権で各々保護しますが、最初の製品発表時よりRed Dot Design AwardやCESなど各種表彰受賞の効果もあって、当社製品は世界各国で人気が高まり、同時にデザインの一部を巧妙に変更した中国産模倣品が日米欧中等で出回っています。当社は、グローバル弁護士ネットワークを構築し、意匠権侵害勝訴判決を含め各国で模倣品排除活動を行っており、販売店等からも市場秩序とブランドの維持の点から評価を得ていますが、巧妙な模倣品の対策として、各国制度に応じた出願を行い意匠権の強化を図っています。新しいサービス形態である注力事業のMaaS関連においても、事業の安定的実施のため同様に特許等強化を図ります。

引き続き開発、デザイン・ブランディング等各部門と事業と製品の企画段階から緊密に連携して求められるニーズを傾聴し、かつ知財制度の動きに応じ新制度の活用を企画し、事業の発展に役立つ知財活動を行ってまいります。それが、お客様の「目的地までのラストワンマイル」づくりにつながるからです。

知財活用企業（オープンイノベーション推進企業）　西日本旅客鉄道株式会社（大阪府）

●企業概要

西日本旅客鉄道株式会社は、少子高齢化や災害の激甚化など、変化の激しい不確実な未来においても安全で、魅力的で、持続可能な交通サービスを提供していくために、実現手段のひとつとしてオープンイノベーションを積極的に導入し、事業活動を展開している。

受賞のポイント

■目指すありたい姿として「JR西日本技術ビジョン」を掲げ、オープンイノベーションの方針を明確に宣言し取組みを推進している。組織として2018年にオープンイノベーション室を設置し、2020年に鉄道本部内にイノベーション本部を発足させ、体制を強化し、イノベーション創出を推進している。

■中小・ベンチャー企業との協業では、意思決定プロセスの違いなど多くの見えないギャップがあり、当初は多くの困難を経験した。この教訓から、企画段階で協業のゴールイメージの共有を図る仕組みを導入したことにより、オープンイノベーションが加速的に進展している。世界初のフルスクリーンホームドア（ナブテスコ）や車椅子段差解消機構（小松製作所）など、協業先と共にイノベーションを育成・創出し、双方の企業価値の向上に繋げている。

■「守り」として鉄道の安全・安定な持続的運営に貢献する技術（ホームドア等）を、「攻め」として収益可能性が上がる技術（保守時期を見極める技術、自動運転等）を、意図して戦略的に知財を取得している。またグループ会社におけるCVC活動等との連携を図ることにより、知財の活用及び活用支援の組織体制を充実させている。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、概ね20年後のありたい姿の実現を技術面から模索する「技術ビジョン」を策定し、その具現化に向けてオープンイノベーションを積極的に推進して参りました。中小企業やスタートアップ企業との協業では、相互の認識の違いや、意思決定プロセスの違いなど多くのギャップがあり、当初はなかなか価値の創出に至りませんでした。独自のフレームワーク「イノベーションチャレンジシート」を導入し企画段階からゴールイメージを共有するなど、試行錯誤を重ねた結果、オープンイノベーション活動が加速してきました。2023年春に開業を予定している「うめきた（大阪）地下駅」では、技術ビジョンのショーケースとして、多くのお客様にこれらの取り組みの成果を実感していただきたいと考えております。

これからは、ISO56002などを参考に自社のイノベーション創出のマネジメントシステムの進化を図り、さらなる価値創出につなげて参ります。また、「攻め」と「守り」を柱とする知財戦略を基に、当社保有知財の自社内での活用のみならず、他の鉄道事業者や産業界全体への展開を図り、ひいては社会課題の解決にも貢献していきたいと考えております。

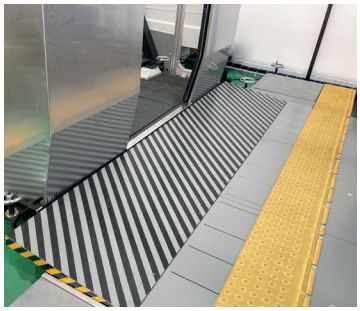

車椅子段差解消機構

世界初方式フルスクリーンホームドア

知財活用企業（デザイン経営企業）　株式会社ジャクエツ（福井県）

●企業概要

株式会社ジャクエツは、教育学的な理念やビジョンに基づいたものづくりのプロセスに加えて、子どもの身体・環境に関する様々なデータを採集・分析・検証し、その結果に基づいた幼稚園、保育園、こども園などの幼児施設向けの園舎設計・施工、遊具、教材、園児服などの製造・販売を展開している。

受賞のポイント

■「未来は、あそびの中に。」というスローガンを掲げ、子どもの未来のためにより良いあそびの環境づくりを目指して積極的に外部デザイナーとコラボレーションしており、プロダクトデザインという個別施策だけにとどまらず、経営戦略としてデザインを活用している。また、遊具などのデザインを通して、子どもたちが遊びの中で感性を育み、これまで以上に想像力を発揮することを意図して事業を推進している。

■製品開発においては、外部デザイナーの新たな視点と、社内デザイナーの安全性や遊びに対する知見を融合し、製品・サービスを企画。社内デザイナーは、リサーチから、企画、開発、販売促進と各工程に関わり、一貫したデザイン活動をおこなう体制を構築している。

■社内の知的財産を一元的に管理し、加えて創造した新たな価値を、特許・意匠・商標として保護・活用することで、ブランド力の向上や、ちいさな子どもが利用する製品の安全性の担保に繋げている。また、模倣品を効果的に抑止するため、特徴的なデザインを部分意匠として出願するなど、知的財産権を戦略的に取得している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社では子どものための技術開発とデザインに力を入れています。

「クライミングウォールガンバ」の設計は、小さな子が安全にクライミングで遊べるようにするにはどうするかという挑戦でした。まだ十分にバランスを取れない低年齢児が遊べるように設計したステップと、成長に合わせてより長く遊べるようにコースの組み替えを容易にしながら、なおかつ安全性も高まるホールド固定機構で2つの特許を取得しました。ホールドは八角形の金物をインサートすることで、表側からボルト一本で容易に取り替えや取り付け角度の変更ができ、使用中の不意の回転も防ぎます。特許技術以外にも子どもの手のサイズに合わせた特別なホールドを開発するなど、常に子どもの視点で、実際に検証を繰り返しながら製品設計に取り組みました。

乳児用便器「プティ トワレ」は外部デザイナーと協業して、便秘がちな現代の子どもの健康面、衛生面、意匠面を同時に解決するカタチをデザインし意匠登録しました。現代の子どもを取り巻く問題に対して、様々な知見をデザインのアプローチで統合し、機能的でありながら、眺めても使っても心地よい形が実現できました。

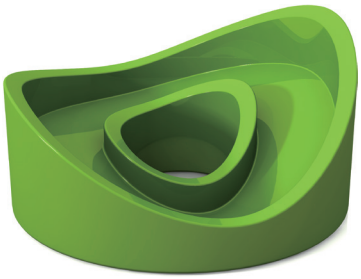

リング状につながる坂道が特徴の
低年齢児向けFRP製遊具「BANRI」

機能的で心地よく使える
乳幼児用トイレ「プティ トワレ」

2つの特許を取得した
「CLIMBING WALL GAMBA」

②特許庁長官表彰

知財活用企業（特許）　株式会社尾鍋組（三重県）

●企業概要

株式会社尾鍋組は、三重大学との共同研究の成果である、砕石だけを用いる施工地盤改良技術（エコジオ工法）を開発し、各地域の施工代理店へフランチャイズ方式で取得した特許の使用を許諾する方法で事業を展開している企業である。

受賞のポイント

■特許の取得・管理については、三重大学や三重ティーエルオーと連携しており、更に、より広く強い特許を出願するために知財総合支援窓口や、弁理士事務所とも連携し特許戦略を策定している。また、施工管理装置・ソフト（特許取得済）を活用し、地盤改良工事の施工記録を暗号化し管理する仕組みを構築することにより、全国の施工代理店による安定した品質の地盤改良工事の提供を実現している。

■当社の主な収益は、加盟金（特許技術の権利使用対価）及び「施工アカウント（ロイヤリィー）」（施工量に応じて施工代理店からの「特許技術の使用料」）であり、特許技術を活用したエコジオ工法は、（財）日本建築総合試験所から建築技術性能証明を取得。その結果、住宅市場での優位性の確保と実用化の促進を実現しており、国土交通省が運用する新技術登録システムNETISへも登録済みのため、公共工事でも活用可能となっている。

■エコジオ工法の普及を通し、地球環境負荷の低減に貢献しており、さらに、安定した高品質の業務提供を目指すため、施工代理店、三重大学と連携してエコジオ工法協会を設立している。施工代理店は現時点で47社（54箇所）であり、施工件数は2万件を超えている。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、社員数14名の地方の建設会社です。

この度、表彰いただいた地盤改良技術エコジオ工法の技術開発を始めたのは土木事業だけを行っていた2007年です。

これまで土木工事の施工を行ってきた弊社にとって、新しい技術を開発するのは困難の連続でした。技術開発は三重大学との共同研究として行いましたが、知的財産の取得、管理については三重大学や三重ティーエルオー更に、国や三重県が実施している知財支援を活用することにより、事業戦略に有効活用できる特許を取得することができました。

全く新しい地盤改良技術であるエコジオ工法が、市場でその優位性を確保するためには継続的な技術の改善が必要です。現在社内では、定期的な技術開発会議により改善箇所を明確にするとともに、それを解決する手段について知的財産の価値を協議して特許取得の方針決定を行っています。

今後も、エコジオ工法協会の会員である施工代理店の皆様へ、市場で常に優位性のある技術が提供できるよう戦略的な知財活動を継続して行きたいと考えております。今後も一層『技術』『商品』を保護・活用していくために、各方面の方々からのご指導も仰ぎながら、知的財産権を重視した事業活動を推進していきます。

エコジオ工法

エコジオ施工機

知財活用企業（特許）　株式会社島津製作所（京都府）

●企業概要

株式会社島津製作所は、分析機器、計測機器、医用機器、産業機器、航空・海洋・磁気計測機器等の「人の健康」「安心・安全な社会」「産業の発展」の事業領域で、世界中のパートナーとともに革新的な製品・サービスを創出。より豊かな社会の構築に貢献している。

受賞のポイント

■研究開発テーマを全体俯瞰し、事業部と協働してテーマごとに発明届出目標を設定し発明創出活動を展開しており、開発テーマと創出知財の紐づけて管理し、開発成果に対し漏れなく知財化している。特に、重要開発テーマは、開発計画初期段階で、競合との関係で強み弱みを知財的観点から徹底調査を行い、特許ポートフォリオの構築で強力な知財障壁を構築している。

■知財の専門性を極めると共に、事業戦略、技術戦略を理解させることで、事業を牽引する知財を選別し、それを強い知財権として獲得できる能力を備えた人材を育成しており、社内代理のみで審判や審決取消訴訟にも対応をしている。また、重点事業に知財マイスター活動を展開し、自社の強みに知財障壁形成、他社製品との差別化によるビジネスを拡大している。

■パテントレビューポータルサイトを構築し、他社特許のレビューをペーパレス化することにより、複数人がサイト上で共有可能している。また、別テーマのレビューにて先に検討した特許があれば表示される他、申し送り機能を装備し、過去レビューの結果が埋没しない仕組みを採用している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、真の意味で強い知財による製品競争力の強化・事業牽引を目指し、専門性をコアとした知財活動を展開しています。

知財獲得面では、全社獲得目標に加え、研究開発テーマごとの獲得目標設定に基づく発明創出活動を推進しています。これにより、開発成果の漏れのない権利化に加え、知財担当者に事業や研究開発を精通させることで、発明の選別、及び知財化を通した、事業を牽引する戦略的特許網の構築を進めています。特に重要テーマは、事業、技術、及び知財に精通した担当者を知財マイスターとして任命し、自社他社の強み弱みの可視化を通し知財障壁形成、他社製品との差別化を図っています。このように事業、技術開発を見据え、必要な知財を選別して、強い権利に仕上げる地に足の着いた活動を進めています。

知財の戦略的活用については、獲得知財をベースとした標準化知財活動、価値評価、営業活用、IPランドスケープ活用などの活動を積極的に展開しています。

今後は、これら知財の戦略的活用を十分な実益を出せるレベルに引き上げることで、社是である「科学技術で社会に貢献する」を実現していきたいと思います。

高速液体クロマトグラフ
質量分析計
(LCMS-9030)

回診用システム
(MobileDaRt Evolution
MX8 Version)

2019新型コロナウイルス
検出試薬キット

知財活用企業（特許）　株式会社シンテック（福島県）

●企業概要

株式会社シンテックは、独自の撚線加工技術を生かして歯列矯正用のワイヤや人工腱などの体内固定用のケーブル等の医療機器を開発・製造して事業活動を展開している。

受賞のポイント

■過去の知財に関する苦い経験をきっかけに、知的財産権で技術を守る意識が芽生え、特許取得に加え営業秘密の管理などにも留意している。現在は、外部弁理士とタッグを組んで、知財を意識した事業体制を構築し、製品開発をする際には、弁理士が作成した特許マップを参考に事業戦略を立案している。

■Qualityの高い体内固定用ケーブルは、医療機器であるため、厚労省認可が必要で参入障壁が高いこと、ケーブルの構造等を特許化するとともに、ケーブルの撚り方などみえないところはノウハウにて保護することにより、3重に障壁を構築している。医療用用途のため、他用途で使用されるケーブルと比較すると非常に利益率が高くなっている。

■自社の知財の取組等について、福島知財活用プロジェクトにおける発表会や各種マスメディアでの掲載等を行うことにより、中小企業における知財活用推進に貢献している。また、東日本大震災に遭遇し、設備等が損壊する被害を受けるも、2カ月後には工場を再開しており、各種補助金を活用するとともに福島県立医科大学をはじめ、産官学連携による事業体制を確立することにより事業を推進している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社の社名は、「Synchronize（同時代）＋technology（技術）」から「Syntec（シンテック）」とし、時代にあった技術（ものづくり）での製品開発を願望に起業した。研究開発に特化し、中でも上場企業から研究開発のテーマを受託することで「製品化」に成功した。その後、特殊金属素材を採用して独自技術で中空状のケーブルを開発し、伸縮性及びしなやかさの特性を付加させる製法を確立した。また、当社を守り業界で活躍するには、知的財産活用は事業戦略上必須であるため、開発当初から弁理士の支援のもと「パテントマップ」を作成し、知財管理が図れる仕組みを確立した。その後、応用展開に真剣に取組み、中空ケーブルの得意性が生かされる可能性を持つ医療機器業界へ参入して医療系大学と連携を図り、医療用機器として「体内固定用ケーブルシステム」で厚生労働省の認証を取得後自社製品化し全国展開を図っている。さらに、3～4年後には米国進出も計画中である。

現在、社員が一丸となり、過去の経験より知的財産活用の教育を弁理士の支援のもと定期的に実施し、また、新規開発テーマの推進では知財戦略を立案しながら業務の推進を図っている。

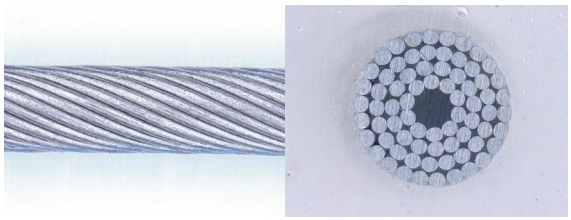

体内固定用ケーブル

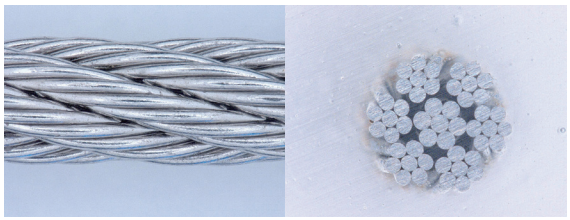

他社体内固定用ケーブル製品

知財活用企業（特許）　ファミリーイナダ株式会社（大阪府）

●企業概要

ファミリーイナダ株式会社は、創業以来マッサージチェアの製造・販売で事業を行っており、革新的な製品で業界を引っ張っている専門メーカーである。近年、自社が持つ健康に関する情報をお客様に届けるため、TV事業に参入している。

受賞のポイント

■知財担当部署である法務特許室は社長直轄の組織であり、専任のスタッフが在籍している。過去に某大手企業から特許訴訟を起こされたことで、知財が経営上の大きな武器にも危機にもなりえるという教訓から知財を重要視し、経営層の意図を直に反映した知財活動をスピーディーに実行している。

■知財の全てを自社で独占ではなく、マッサージ機業界の全体発展を図るという経営戦略に基づき、知財部門が独占と開放を選別している。基本特許は開放し競合にライセンスする一方、人間の手を再現したマッサージ機構やAI/IoT等の先端技術の特許は独占し競争力を維持している。また、社内アイデア創出システム（アイデアフェスティバル）を制定し、運用することにより新たなアイデアを創出している。

■保有特許をリストアップし、各特許に対して、営業訴求力、汎用性、残存期間、実施実績などを評価したレーダーチャートと簡単な技術説明を記載した冊子を毎年作成し、経営層とも共有しており、棚卸しにも活用している。また、毎年、自社及び競合企業の特許を洗出し、自社特許との比較、他社製品の侵害分析、自社製品の侵害分析、及び特許有効性分析を行い、常に勝つための権利行使の準備をしている。

企業担当者による知財活動の紹介

当社はマッサージ機の専門メーカーとして業界をリードすべく新製品開発には常に力を入れて、特許出願も数多く行っていました。しかし、知財部門としては出願した特許が経営にどれほど貢献しているのか常に疑問を持っていました。そこで2009年頃から、知財を守りとしてのツールだけではなく、競合製品を徹底分析して当社知財に対する侵害確認を行うとともに、ライセンス交渉や交渉に応じない企業には知財訴訟に踏み切る攻めの戦略に舵を切りました。今では競合製品に対する侵害分析から権利行使までのワークフローが仕組み化され定期に実施されています。知財がお金という明確な数字に変わることで、知財部門の経営貢献度が見える化され、組織のプロフィットセンターへ向けた意識改革にもつながっています。また、知財の独占/開放の基準を策定し、知財毎に経営トップと擦り合わせて経営戦略に沿った独占/開放の判定をしています。海外戦略も同様、中国や米国等で権利行使を行っています。中国の競合企業から受けた特許無効審判において、1審・2審では当社特許が無効とされたが、最高人民法院で審決が取り消された事件は、業界にとって大きな成果だと自負しています。

マッサージチェア
「ルピナスロボ」

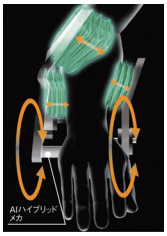

メカとAIのハイブリッドで人の手を超える「もみ心地」を実現

「INADA MEDICAL AIクラウド」に接続して毎日健康管理を実現

知財活用企業（特許）　富士電機株式会社（東京都）

●企業概要

富士電機株式会社は、エネルギー・環境事業で持続可能な社会の実現に貢献するために「パワエレシステム エネルギー」、「パワエレシステム インダストリー」、「半導体」、「発電プラント」、「食品流通」の5セグメントにおける製品の開発、生産、販売、サービスの提供を展開。

受賞のポイント

■知財権の重要性を示すため、知財センターのレベルを格上げするとともに、知財情報をより一層、事業や研究開発に活用するため、IPランドスケープを行うチームを社内に新設し、事業部門や研究開発部門と連携して、「提案型」「積極型」の知財活動の取組みを強化している。また、事業を牽引する知財ポートフォリオの構築と活用を方針に掲げ、知財に関する長期戦略、中期計画を策定するとともに、各年度の事業、研究開発テーマに対応した短期実行計画を実施している。

■事業戦略上必要なタイミングで知財ポートフォリオを構築し活用するため、審査官面接、事業戦略対応まとめ審査、早期審査制度を積極的に利用するとともに、10年以上継続している特許庁との意見交換会には技術開発担当役員も出席し、経営層の視点で知財権の取得に関する課題認識や提案を行い、より良い知財制度実現に貢献している。

■船舶用排ガス浄化システムの市場参入に際し、製品の特徴である小型化技術、省エネ制御技術について事業戦略対応まとめ審査、PPHを活用して特許権を早期に取得するとともに、特許権をPRして参入市場での認知度向上を図る等、特許権を事業展開に積極的に活用している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、エネルギー・環境技術の革新を追求し、エネルギーを安定的に最も効率的に利用できる、顧客価値が高く環境にやさしい製品・システムの創出を推進しています。この実現に向けて知的財産部門は、研究開発戦略に沿った知財活動を行っています。中でも新事業・新製品創出の取り組みに対して、知財情報等を活用したIPランドスケープの専門部隊を立上げ、研究開発部門と共に社会課題解決・顧客価値創出へ向けた研究開発テーマの探索を強化・推進しています。近年は、新市場開拓に向けて事業部門・営業部門との連携も進んでいます。また、当社は事業・製品が多岐にわたり、コンポーネントとそれを活用したシステムが連動しながら個々の事業戦略に落とし込まれています。それらの各事業戦略に沿って事業環境や競合他社の状況を踏まえた最適な知財ポートフォリオの構築を事業部門と連携して行うとともに、知財活用のタイミングを見据えた権利化を行うため、事業戦略対応まとめ審査や早期審査などの特許庁の制度を積極的に活用しています。

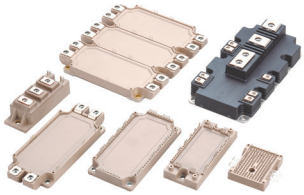

電力損失低減により
省エネに貢献する
「パワー半導体・IGBTモジュール」

熱電利用の最適化により
省エネに貢献する
「エネルギーマネジメントシステム」

環境負荷低減に貢献する
「船舶用排ガス浄化システム・
SOxスクラバー」

知財活用企業（意匠）　株式会社クボタ（大阪府）

●企業概要

株式会社クボタは、1890年に創業し、日本初の水道管量産化や農業の機械化を実現し、現在は、農業機械及びエンジンを主要製品とし、建設機械、パイプ関連及び水処理システム等環境関連製品の開発、生産、販売、サービスに関する事業活動を展開している。

受賞のポイント

■ブランドデザイン戦略（デザイン＝ブランド）として機械製品（農業機械、建設機械等）には必ずコーポレートシンボルおよび機体エンブレム（オーバルK）を付けることで、クボタブランドを表現し、統一デザインでブランド価値を向上している。

■機械製品については、製品毎に異なるデザインを見直し、クボタらしさを追求し、一貫性と機能性を持たせ進化するデザインとして「ファミリールック戦略※」を推進するとともに、クボタらしさを表した製品群のデザインについて積極的に意匠権を取得している。また、農業機械全体をグローバルな視点で捉え、一目で「クボタ製品」と判るようクボタオレンジを使用した「ブランドカラー戦略」を推進している。

※メーカーの独自性を表現する製品群で一貫性のある外観デザイン

■中期経営計画に対応した事業毎の知財戦略を策定するとともに、全社におけるリスク管理活動のうち、品質保証や安全衛生などと同様の重大なリスクの一つとして知的財産リスクを位置付けており、毎年、関連会社を含めた技術開発部門を対象に「知的財産リスク管理監査」を実施している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は創業以来130年以上にわたり、人々の生活に欠かせない「食料・水・環境」分野のグローバルな課題解決を目指して、農業機械、エンジン、建設機械、パイプインフラ関連製品、環境関連製品等の多様な製品とソリューションの提供を行っています。

知財部門は、開発部門、デザイン部門と同じ研究開発本部の中に組織されており、開発部門のみならずデザイン部門とも密着してコンカレント活動を推進し、開発した技術や新たなデザインについて知財面からの支援をしております。特に、意匠に関しては、国内では意匠法改正で新しくなった制度（関連意匠と画像意匠）、海外ではハーグ制度を積極的に活用し、開発拠点のある日本、北米、アジア、欧州の4極を意識した権利取得を進めています。

2021年当社は長期ビジョン「GMB2030」を発表し、「豊かな社会と自然の循環にコミットする“命のプラットフォーマー”」を目指し様々な取り組みを開始しています。知財面においても、長期ビジョンの実現を支えるため、知財権・知財情報をグローバルかつ戦略的に活用し、より一層経営に資する知財活動を推進してまいります。

電動小型建機（ミニバックホー）と
乗用型電動草刈機（トラクター）の試作機

農業機械におけるクボタオレンジの
ブランドカラー戦略の展開

知財活用企業（商標）　株式会社千石（兵庫県）

●企業概要

株式会社千石は、家庭用電化製品、石油暖房機器、ガス調理・暖房機など各エネルギーを活用した幅広い製品を企画・開発から製造・販売まで一貫して行うメーカーである。

受賞のポイント

■大手企業の事業撤退を機に取得した「遠赤グラファイト（約0.2秒で1,300度に達するという特徴）」の特許技術に着目して、独自に発展・開発したトースターがTV等に取り上げられ大ヒットとなっている。また、青炎式石油ストーブで有名な英国ブランド「アラジンブルーフレーム」の日本でのOEM製造受託を開始した。その後、販売代理店を買収し、日本に於ける「Aladdin（商標権）」の独占的使用権及び販売権を獲得している。

■技術×特許×ブランドにより、自社の競争優位環境を構築しており、コーポレートブランドとプロダクトブランドの双方を追求している。商品企画／デザイン部門・開発部門・品質保証部門・コールセンターが同じフロアに集まっていて、密なコミュニケーションを取りながら顧客の声を素早く製品に反映できる仕組みを構築しており、ものづくりを一気通貫で行う体制が強みである。

■製品毎の中・長期の事業戦略を作成しており、知財戦略はこの事業戦略の中に組み込んでいる。また、知財担当者が年間の知財総括報告書を作成し、経営層や他部門に報告し、知財戦略の見直しにも利用している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、中小企業の宿命でもある「限られたリソース（ヒト・モノ・カネ）の中からいかに効率よく事業を進めていくか」を常に意識し、外部で活用できそうなものがあれば思い切ってどんどん取り入れ、それを応用することで変革・成長してまいりました。

現在のヒット商品の最大の特長である「遠赤グラファイトヒーター」や、商標「Aladdin」も元々は他社から取得したもの、かつ社員も様々な会社からの中途入社の人材も多く、そういった多様性の高い企業風土の中から色々な触媒作用が働き、技術の応用展開・ブランド価値向上へと面白い化学反応がどんどん起こってきています。

これまでは会社としての「運やご縁」に恵まれてきましたが、最近「Aladdin」というブランド価値の大きさを改めて認識する場面も多々あり、この貴重な資産（リソース）を活かし国内ばかりでなく海外への事業展開も積極的に進めていこうとしております。今後も「日本の中小企業」としての誇りとダイナミックな躍動感を胸に、若さと明るさをもって変革にチャレンジし、グローバル展開を進めてまいります。

グラファイトトースター

ポータブルガスストーブ

Sengoku Aladdin

商標第5972083号

知財活用企業（商標）　株式会社バンダイ（東京都）

●企業概要

株式会社バンダイは、企業スローガンに「夢・クリエイション」を掲げ、世界中のお客さまの夢を育み、感動を体験して頂ける商品・サービスを生み出すことを使命としている。特徴として、キャラクターマーチャンダイジングというビジネスモデルをグローバルに展開している。

受賞のポイント

■外部企業との共同企画等において、産業財産権の取扱いを子細に規定し、それら個々の契約に基づく商標・著作権の取得・管理・運用を行うことで、ビジネスモデル「キャラクターマーチャンダイジング」の保護と促進を両立している。商標権等を根拠とした模倣品対策にも積極的に取り組んでいることで、ライセンサーに「バンダイと組めば商品化においてキャラクターの価値が最大化されるだけでなく、かつ模倣品被害にも対抗できる」と信頼されている。

■年間で約14,500点という多種多様な販売商品について、迅速に知財チェックを行い、かつ事業部のニーズやスピード感に沿った権利化が進められるよう、知財の取得・管理体制で内製化を10年以上前より推進している。

■「模倣品全てを根絶することは困難」という現状認識の下、中国模倣品対策において「重点ターゲットの徹底的な排除」と、「成果の対外PR」の2点に注力している。自社商品の模倣品の刑事事件にて、全国各地の警察署と連携し、知的財産権に基づき摘発への協力や告訴を適宜実施するとともに税関への差止申立やECサイトと連携して模倣品・侵害品のスムーズな排除を実現している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、「夢・クリエイション～楽しいときを創る企業～」をスローガン及びビジョンに掲げ、「たまごっち」「ガシャポン」「カードダス」など、多彩なエンターテインメント商品を世に送り出してきました。

知財部門は、1996年の初代「たまごっち」ブームで模倣品が大量に出回ったことを契機に誕生し、2004年のリバイバルでは商標権・意匠権・特許権による複合的な権利保全を行い、さらに模倣品に厳しい姿勢をPRすることで、国内での模倣品流通をほぼ抑え込むことができました。以降、「たまごっち」の進化に合わせてワールドワイドでの権利取得を行い、世界50以上の国・地域で販売されるロングセラー商品を支えています。

また現在では、「たまごっち」に限らず、国内で展開する商品は全て社内で商標調査するなど、スピーディーな開発スパンと並走する「頼れる社内の専門家集団」であるよう努めると共に、権利化・模倣品対策を継続することで、お客さまの安全・安心を守るべく活動しています。

知的財産権を活用することで、キャラクターの世界観を守り、育てる。それがお客さまの笑顔に繋がるよう、知財活動を継続して参ります。

初代「たまごっち」
発売：1996年　真正品
©BANDAI

「たまごっち」
侵害疑義品

「機動戦士ガンダム」プラモデル
（株式会社BANDAI SPIRITS）
©創通・サンライズ

知財活用企業（オープンイノベーション推進企業）　大日本住友製薬株式会社（大阪府）

●企業概要

大日本住友製薬株式会社は、旧大日本製薬と旧住友製薬が2005年に合併して誕生しており、精神神経領域、がん領域及び再生・細胞医薬分野の3領域を重点に研究開発を取り組み、加えて感染症領域、フロンティア事業にも取り組んでいるグローバル企業である。

受賞のポイント

■2014年に今後の持続的な成長に向け、自社創薬に加え、導入や提携をより推進・強化することを目的にオープンイノベーション開発室（現：オープンイノベーション推進部）を設置し、初期臨床段階までの化合物の導入や提携などを推進している。また、2015年度にオープンイノベーション活動の一つとして、当社の初期創薬研究ニーズとマッチするアイデアを募集する活動「PRISM※」を開始し、現在まで28件の採択を行っている。

※PRISM：Partnership to Realize Innovative Seeds and Medicines

■独自の成長モデルとして再生・細胞医薬事業、特にiPS細胞の医療応用に取組み、安定的・効率的に高品質な細胞製品を製造する技術を継続的に開発・創出し、研究・開発・商用に必要な細胞を安定的に供給する技術について、特許・ノウハウによる保護を推進している。

■協業先（大学、公設試験研究機関、スタートアップ等）または先方研究者との意見や意向と自らの目指す方向を調整しつつ、WIN・WINの協業を積極的に進めており、協業先との知財に関連した連携実績を有している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は研究重点3領域（精神神経、がん、再生・細胞医薬）での優れた医薬品開発に加え、医薬事業とシナジーが期待できるフロンティア事業立ち上げによる新たなヘルスケアソリューションの提供も目指しています。その中で、国内外の研究機関や革新的な技術を有するベンチャー企業との研究提携を推進し、京都大学との共同研究講座や北里研究所との薬剤耐性（AMR）菌感染症治療薬創製を目的としたKS-Projectを含む様々な共同研究や、公募型オープンイノベーション活動「PRISM」を継続的に行っています。再生・細胞医薬事業では、オープンイノベーションを基軸に、高度な工業化・生産技術と最先端サイエンスを追求する当社独自の成長モデルにより早期事業化を図り、2018年に世界初の他家iPS細胞由来の再生・細胞医薬品専用の商業用製造施設であるSMaRTを竣工し、2020年に当該医薬品の製造等の受託会社であるS-RACMOを設立しました。

当社は、知的財産にかかわる活動を、事業展開する上で欠かせない重要な戦略の一つに位置付け、外部提携機関との連携において創出される発明に対しても、積極的に出願・権利化を行っています。

再生・細胞医薬製造プラント（SMaRT）（大阪府吹田市）

SMaRT内部（安全キャビネットでの作業）

SMaRT内部（作業室内の様子）

知財活用企業（デザイン経営企業）　ヤフー株式会社（東京都）

●企業概要

ヤフー株式会社は、国内初の商用検索サイト「Yahoo! JAPAN」を開始し、現在では、提供するサービスは100を超えている。2019年10月1日より、持株会社体制に移行しており、従前のヤフー株式会社は「Zホールディングス株式会社」に商号を変更し、ヤフー株式会社のサービスは、Zホールディングス株式会社の子会社である新たな「ヤフー株式会社」に承継している。

受賞のポイント

■経営層はデザイン思考の重要性を創業時から理解しており、デザイン経営が世の中に広まる前からデザイン経営を実践して成長している。また、創業時より日々、UIやUX（ユーザー体験）を重要視し、サービスの新規提供と改善を連続して実施するとともに、ユーザーの来訪者数をデザイン経営の成果・指標と考え、活動している。

■ブランドデザインの観点から重要な決定に関しては経営層が判断し、新サービスリリースに際して経営層自らが一ユーザーとして「体験」し、クオリティ向上に関与している。さらに、デザインに関してガイドライン・スタイルガイドなどルールで統一して運用し、重要な変更は必ず役員会を通して決定している。

■ユーザー・パートナーにとって安全かつ健全な環境の確保や、情報技術社会の発展への貢献を重視し、特許・意匠・商標を中心とした知的財産ポートフォリオの構築・活用を行っている。UI・UX（ユーザー体験）の観点から、使いやすさ、便利さを実現する機能やデザインを重視し、特許・意匠・商標による多面的な保護を行っている。

企業担当者による知財活動の紹介

当社グループは創業以来、「ユーザーファースト」を信念として、ユーザーにとってより便利なUI（ユーザーインターフェース）、ユーザー体験（UX）を追求し、サービスを展開してきました。経営層は、デザイン思考の重要性を創業時から理解しており、経営からデザイナーまで全社的にデザインを重視する文化ができあがっています。ヤフーならではの使いやすさ、便利さに価値を感じてくださるようなUI、UXを提供できるよう常に改善を行い、多くのユーザーに利用いただき、満足いただけることがデザイン経営の成果であり指標であると考えています。私たち知財担当者は、こうしたデザイン経営の成果である「ヤフーらしさ」を体現するUI、UXを守るため、特許や意匠、商標といった複数の法域を組み合わせて権利化および活用に取り組んでおります。今後もいっそう、「ユーザーファースト」で提供するUI、UXをしっかり保護し、多くのユーザーが安心安全してサービスを利用できる環境づくりに貢献していきます。

知財活用企業（デザイン経営企業）　ヤマハ発動機株式会社（静岡県）

●企業概要

ヤマハ発動機株式会社は、パワートレイン技術、車体艇体技術、制御技術、生産技術を核とし、二輪車や四輪バギー、電動アシスト自転車などのランドモビリティ事業、ボート、船外機等のマリン事業、サーフェスマウンターやドローンなどのロボティクス事業、さらには、ファイナンス事業など多軸に事業を展開している。

受賞のポイント

■当時の社長（現会長）の言葉、「コンセプトとデザインは譲れない」をベースに2012年にデザイン本部が発足しており、事業部単位だったコンセプト・デザインの統一を目指している。さらに、商品が短期間でコモディティ化する世界でヤマハ発動機製品を買う「意味」をお客様に届ける必要性を強く感じたことでデザイン経営に取り組んでいる。

■事業戦略構築の最上流である経営会議にデザイン責任者が参画するとともにデザイン経営の考え方を社内に浸透させるためデザイナーが事業戦略構築へ参画し、お客様に届ける価値の「意味」を明確化するプロセスをサポートしている。2017年にはイノベーションセンターを新たに建設し、デザイナーとエンジニア含め多くの者が気軽に深く連携しやすい環境と、仕組みを整備している。

■知財部門の理念は、「IP for business」を旗印とし、ビジネスに貢献するための知財活動の実践である。「YAMAHA」ブランドについては商標をほぼ全世界・全区分で権利化するとともに、デザインについても多くの国で権利化し、ブランド・デザインの毀損に対しては毅然と対応することで企業価値を高める活動を行っている。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は経営の3本柱としてコンセプトや技術と共にデザインを掲げ、ヤマハらしいモノ創りの重要な要素として常にデザインを大切にしてきました。専門部門や建屋設立以外の具体的な活動として、各事業の事業ビジョンやロードマップ構築といった上流からデザイン部門が積極的に参画し、企画部門とともに企画構想を立案してデザイン開発を主導したり、製品デザインの企画に事業ビジョンやロードマップを反映する活動を行っている他、本社及び海外グループ会社の経営層を対象に先行デザインの活動紹介を毎年実施し、当社のデザインに関する考え方を積極的に発信・浸透させています。

また、製品デザインの他、ショーブース・店舗デザインやデザイン手法のデザイン等について、デザイン部門と知財部門とでリアルタイムに情報共有できる枠組みを構築し、これら多様なデザインの知財による保護・権利化・活用を検討・推進しています。

今後もこれらの活動を通して、2030年へ向けた長期ビジョン「ART for Human Possibilities～人はもっと幸せになれる～」の達成へ向け、挑戦を続けて参ります。

「モトロイド」
車両姿勢制御技術AMCESによる自立機能を根幹に据えて
人とマシンの新しい関係性を生み出す
モーターサイクルを実現

ヤマハモーターイノベーションセンター

第9章 産業財産権制度の見直しについての取組

1. 基本問題小委員会について

新型コロナウイルスの感染拡大は、ライフスタイルや産業構造が大きく変化させ、イノベーションの役割をより重要なものとした。イノベーションを停滞させないため、特許庁は2020年9月に産業構造審議会知的財産分科会の下に基本問題小委員会[1]を設置し、コロナ禍で顕在化した課題への対応はもちろんのこと、次のように、イノベーション促進に向けた産業財産権制度の改善のあり方、また、特許庁の手続や審査業務の品質向上など、横断的・基本的な問題について現状を整理した上で課題を抽出し、改善すべき方向性について議論を行った。

(1)これからの審査制度・業務を支えるシステムの在り方

①特許審査制度

調査対象文献の急増（中国文献爆発）等への対応として、先行技術調査を強化するため、毎年350万件超増加する海外特許技術文献を着実かつ効率的に調査できるようAIや類似度順スクリーニング等を活用する。

②意匠審査制度

令和2年に行われた意匠法の改正内容（ソフトウェアの画像デザインや建築物等保護対象の拡大関連意匠制度[2]の拡充）も含めた意匠制度の周知を強化する。

③商標審査制度

出願増を見据えた審査体制を強化(民間調査者・任期付審査官の活用等）すると共に、審査負担の少ない出願や拒絶理由の対象とならない出願を促進する（新しい商品・役務名に関する情報提供の強化等)。

(2)イノベーション創出に向けた政策の在り方

事業戦略と一体化した知財戦略実現に向けたハンズオン支援[3]や、ベンチャー企業・大学への知財専門家人材の拡充に向けた取組を実施する。また、ベンチャー企業や大学と大企業との連携を円滑に進められるよう、「モデル契約書」[4]（知財契約書のひな型）の類型を拡充し公表する。

また、国際制度調和の一環として、広範囲の途上国に対する支援を拡充し、審査協力を円滑に推進していく。

(3)新型コロナウイルス感染症への対応

特許庁に対する申請手続のうち書面でしかできない手続が約500あるが、これらをデジタル化し、書面申請に伴う押印についても可能な限り廃止する。また、無効審判等口頭審理のオンライン化を行うよう、法律改正と環境整備を行う。さらに、災害時のガイドライン等の整備を進め、災害等を原因とする納付期間徒過の割増手数料の救済制度を設ける。

1 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/index.html
2 本意匠と類似する意匠の登録を認める制度。
3 https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/handson/index.html
4 2020年6月、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0」を公表した。
https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html

1 3 4

(4)特許庁サービスの維持・向上及び料金体系の在り方

歳出・歳入構造改革や減免制度の適正化、手続・支払い等における手数料等の見直しを行う。詳細は、第2部第9章3. 特許特別会計の歳出・歳入構造改革を参照されたい。

こうした基本問題小委員会における議論の内容に基づき、2021年2月に「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方」[1]として報告書をとりまとめた。

2. 令和3年度法改正

特許庁は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、2020年7月に中間報告書として「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方[2]」を公表し、2021年2月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方[3]」を公表した。また、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、2021年2月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について[4]」を公表した。さらに、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、2021年2月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方[5]」を公表した。そして、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会において、2021年2月に報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」を公表した。

これらの内容を含む、特許法等の一部を改正する法律案は、2021年3月2日に閣議決定[6]、第204回通常国会へ提出され、衆・参両院での審議を経て、2021年5月21日に令和3年法律第42号として公布[7]された。

(1)特許法改正

①権利回復制度の見直し

・特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、当該特許権等を回復するための要件を緩和することとした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

②特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入

・特許権侵害訴訟等において、裁判所は、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、法律の適用等の必要な事項について第三者の意見を求めることができることとした。

※実用新案法において同旨の改正を実施。

③口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

・審判の口頭審理において、当事者等が物理的に審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等により参加することを可能にした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

④訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

・訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求等において、通常実施権者の承諾を不要とした。

※実用新案法及び意匠法において同旨の改正を実施。

1 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/210203torimatome.html
2 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/200710_aiiot_chukan/01.pdf
3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/210208_with-covid19/210208_with-covid19-report.pdf
4 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/20210204_shohyo_arikata/20210204_hokokusho.pdf
5 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/document/210203torimatome/01.pdf
6 https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210302003/20210302003.html
7 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r030521.html

1 2 3 4 5 6 7

⑤特許料の改定

・法定されていた特許料について、上限額を法定しその範囲内で具体的金額を政令で定める体系とするとともに、法定上限額を現行料金より引き上げることとした。

※商標法において同旨の改正を実施。実用新案法、意匠法においては体系変更のみを実施。

⑥災害等の発生時における割増手数料の免除

・災害等を理由に特許料（登録料）の納付期間を徒過した場合に割増特許料（割増登録料）の納付を免除することとした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

(2)意匠法改正

①国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充

・意匠の国際出願に関し、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書を、出願時に世界知的所有権機関（WIPO）に提出することを可能とするため、当該証明書をWIPOに出願した時に特許庁長官に提出したものとみなすこととした。

②国際意匠登録出願における登録査定の謄本の送達方法の見直し

・登録査定の謄本の送達を、世界知的所有権機関（WIPO）を経由した保護付与声明による電子的通知と一本化することを可能とした。

(3)商標法改正

①模倣品の越境取引に関する商標法等における規制の必要性について

・増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を新たに商標権の侵害と位置付け、規制することとした。

※意匠法において同旨の改正を実施。

②国際商標登録出願に係る個別手数料の納付方法及び登録査定の謄本の送達方法の見直し

・国際商標登録出願について、個別手数料の納付方法を、二段階納付（国際出願時及び日本国内での設定登録時に分けて納付）から一括納付（国際出願時に全額納付）に変更した。併せて、登録査定の謄本の送達を、世界知的所有権機関（WIPO）を経由した保護認容声明による電子的通知と一本化することを可能とした。

(4)工業所有権に関する手続等の特例に関する法律改正

①予納制度の簡素化（特許印紙予納の廃止及び現金予納に係る規定整備）

・特許料等又は手数料の予納について、特許印紙による予納を廃止し現金による予納とすることで手続を簡素化した。

(5)特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律改正

①国際調査に関する手数料の改定

・特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち、国際調査に関する手数料等の上限額を引き上げることとした。

(6)弁理士法改正

①法人名称の変更（特許業務法人から弁理士法人への変更）

・弁理士の所属する法人の名称について、特許業務法人から弁理士法人に変更した。

②特許業務法人の一人法人制度の導入

・弁理士の所属する法人の設立・存続要件について、弁理士社員2名以上から1名以上に変更した。

③特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度での意見作成に関する相談業務の追加

・特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度

に関する相談業務について、弁理士が行うことのできる業務として追加した。

④農水知財（植物の新品種・地理的表示）業務の追加

・農林水産関連の知的財産権（植物の新品種・地理的表示）に関する相談業務及び外国出願支援業務について、弁理士が行うことのできる業務として追加した。

3. 特許特別会計の歳出・歳入構造改革

(1) 特許特別会計の現状と歳出削減の取組

①現状と近年の課題

2005年度以降、審査請求期限の短縮[1]に伴う一時的な審査請求件数増やその後の特許登録件数増で歳入が増加する一方、大規模システム刷新の頓挫により予定していた歳出が生じず、剰余金が2,000億円超に到達した。2008年、2011年、2016年と3度にわたる値下げにより、歳入が定常経費程度に抑制された［2-9-1図］。

また、リーマンショック時に出願減が加速し、その後も減少傾向が継続している[2]こと等で、2014年度に赤字となり、その後、新最適化計画に基づくシステム刷新及び庁舎改修が開始されて歳出が増大し、結果、6年連続の赤字となっている。2020年度の歳出予算は1,649億円となっており、同年度の歳入予算（1,281億円）を大幅に上回っている。

このような状況に対して、特許庁では、審査審判関連経費、情報システム費、庁舎改修関連費等について徹底的な合理化を行うとともに、中小企業等支援を始めとする政策経費等の裁量経費の見直しも進めている。その結果、2021年度予算を対前年度で約5.3％減の1,562億円とするなど、大幅な歳出削減が図られた［2-9-2図］。

2-9-1図　【決算・予算ベースでの剰余金推移】

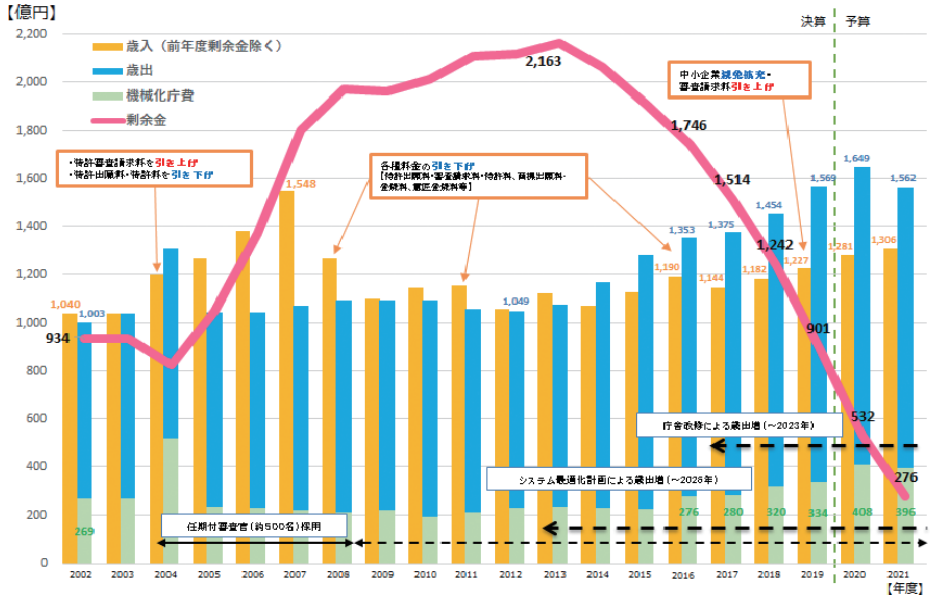

1　2001年10月に審査請求期限が7年から3年に短縮された。このため、最初の3年の期限が到来した2004年10月以降、新制度と旧制度の審査請求期限が重なる4年間、審査請求件数が一時的に増大した。

2　リーマンショック後、企業の研究開発投資は、諸外国よりは長いとはいえ、5-6年で回復したものの、出願減の傾向は上記回復後も継続している。

2-9-2図 【2021年度予算について】

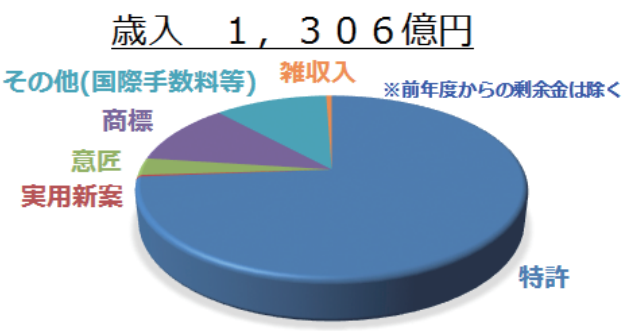

		金額(億円)	割合
特許	出願料	43	3.3%
	審査請求料	335	25.7%
	特許料	565	43.2%
	審判請求料等	20	1.5%
実用新案		4.0	0.3%
意匠		40	3.1%
商標		145	11.1%
その他(国際手数料等)		147	11.2%
一般会計からの受入		0.2	0.0%
雑収入		7.2	0.6%

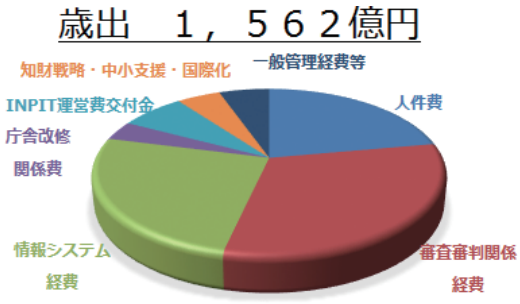

	金額(億円)	割合
人件費	346	22.2%
審査審判関係経費	491	31.4%
情報システム経費	396	25.4%
庁舎改修関係費	58	3.7%
INPIT※運営費交付金	111	7.1%
一般管理経費等	85	5.5%
知財戦略推進	20	1.3%
国際化関係	31	2.0%
中小企業等支援	23	1.5%

※INPIT：独立行政法人工業所有権情報・研修館

②今後の新たな取組・改善

歳出については、削減のための不断の見直しを進めていくことが必要であることから、定常経費が2022年度以降早期に現行料金体系下での歳入を下回るよう、歳出削減の取組を継続・強化していく。更に、印紙予納の廃止や減免制度の適正化による簿外費用の圧縮[1]を図る。

また、各種外注のコスト削減の観点から、関連団体においても業務の在り方を含め、改革が進められることが望ましく、加えて、産業財産権政策を支える情報システムの整備に当たっては、引き続き技術検証委員会の監督の下、計画的かつ効率的な投資を継続する。

(2)歳入確保に向けた対応

①現状と近年の課題

上記の歳出削減の取組により定常経費が歳入を下回ったとしても、制度の安定運用のためには、（ア）将来、次期システムや庁舎の改修等に必要となる投資経費の不足分や、（イ）災害等の不足の事態に備えたバッファーとしての剰余金の確保が必要である。

2021年2月に公表された、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会の報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方[2]」では、（ア）2030年代半ばまでに必要と見込まれる投資経費として2,000億円程度[3]、（イ）災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等として400億円程度必要であるとの考え方が示された。

また、歳入確保が必要となる時期や年間の追加財源の規模については、

- 2021年度末には剰余金（276億円[4]）が（イ）のリスクバッファー（400億円）を下回ることから、2022年度には追加的な歳入を確保する必要がある
- 2022年度から、次期システム刷新が本格化する2030年代半ばまでに（ア）の投資経費を確保するためには、毎年度150億円程度が追加的

1 特許印紙の売り捌き手数料や特許料等の減免は、会計上歳入の減として現れるが、実質的に特許庁が負担をしているため、歳出削減の取組として位置づけた。
2 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/210203torimatome.html
3 システム経費について、更なる開発経費削減等の合理化が実現すれば、削減の可能性がある。一方、他律的要因（計画外のOSサポート切れ、災害等）により、経費が追加的に生じるリスクもある。
4 予算ベース

に必要となる
との考え方を示している。

審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性を引き続き確保するため、上記の歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直し（値上げ）等により歳入を確保していくことが必要な状況である。

②特許料等の料金体系の見直し

特許法等の一部を改正する法律案が、2021年3月2日に閣議決定[1]、第204回通常国会へ提出され、衆・参両院での審議を経て、2021年5月21日に令和3年法律42号として公布[2]された（第2部第9章2. 参照）。

本法律案においては、法定されていた特許料・登録料について、上限額を法定しその範囲内で具体的金額を政令で定める体系とするとともに、特許料及び商標登録料等の法定上限額を現行料金より引き上げることとした［2-9-3図］。

また、実費と料金との乖離が大きいPCT国際出願に係る手数料についても法定上限額を引き上げることとした。

2-9-3図　【法定上限額の改定案】

過去の主な料金の推移

2008改正　2011改正　2012改正　2016改正　2019改正

		～2008/5	2008/6～2011/7	2011/8～2012/3	2012/4～2016/3	2016/4～2019/3	2019/4～現在
特許	出願料	16,000円	15,000円			14,000円	
	審査請求料	168,600円＋請求項数×4,000円		118,000円＋請求項数×4,000円			138,000円＋請求項数×4,000円 **＆中小減免拡大**
	特許料(1-3y)	2,600円＋請求項数×200円	2,300円＋請求項数×200円			2,100円＋請求項数×200円	
	特許料(4-6y)	8,100円＋請求項数×600円	7,100円＋請求項数×500円			6,400円＋請求項数×500円	
	特許料(7-9y)	24,300円＋請求項数×1,900円	21,400円＋請求項数×1,700円			19,300円＋請求項数×1,500円	
	特許料(10-20y)	81,200円＋請求項数×6,400円	61,600円＋請求項数×4,800円			55,400円＋請求項数×4,300円	
PCT	日本語	110,000円			80,000円	80,000円	
	英語					166,000円	
商標	出願料	6,000円＋区分数×15,000円	3,400円＋区分数×8,600円				
	登録料	66,000円×区分数	37,600円×区分数			28,200円×区分数	
	更新料	151,000円×区分数	48,500円×区分数			38,800円×区分数	

今回の法定金額の見直し

（※）括弧内は上限の金額

現行法定金額	改正案
(16,000円)	改定無し
(168,600円＋請求項数×4,000円)	改定無し
2,100円＋請求項数×200円	(毎年 **61,600円**＋請求項数×**4,800円**)
6,400円＋請求項数×500円	
19,300円＋請求項数×1,500円	
55,400円＋請求項数×4,300円	
(143,000円)	(**170,000円**)
(221,000円)	(**249,000円**)
(6,000円＋区分数×15,000円)	改定無し
28,200円×区分数	(**32,900円**×区分数)
38,800円×区分数	(**43,600円**×区分数)

1　https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210302003/20210302003.html
2　https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r030521.html

1　2

③今後の新たな取組・改善

特許庁のサービスを維持･向上していくために、2008年以降料金を引き下げてきた経緯も踏まえつつ、今後の料金体系の在り方の検討を進める。その際、今後必要となる剰余金の水準等については、財政運営状況や投資計画等の詳細を検討する中で常に見直し、これに応じて機動的に料金を引き下げる等の対応と、財政運営の透明性を確保する必要がある。

基本問題小委員会報告書においては、具体的な料金水準の検討に当たって、

- 審査コスト等の実費を踏まえ、制度別の収支バランスが大きく崩れないものとすること
- 欧米の料金水準を参照すること
- イノベーションが阻害されない料金体系となるよう、充実したシミュレーションを行うこと
- 値上げや経済動向による出願減の可能性等にも留意すること

等が必要であるとされた。

(3)特許特別会計の財政運営に係る情報公開等の在り方

①現状と近年の課題

情勢の変化に応じた柔軟な料金設定を可能とするためには、特許庁の財政状況の透明性の確保が重要である。

特許庁は、特別会計に関する法律に基づき、予算、決算及び企業会計の慣行を参考とした貸借対照表等の財務諸表を翌年11月頃に公開し、また、個別の事業については行政事業レビューシートを公開している。これに留まらず、料金収入のみで収支相償が求められる特許特別会計の特殊性を踏まえ、中長期的な財政運営状況等を把握・評価可能な情報を公開していく必要がある。

②今後の新たな取組・改善

定期的に特許庁から財政運営の状況についてより充実した情報公開を行うことで、剰余金の水準や料金体系の妥当性等について､透明性を確保する。

また、財政運営の状況、特に剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、専門家・第三者による点検を定期的に行う。

具体的には、産業構造審議会知的財産分科会の下に「財政点検小委員会」を新たに設置し、特許庁の財政状況を恒常的に点検する仕組みを作る。